

平成 25 年度文部科学省委託調査

「教育改革の総合的推進に関する調査研究～諸外国における
学制に関する改革の状況調査」報告書

平成 26 年 3 月 20 日

WIP ジャパン株式会社

目 次

調査の概要	1
1 件名	1
2 目的	1
3 調査内容	1
4 調査対象国	2
各国調査結果の要約	3
第1章 イタリア	7
1 現在の学制の概要	7
(1) 初等教育、中等教育、後期中等教育、高等教育の年齢別・グレード別分類	7
(2) (1)のうち義務教育段階、義務教育年齢	10
(3) (1)のうち無償で提供される教育	10
(4) 就学前教育、学校外教育の年齢別・グレード別分類	11
(5) 地域による学制の違い、国内における義務教育期間の違い	11
(6) 飛び級制度の導入・撤廃状況、飛び級制度が導入されている教育段階	11
(7) 留年制度の導入・撤廃状況、留年制度が導入されている教育段階	11
2 学制の改正状況	11
(1) 最近20年間に行われた学制の改正の概要	11
ア 2000年2月10日付け法律第30号	12
イ 2003年3月28日付け法律第53号(Legge 28 marzo 2003 n.53 通称モラッティ法)	12
(2) 現在の学制を規定している法律、その根拠条文	12
ア 2003年3月28日付け法律第53号	12
イ 2008年10月30日付け法律第169号	13
ウ 2009年6月22日付け大統領令第122号	13
エ 2010年1月13日付けにて国家評議会 (Consiglio di stato) により承認された後期中等教育改革案	13
オ 2010年12月30日付け法律第240号	13
(3) 学制改正前の法律、その根拠条文	14
ア 2000年のベリングエル法による学制改正以前の法律	14
イ 2008年以降のジェルミーニ大臣による学制改正前との内容比較	14
(4) 学校段階別学制の改正状況	14
ア 初等教育、中等教育、後期中等教育、高等教育の年齢区分の改正	14

イ	義務教育年齢・年数の改正	14
ウ	特定教育段階での無償化導入・変更	15
エ	飛び級制度の導入・撤廃	15
オ	留年制度の導入・撤廃	15
(5)	学制改正に関する世論動向	15
ア	学制改正に関連した世論動向、特に改正当時のメディア報道状況等	15
イ	改正に関する賛成意見	15
ウ	改正に関する反対意見	15
(6)	学制改正の背景	17
(7)	学制改正に関する評価	18
ア	教育規制庁や教育研究者などによる事後評価	18
第2章 ス페인		21
1	現在の学制の概要	21
(1)	初等教育、中等教育、後期中等教育、高等教育の年齢別・グレード別分類	21
(2)	(1)のうち義務教育段階、義務教育年齢	29
(3)	(1)のうち無償で提供される教育	29
(4)	就学前教育、学校外教育の年齢別・グレード別分類	29
(5)	地域による学制の違い、国内における義務教育期間の違い	29
(6)	飛び級制度の導入・撤廃状況、飛び級制度が導入されている教育段階	29
(7)	留年制度の導入・撤廃状況、留年制度が導入されている教育段階	30
2	学制の改正状況	30
(1)	最近20年間に行われた学制の改正の概要	30
(2)	現在の学制を規定している法律、その根拠条文	31
ア	学制全体について	32
イ	義務教育について	32
(3)	学制改正前の法律、その根拠条文	34
ア	LOGSE	34
イ	LOCE	35
(4)	学校段階別学制の改正状況	37
ア	初等教育、中等教育、後期中等教育、高等教育の年齢区分の改正	37
イ	義務教育年齢・年数の改正	37
ウ	特定教育段階での無償化導入・変更	37
エ	飛び級制度の導入・撤廃	37
オ	留年制度の導入・撤廃	39
(5)	学制改正に関する世論動向	40
ア	国民党政権による改正の試みー「教育の質に関する組織法 (LOCE)」（2002）	41
イ	社会党政権による LOCE 廃止と LOE 制定	44
ウ	政権交代と新たな改革ーLOMCE の制定	47
(6)	学制改正の背景	49

(7) 学制改正に関する評価.....	49
ア 教育規制庁や教育研究者などによる事後評価.....	49
第3章 オランダ.....	51
1 現在の学制の概要.....	51
(1) 初等教育、中等教育、後期中等教育、高等教育の年齢別・グレード別分類.....	51
ア 学制区分.....	52
イ 教育の概要.....	54
(2) (1)のうち義務教育段階、義務教育年齢.....	57
(3) (1)のうち無償で提供される教育.....	58
(4) 就学前教育、学校外教育の年齢別・グレード別分類.....	58
(5) 地域による学制の違い、国内における義務教育期間の違い.....	59
(6) 飛び級制度の導入・撤廃状況、飛び級制度が導入されている教育段階.....	59
(7) 留年制度の導入・撤廃状況、留年制度が導入されている教育段階.....	60
2 学制の改正状況.....	60
(1) 最近20年間に行われた学制の改正の概要.....	60
(2) 現在の学制を規定している法律、その根拠条文.....	60
(3) 学制改正前の法律、その根拠条文.....	69
(4) 学校段階別学制の改正状況.....	71
ア 初等教育、中等教育、後期中等教育、高等教育の年齢区分の改正.....	71
イ 義務教育年齢・年数の改正.....	71
ウ 特定教育段階での無償化導入・変更.....	71
エ 飛び級制度の導入・撤廃.....	72
オ 留年制度の導入・撤廃.....	72
(5) 学制改正に関する世論動向.....	72
ア 学制改正に関連した世論動向、特に改正当時のメディア報道状況等.....	72
イ 改正に関する賛成意見.....	73
ウ 改正に関する反対意見.....	73
(6) 学制改正の背景.....	74
(7) 学制改正に関する評価.....	75
ア 教育規制庁や教育研究者などによる事後評価.....	75
第4章 ノルウェー.....	77
1 現在の学制の概要.....	77
(1) 初等教育、中等教育、後期中等教育、高等教育の年齢別・グレード別分類.....	77
ア 学制区分.....	78
イ 規制庁.....	79
ウ 私立学校.....	79
(2) (1)のうち義務教育段階、義務教育年齢.....	79

(3) (1) のうち無償で提供される教育	80
ア 基礎学校教育	80
イ 学校外教育の一部	80
ウ 後期中等教育	80
エ 高等教育	80
(4) 就学前教育、学校外教育の年齢別・グレード別分類	80
ア 就学前教育	80
イ 学校外教育	80
(5) 地域による学制の違い、国内における義務教育期間の違い	81
(6) 飛び級制度の導入・撤廃状況、飛び級制度が導入されている教育段階	81
(7) 留年制度の導入・撤廃状況、留年制度が導入されている教育段階	82
2 学制の改正状況	82
(1) 最近 20 年間に行われた学制の改正の概要	82
(2) 現在の学制を規定している法律、その根拠条文	83
ア 初等及び中等教育・訓練法（教育法）（1998 年）	83
イ 私立学校法（助成金対象私立学校に関する法）（2003 年）	85
ウ 幼稚園法（2005 年）	86
エ 職業訓練教育法（2003 年）	86
オ 大学法（2005 年）	86
(3) 学制改正前の法律、その根拠条文	86
(4) 学校段階別学制の改正状況	87
ア 初等教育、中等教育、後期中等教育、高等教育の年齢区分の改正	87
イ 義務教育年齢・年数の改正	87
ウ 特定教育段階での無償化導入・変更	87
エ 飛び級制度の導入・撤廃	87
オ 留年制度の導入・撤廃	87
(5) 学制改正に関する世論動向	87
ア 学制改正に関連した世論動向、特に改正当時のメディア報道状況等	87
イ 改正に関する賛成意見	88
ウ 改正に関する反対意見	88
(6) 学制改正の背景	88
(7) 学制改正に関する評価	88
第 5 章 アルゼンチン	90
1 現在の学制の概要	90
(1) 初等教育、中等教育、後期中等教育、高等教育の年齢別・グレード別分類	90
ア 学制区分	91
イ 規制庁	91
ウ 私立学校	92
(2) (1) のうち義務教育段階、義務教育年齢	92

(3) (1)のうち無償で提供される教育	92
(4) 就学前教育、学校外教育の年齢別・グレード別分類	92
ア 就学前教育	92
イ 学校外教育	92
(5) 地域による学制の違い、国内における義務教育機関の違い	92
(6) 飛び級制度の導入・撤廃状況、飛び級制度が導入されている教育段階	93
(7) 留年制度の導入・撤廃状況、留年制度が導入されている教育段階	93
2 学制の改正状況	93
(1) 最近 20 年間に行われた学制の改正の概要	93
ア 学制区分の再編及び義務教育期間の拡大	93
イ 連邦政府・州政府間の権限の見直し	94
(2) 現在の学制を規定している法律、その根拠条文	94
ア 1994 年憲法	94
イ 教育基本法 (2006 年、26.206 号 Ley de Educación Nacional)	94
ウ 高等教育法 (24.521 号 Ley Nacional De Educacion Superior)	95
エ 子どもの権利保護法 (26.061 号 2005 年 10 月 21 日公布)	95
(3) 学制改正前の法律、その根拠条文	96
ア 連邦教育法 (24.195 号 1993 年)	96
イ 州及びブエノスアイレス特別区に対する教育サービス管轄委譲法 (24.049 号 1991 年)	96
(4) 学校段階別学制の改正状況	96
ア 初等教育、中等教育、後期中等教育、高等教育の年齢区分の改正	96
イ 義務教育年齢・年数の改正	97
ウ 特定教育段階での無償化導入・変更	97
エ 飛び級制度の導入・撤廃	97
オ 留年制度の導入・撤廃	97
(5) 学制改正に関する世論動向	97
ア 学制改正に関連した世論動向、特に改正当時のメディア報道状況等	97
イ 改正に関する賛成意見	97
ウ 改正に関する反対意見	98
(6) 学制改正の背景	98
(7) 学制改正に関する評価	98
ア 連邦教育法 (1993 年) の評価	98
イ 教育基本法の評価	99
第 6 章 ブラジル	100
1 現在の学制の概要	100
(1) 初等教育、中等教育、高等教育の年齢別・グレード別分類	100
(2) (1)のうち義務教育段階、義務教育年齢	102
(3) (1)のうち無償で提供される教育	102
(4) 就学前教育、学校外教育の年齢別・グレード別分類	103

(5) 地域による学制の違い、国内における義務教育期間の違い	103
(6) 飛び級制度の導入・撤廃状況、飛び級制度が導入されている教育段階	103
(7) 留年制度の導入・撤廃状況	103
2 学制の改正状況	103
(1) 最近 20 年間に行われた学制の改正の概要	103
(2) 現在の学制を規定している法律、その根拠条文	103
ア 2005 年 5 月 16 日制定の共和国大統領府発行の修正法律「Lei nº 11.114」	104
イ 2006 年 2 月 6 日制定の共和国大統領府発行の修正法律「Lei nº 11.274」	104
ウ 2013 年 4 月 4 日制定の共和国大統領府発行の修正法律「Lei nº 12.796」	104
(3) 学制改正前の法律、その根拠条文	104
(4) 学校段階別学制の改正状況	105
ア 初等教育、中等教育、後期中等教育、高等教育の年齢区分の改正	105
イ 義務教育年齢・年数の改正	106
ウ 特定教育段階での無償化導入・変更	106
エ 飛び級制度の導入・撤廃	106
オ 留年制度の導入・撤廃	106
(5) 学制改正に関する世論動向	106
ア 学制改正に関連した世論動向、特に改正当時のメディア報道状況等	106
イ 改正に関する賛成意見	106
ウ 改正に関する反対意見	107
(6) 学制改正の背景	107
(7) 学制改正に関する評価	107
(8) その他	107
ア 国家教育 10 カ年計画	107
イ 義務教育と財政	108
ウ 公立校と私立校の配分	108
第 7 章 インド	110
1 現在の学制の概要	110
(1) 初等教育、中等教育、後期中等教育、高等教育の年齢別・グレード別分類	110
(2) (1) のうち義務教育段階、義務教育年齢	120
(3) (1) のうち無償で提供される教育	120
(4) 就学前教育、学校外教育の年齢別・グレード別分類	120
ア 就学前教育	121
イ 学校外教育	121
(5) 地域による学制の違い、国内における義務教育期間の違い	121
(6) 飛び級制度の導入・撤廃状況、飛び級制度が導入されている教育段階	122
(7) 留年制度の導入・撤廃状況、留年制度が導入されている教育段階	122
2 学制の改正状況	122
(1) 最近 20 年間に行われた学制の改正の概要	122

(2) 現在の学制を規定している法律、その根拠条文	124
(3) 学制改正前の法律、その根拠条文	128
(4) 学校段階別学制の改正状況	128
ア 初等教育、中等教育、後期中等教育、高等教育の年齢区分の改正	128
イ 義務教育年齢・年数の改正	128
ウ 特定教育段階での無償化導入・変更	128
エ 飛び級制度の導入・撤廃	129
(5) 学制改正に関する世論動向	129
ア 学制改正に関連した世論動向、特に改正当時のメディア報道状況等	129
イ 改正に関する賛成意見	130
ウ 改正に関する反対意見	131
(6) 学制改正の背景	133
ア RTE 法改正の背景	133
イ SSA の背景	134
(7) 学制改正に関する評価	135
ア RTE 法改正に関する教育規制庁や教育研究者による事後評価	135
イ SSA に関する教育規制庁や教育研究者による事後評価	140
ウ Mid-day Meall に関する教育規制庁や教育研究者による事後評価	141
第 8 章 トルコ	143
1 現在の学制の概要	143
(1) 初等教育、中等教育、後期中等教育、高等教育の年齢別・グレード別分類	143
(2) (1) のうち義務教育段階、義務教育年齢	145
(3) (1) のうち無償で提供される教育	145
(4) 就学前教育、学校外教育の年齢別・グレード別分類	145
(5) 地域による学制の違い、国内における義務教育機関の違い、及び公立・私立の小中学校の違い	145
ア 地域による学制の違い	145
イ 公立・私立の小中学校の違い	145
(6) 飛び級制度の導入・撤廃状況、飛び級制度が導入されている教育段階	146
(7) 留年制度の導入・撤廃状況、留年制度が導入されている教育段階	147
ア 小・中学校における留年制度について	147
イ 高校以降における留年制度について	147
(8) 学制改正についての政府としての公式見解	147
2 学制の改正状況	148
(1) 最近 20 年間に行われた学制の改正の概要	148
(2) 現在の学制を規定している法律、その根拠条文	151
ア 法律 6287 号「初等教育法の一部改正」	151
イ 法律 222 号の「初等教育法」	152
ウ 法律 1739 号「国民教育基本法」	153

(3) 学制改正前の法律、その根拠条文	153
(4) 学校段階別学制の改正状況	154
ア 初等教育、中等教育、後期中等教育、高等教育の年齢区分の改正	154
イ 義務教育年齢・年数の改正	154
ウ 特定教育段階での無償化導入・変更	154
エ 飛び級制度の導入・撤廃	154
オ 留年制度の導入・撤廃	154
(5) 学制改正に関する世論動向	154
ア 学制改正に関連した世論動向、特に改正当時のメディア報道状況等	154
イ 改正に関する賛成意見	155
ウ 改正に関する反対意見	156
(6) 学制改正の背景	158
(7) 学制改正に関する評価	159
ア 教育規制庁による事後評価	159
イ 教育研究者による事後評価	162
第9章 ブルガリア	164
1 現在の学制の概要	164
(1) 初等教育、中等教育、後期中等教育、高等教育の年齢別・グレード別分類	164
ア 学制区分	165
イ 規制庁	166
ウ 私立学校	166
(2) (1)のうち義務教育段階、義務教育年齢	167
(3) (1)のうち無償で提供される教育	167
ア 授業料	167
イ 教科書	167
ウ 通学交通費等	167
(4) 就学前教育、学校外教育の年齢別・グレード別分類	167
ア 就学前教育	167
イ 学校外教育	168
(5) 地域による学制の違い、国内における義務教育期間の違い	168
(6) 飛び級制度の導入・撤廃状況、飛び級制度が導入されている教育段階	168
(7) 留年制度の導入・撤廃状況、留年制度が導入されている教育段階	168
2 学制の改正状況	168
(1) 最近20年間に行われた学制の改正の概要	168
ア 義務教育期間の拡大	169
イ 就学前教育の義務化	169
ウ 教科書無償化の拡大	169
(2) 現在の学制を規定している法律、その根拠条文	169
ア 新教育法 (The Public Education Act 又は The National Education Act) 1991年制定	169

イ	教育機関の種類（第26条（1）項）	170
ウ	憲法	170
エ	私立学校令	170
オ	教育レベル、普通教育、カリキュラム法（Level of Education, General Education Minimum and Curriculum Act）	170
カ	高等教育法（Higher Education Act）	171
キ	大学の独立性に関する法（Academic Autonomy Act）	171
(3)	学制改正前の法律、その根拠条文	171
ア	ブルガリア人民共和国憲法	171
イ	高等教育法（Law on Higher Education） 1958年制定	172
ウ	新教育法の制定による過去の法令の廃止	172
(4)	学校段階別学制の改正状況	172
ア	初等教育、中等教育、後期中等教育、高等教育の年齢区分の改正	172
イ	義務教育年齢・年数の改正	172
ウ	特定教育段階での無償化導入・変更	172
エ	飛び級制度の導入・撤廃	172
オ	留年制度の規定	172
(5)	学制改正に関する世論動向	173
ア	学制改正に関連した世論動向、特に改正当時のメディア報道状況等	173
イ	改正に関する賛成意見	173
ウ	改正に関する反対意見	173
(6)	学制改正の背景	173
(7)	学制改正に関する評価	174
ア	教育規制庁や教育研究者などによる事後評価	174
イ	有識者による評価	174
ウ	政府による評価	174

第10章 ルーマニア 177

1	現在の学制の概要	177
(1)	初等教育、中等教育、後期中等教育、高等教育の年齢別・グレード別分類	177
ア	学制区分	178
イ	規制庁	180
ウ	私立学校	180
(2)	(1)のうち義務教育段階、義務教育年齢	180
(3)	(1)のうち無償で提供される教育	180
(4)	就学前教育、学校外教育の年齢別・グレード別分類	181
ア	学校外教育	181
(5)	地域による学制の違い、国内における義務教育機関の違い	181
(6)	飛び級制度の導入・撤廃状況、飛び級制度が導入されている教育段階	181
(7)	留年制度の導入・撤廃状況、留年制度が導入されている教育段階	182

2 学制の改正状況	182
(1) 最近 20 年間に行われた学制の改正の概要	182
ア 法整備.....	182
イ 義務教育期間の拡大.....	182
ウ 初等教育機関入学年齢の引き下げ.....	182
エ 初等教育及び中等教育の期間変更.....	182
オ 高等教育の段階設定.....	182
(2) 現在の学制を規定している法律、その根拠条文	183
ア 国家教育法（2011 年 2 月発効）	183
イ 法令 288/2004（2004 年 6 月）及び法令 346/2005（2005 年 11 月）	184
ウ 教育の質保証法 87/2006	184
エ 憲法	184
(3) 学制改正前の法律、その根拠条文	184
ア 教育法（1995 年公布）	184
(4) 学校段階別学制の改正状況.....	185
ア 初等教育、中等教育、後期中等教育、高等教育の年齢区分の改正	185
イ 義務教育年齢・年数の改正	185
ウ 特定教育段階での無償化導入・変更	186
エ 飛び級制度の導入・撤廃.....	186
オ 留年制度の導入・撤廃	186
(5) 学制改正に関する世論動向.....	186
ア 学制改正に関連した世論動向、特に改正当時のメディア報道状況等.....	186
イ 改正に関する賛成意見	186
ウ 改正に関する反対意見	187
(6) 学制改正の背景.....	187
(7) 学制改正に関する評価.....	188
ア 教育規制庁による事後評価	188
イ 教育研究者などによる事後評価	188

図表目次

図表 1 - 1 : イタリアの学校系統図.....	7
図表 1 - 2 : イタリアの学制区分.....	8
図表 1 - 3 : イタリアの教育の概要.....	9
図表 1 - 4 : 国立私立の学校・生徒数.....	11
図表 1 - 5 : 留年制度・詳細.....	11
図表 2 - 1 : スペインの学校系統図.....	21
図表 2 - 2 : スペインの学制区分.....	23
図表 2 - 3 : スペインの教育制度（一般制度）の概要.....	25
図表 2 - 4 : 特別制度教育の種類.....	26
図表 2 - 5 : 芸術教育・詳細.....	26
図表 2 - 6 : 芸術教育以外の特別制度教育・詳細.....	28
図表 2 - 7 : 公立学校と私立学校の数（2011～2012）.....	28
図表 2 - 8 : 公立学校と私立学校の生徒数（2011～2012）.....	29
図表 2 - 9 : 留年制度の導入・教育段階.....	30
図表 2 - 10 : 教育水準別に見た法令の規定.....	33
図表 2 - 11 : LOGSE 既定・各教育段階一覧.....	35
図表 2 - 12 : LOCE 既定・各教育段階一覧.....	36
図表 2 - 13 : 留年制度・詳細.....	39
図表 3 - 1 : オランダの学校系統図.....	51
図表 3 - 2 : オランダの学制区分.....	53
図表 3 - 3 : 中等職業準備教育のコース.....	54
図表 3 - 4 : 中等職業教育のレベル.....	56
図表 3 - 5 : 義務教育と基礎資格取得義務の違い.....	58
図表 3 - 6 : オランダの学制関連法及び根拠条文.....	61
図表 3 - 7 : 改正前の条文.....	70
図表 3 - 8 : オランダにおける私立・公立学校数及び児童・生徒数（初等・中等教育）.....	76
図表 4 - 1 : ノルウェーの学校系統図.....	77
図表 4 - 2 : ノルウェーの学制区分.....	78
図表 5 - 1 : アルゼンチンの学校系統図.....	90

図表 5 - 2 : アルゼンチンの学制区分.....	91
図表 5 - 3 : 各教育段階の年齢区分.....	94
図表 6 - 1 : ブラジルの学校系統図.....	100
図表 6 - 2 : ブラジルの学制区分.....	101
図表 6 - 3 : ブラジルの教育の概要.....	102
図表 6 - 4 : 基礎学校教育の年齢区分改正.....	105
図表 6 - 5 : 2007～2012年までの基礎教育.....	109
図表 7 - 1 : インドの学校系統図.....	110
図表 7 - 2 : インドの学制区分.....	111
図表 7 - 3 : 2011/2012年度の認可学校数の運営主体別内訳図.....	113
図表 7 - 4 : 2011/2012年度の認可学校数.....	113
図表 7 - 5 : 認可初等学校数の所在地域別内訳図.....	114
図表 7 - 6 : 認可初等学校数の所在地域別内訳.....	114
図表 7 - 7 : 認可初等学校数の運営主体別内訳図.....	114
図表 7 - 8 : 認可初等学校数の運営主体別内訳.....	114
図表 7 - 9 : 認可上級初等学校数の所在地別内訳図.....	115
図表 7 - 10 : 認可上級初等学校数の所在地域別内訳.....	115
図表 7 - 11 : 認可上級初等学校数の運営主体別内訳図.....	115
図表 7 - 12 : 認可上級初等学校数の運営主体別内訳.....	116
図表 7 - 13 : 認可中等学校数の運営主体別内訳図.....	116
図表 7 - 14 : 認可中等学校の所在地域別内訳.....	116
図表 7 - 15 : 認可中等学校数の運営主体別内訳図.....	117
図表 7 - 16 : 認可中等学校の運営主体別内訳.....	117
図表 7 - 17 : 認可中等学校数の運営主体別内訳図.....	117
図表 7 - 18 : 認可上級中等学校の所在地域別内訳.....	118
図表 7 - 19 : 女子認可上級中等学校の所在地域別内訳図.....	118
図表 7 - 20 : 女子認可上級中等学校の運営主体別内訳.....	118
図表 7 - 21 : 各教育段階における学校数の統計.....	118
図表 7 - 22 : 各学校段階における生徒数と男女比.....	119
図表 7 - 23 : 各学校段階における生徒の男女比.....	119
図表 8 - 1 : トルコの学校系統図.....	143
図表 8 - 2 : トルコの学制区分.....	144

図表 8 - 3 : 2012-2013 年度の国内学校数.....	146
図表 8 - 4 : 学校段階別学制の改正状況表.....	154
図表 9 - 1 : ブルガリアの学校系統図.....	164
図表 9 - 2 : ブルガリアの学制区分.....	165
図表 10 - 1 : ルーマニアの学校系統図.....	177
図表 10 - 2 : ルーマニアの学制区分.....	178
図表 10 - 3 : ルーマニア義務教育機関の変遷.....	182
図表 10 - 4 : 義務教育機関の変遷・詳細.....	186

調査の概要

1 件名

教育改革の総合的推進に関する調査研究～諸外国における学制に関する改革の状況調査

2 目的

近時、教育に関する様々な課題が顕在化し、学校制度やその運用の改善を含め、教育改革に関する様々な施策を推進することが強く求められている。これらの改革を進めるに当たっては、まずは、諸外国の状況も含め幅広く情報収集を行い、施策の検討に活用することが重要である。

とりわけ、日本の学校制度の枠組みに関しては、戦後の制度設計から 60 年以上経っており、その間、子どもの発達の早期化等も進んでいるものと考えられる。

このような状況を踏まえ、諸外国における学校制度の実態や改革の動向について、調査を行うと共に、その背景にある課題や国内情勢などを研究・分析することによって、今後の日本の学校制度の改善・改革の論点を抽出するための基礎的資料を得ることを目的とする。

3 調査内容

調査内容は以下のとおりである。

1 現在の学制の概要

- (1) 初等教育、中等教育、後期中等教育、高等教育の年齢別・グレード別分類
- (2) (1)のうち義務教育段階、義務教育年齢
- (3) (1)のうち無償で提供される教育
- (4) 就学前教育、学校外教育の年齢別・グレード別分類
- (5) 地域による学制の違い、国内における義務教育期間の違い
- (6) 飛び級制度の導入・撤廃状況、飛び級制度が導入されている教育段階
- (7) 留年制度の導入・撤廃状況、留年制度が導入されている教育段階

2 学制の改正状況

- (1) 最近 20 年間に行われた学制の改正の概要
- (2) 現在の学制を規定している法律、その根拠条文
- (3) 学制改正前の法律、その根拠条文
- (4) 学校段階別学制の改正状況
 - ア 初等教育、中等教育、後期中等教育、高等教育の年齢区分の改正
 - イ 義務教育年齢・年数の改正
 - ウ 特定教育段階での無償化導入・変更
 - エ 飛び級制度の導入・撤廃
 - オ 留年制度の導入・撤廃

調査の概要

- (5) 学制改正に関する世論動向
 - ア 学制改正に関連した世論動向、特に改正当時のメディア報道状況等
 - イ 改正に関する賛成意見
 - ウ 改正に関する反対意見
- (6) 学制改正の背景
 - 学制改正に関する社会的背景
- (7) 学制改正に関する評価
 - 教育規制庁や教育研究者などによる事後評価

4 調査対象国

イタリア、スペイン、オランダ、ノルウェー、アルゼンチン、ブラジル、インド、トルコ、ブルガリア、ルーマニア

各国調査結果の要約

●イタリア

イタリアの学校制度は、就学前教育、初等教育、中等教育、後期中等教育、高等教育の大きく5つから構成される。

義務教育期間は、初等教育の5年間と後期中等教育の最初の2年間にあたる6歳から16歳の計10年間となる。

最近の学制の改正の代表的動向は、2000年2月10日付け法律第30号による義務教育年齢の引き上げや、2003年3月28日付け法律第53号により初等教育5年間+中等教育3年間を「第一教育サイクル」、後期中等教育5年間を「第二教育サイクル」として再定義したことが挙げられる。

学制改正の背景としては、生涯学習のための教育強化の必要性、出生率の減少、国家財政問題が挙げられている。

●スペイン

スペインの学校制度は、幼児教育、初等教育、中等教育（義務中等教育、高等学校、中級職業教育）、高等教育（上級職業教育、大学教育）から成る一般制度と、芸術教育、語学教育、スポーツ教育から成る特別制度に大別される。

義務教育期間は、初等教育の6年間と義務中等教育（ESO）の4年間にあたる6歳から16歳の計10年間となる。

最近20年間において、スペインでは革新系の社会労働党と保守系の国民党という二大政党の間で何度か政権交代が繰り返され、その度に教育制度改革が行われている。学制の改正の代表的動向は、1990年の「教育制度の一般整備に関する組織法」による義務教育10年制の導入、2002年の「教育の質に関する組織法」による1990年法の4年制義務中等教育等の問題点改善、2013年の「教育の質向上のための組織法」による特定条項の改正といった目まぐるしい法改正が挙げられる。

1990年「教育制度の一般整備に関する組織法」以降の学制改正の背景としては、義務中等教育修了資格をとれないまま学校教育を離れる生徒が全体の4分の1に達すること、あるいは作文や読解、数学などの基礎的学力が周辺諸国の平均を下回っていることに対する危機感が挙げられている。世論動向には、「包括的教育か差別的教育的か」、「全国の児童生徒に共通の内容の教育を保障すべきか、自治州のより広い権限を尊重すべきか」、「教育（学校）を選ぶ自由をめぐる議論」、「宗教教育の扱い」等の主要な争点が含まれる。例えば、2002年の「教育の質に関する組織法」制定の際には、社会党政権による激しい反対運動が沸き起こったが、論争の背景に宗教問題も含まれている点がカトリック国ならではの現象であると言える。

●オランダ

オランダの学校制度は、就学前教育、初等教育、中等教育、中等職業教育、高等教育（高等職業教育及び大学教育）から構成される。

義務教育については「1969年義務教育法」において、「子供が5歳になった月の翌月最初の通学日」から始まり、終了するのは子供が16歳になった学年の終わり、又は義務教育を12年間受けたら修了と定められている。

各国調査結果の要約

最近の学制の改正の代表的な動向としては、1999年の中等教育法改正による中等一般教育と職業準備教育の統合と現行の中等職業準備教育確立、2007年の「1969年義務教育法」改正による通常義務教育への「基礎資格取得義務」追加が挙げられる。

1999年の改革の目的は、職業準備教育が持っていた悪いイメージを払拭すること、そして実践中心だった職業準備教育に理論的教育の比重を増やし、理論中心だった中級一般教育に実践的教育の比重を増やすことによって中等職業教育への進学がスムーズになり、中退者が減ることを期待してのことであった。

また、2007年の改革の目的は、16歳になって義務教育が終了しても、基礎資格を取得するまで、又は18歳になるまでは通学し続けられるようにすることであった。

学制改正の背景としては、90年代の初めより中退者の削減という課題や2010年までに18歳から24歳の低学歴者を2002年の半分にまで減少させるという課題があった。

改正の評価としては、中退者の減少数に焦点が当てられているが、教育段階の違いによって成果が異なるという見方がある。

●ノルウェー

ノルウェーの学校制度は、幼児教育、基礎学校教育（初等教育および前期中等教育）、後期中等教育、高等教育から構成される。後期中等教育段階で普通教育と職業訓練にコース分岐し、それぞれ教育期間も異なり、普通教育コースの場合10（7+3）+3制となる。

義務教育期間は、基礎学校教育期間（1年生～10年生）にあたる6歳から16歳の10年間である。

ノルウェーでは教育政策に関し教育機会の均等を原則としてきたが、1990年代に入ると技術、経済、社会の変化に伴う教育改革が政策課題となり、1994/1995年度の改革、1997/1998年度の改革、2002年の学士・修士・博士課程の年数統一、2004年のカリキュラム改革などの改革が実施された。

改革の評価としては、ノルウェーの政府系研究機関が行った義務教育改革の1997年事後評価報告が代表的なものである。改革で掲げられた措置（義務教育を10年間に拡大、少数民族の文化を尊重した教育の実施、第1学年における英語教育開始など）はおおむね実施に移され、教員や保護者もその内容を支持しているが、カリキュラムの内容・水準が高く年度内にこなさきれないという教員の不満が発生していることや、自治体による取り組みに差がある等、課題も指摘されている。

●アルゼンチン

アルゼンチンの学校制度は、初期教育、初等教育、中等教育、高等教育から構成される。

義務教育期間は、初期教育の最終年、初等教育、中等教育の合計13年間である。

最近の学制の改正の代表的動向は、1993年の連邦教育法および2006年の教育基本法の制定である。

学制改正の背景としては、アルゼンチンが1990年代以前に経験したクーデター、国際間紛争、経済危機などの政治的経済的不安定に対して、国家発展のための教育制度改革の必要性が認識され、1993年の連邦教育法制定により教育制度の管轄が各州に権限委譲されたことが挙げられる。

上記改革は、地域ニーズに沿った教育制度を整備することができると期待されたが、逆に制度の州間格差が生まれて混乱を招く結果に陥った。そこで、連邦政府の権限を再強化するため、2006年には教育基本法が制定された。

本報告書執筆中の2014年3月時点では、2006年教育基本法制定に関する事後評価の十分な資料は得られていない。

各国調査結果の要約

●ブラジル

ブラジルの学校制度は、児童教育、基礎学校教育、中等教育、高等教育の4つに大別される。これらのうち、義務教育期間は6歳～14歳までの9年間である。義務教育段階は、基礎教育1（第1学年～第5学年、6歳～10歳）と基礎教育2（第6学年～第9学年、11歳～14歳）から成る。

最近の学制の改正の代表的動向は、1996年の国家教育基本法では8年間と定められた義務教育期間が、共和国大統領府発行の修正法律「Lei n° 11.274」により、2010年までに9年間に移行することが定められたことが挙げられる。

学制改正の背景には、ブラジル地理統計院の世帯調査結果で明らかになった、「4～5歳の児童における低就学率（72.8%）」の改善、「中等教育における低就学率（84%）」の改善が挙げられる。

●インド

インドの学校制度は、就学前教育、初等教育（初等学校、上級初等学校、及びノンフォーマル教育センター）、中等教育（中等学校及び上級中等学校）、高等教育（大学、カレッジ、修士、博士）から構成される。中等教育段階で中等教育と職業訓練にコース分岐する。

義務教育段階は、初等教育である初等学校（第1学年～第5学年）および上級初等学校（第6学年～第8学年）であり、義務教育年齢は6歳から14歳である。そして、6～14歳の児童全てが無償で初等教育を受けることを義務付けられている。

最近の学制の改正の代表的動向は、1986年基本教育計画の一環としての「国家教育政策（National Policy on Education 1986/1992）」の策定に基づく、国民全員が教育を平等に受けることのできる権利を強める普遍化初等教育への注力化、1994年の郡初等教育計画（DPEP）の導入による初等教育の活性化に向けた取組の開始、1996年の女子教育の重視や初等教育の質改善を目的とするNPE改正が挙げられる。

1996年の改革には、州政府との連携のもと、2001年までの実現を目指す「全国初等教育完全普及計画」が含まれた。具体的には、1億9200万の児童に教育を受けさせること、6歳～14歳までの児童全てが無償で初等教育を受けることの義務付け、男女・社会的階層の違いによらない8年間の修学修了する権利を保障し、初等教育の学習の質を向上させることを目指した。同時に、新学校の設立、それに代わる学校教育機関や教室、トイレ・飲み水などのインフラ整備にも努めており、既存の学校においても、十分な教員数の確保、教育学習教材の開発、学習支援、教科書の提供及び学習成績への支援も組み込まれている。

●トルコ

トルコの学校制度は、2012年より4年+4年+4年の教育システムが導入され、初等教育第一段階4年（5または6歳～9または10歳）、初等教育第二段階4年（9または10歳～13または14歳）、後期中等教育4年（14歳～18歳）、高等教育（18歳～）に分かれる。

上記改革に伴い、初等教育第一段階4年（小学校）、初等教育第二段階4年（中学校）後期中等教育4年（高校）の計12年が義務教育となり、義務教育の開始年齢は66ヶ月となった。

2012年の学制改正については、2012年の文部省作成文書「12年間義務教育の質問と回答」の中で説明されており、先進諸国との教育年数・高校卒業者数等の違い、民主的かつ柔軟な教育実現、そのための教育課程の分割の必要性などが背景にあるとされている。

各国調査結果の要約

また、トルコでは、1972年「文部省 初等教育条例：23条」により、飛び級が認められている点が特筆される。

●ブルガリア

ブルガリアの学校制度は、1989年の社会主義体制崩壊後に制定された新教育法に基づいて構築されており、幼児教育、基本教育（初等教育及び前期中等教育を統合）、後期中等教育、中等後教育、高等教育から構成されている。

新教育法第7条で定められた義務教育年齢は、16歳までである。また、その期間は11年間（就学準備教育2年間、基本教育〈初等教育及び前期中等教育〉8年間及び、後期中等教育期間のうち1年間〈第9学年まで〉）である。

就学準備教育（5歳～7歳）の2年間は、2010/2011年度より義務化されている。

ブルガリアでは、1989年の社会主義体制崩壊から2年を経て新教育法が制定され、学校制度改革への取り組みが行われてきたが、同法は20回以上の改定が行われ、それに伴い教育制度も頻繁に変更が行われ、安定した制度が確立していないのが現状である。

最近の学制の代表的な改正動向としては、義務教育期間の拡大（2009年に10年間、2012年に11年間）と就学準備教育の義務化（2002年/2003年は6～7歳児対象、2010年/2011年度は5～6歳児対象）が挙げられる。

学制改正の背景としては、「1989年の社会主義体制崩壊後の民主化、市場経済移行、EU加盟のプロセスにおいて教育制度改革による良質な労働力の育成確保」、「持続可能な経済発展達成のための教育の質・効率向上、社会の変化に対応できる良質な労働力の提供」、「少数民族ロマの低教育水準の改善」が挙げられる。

●ルーマニア

ルーマニアの学校制度は幼児教育、初等教育、中等教育、中等後非高等教育、高等教育に分けられているが、1989年の共産党独裁制崩壊後、とくに初等・中等教育の段階で継続的に教育改革が実施されている。

義務教育期間は、1初等教育5年間（入学準備年及び第1学年～第4学年）、中等教育5年間（第5学年～第9学年）の10年間で、5（1・4）・5制が採用されている。

最近学制の改正の代表的動向としては、共産党独裁体制の廃止後の1995年の教育法制定、生涯教育を含む教育全般について定めた2011年の国家教育法制定がある。また、義務教育期間は、過去20年間で8年間から10年間に拡大されている。

学制改正の背景には、1989年の共産党体制の崩壊に伴う教育制度の混乱、EU加盟を目指すにあたっての教育制度改革がある。EU加盟に際しては、EU諸国内での学生交流、高度人材を含む労働者の交流が求められるため、EU諸国に準じた教育制度及び職業訓練制度の改革（初等・中等教育の質・構造改革や、少数民族に対する教育機会保証など）や法整備が必要となった

2001年の政府報告書では、1990年代の学制改正の改善点として、カリキュラム整備や、教育の地域密着化を挙げている。一方、課題としては、経済・社会の混乱による生活水準の低下、教育への関心の低下が中退者の増加や就学率の減少を招いたこと、こうした状況下で優秀な学生が海外流出していること等を挙げている。

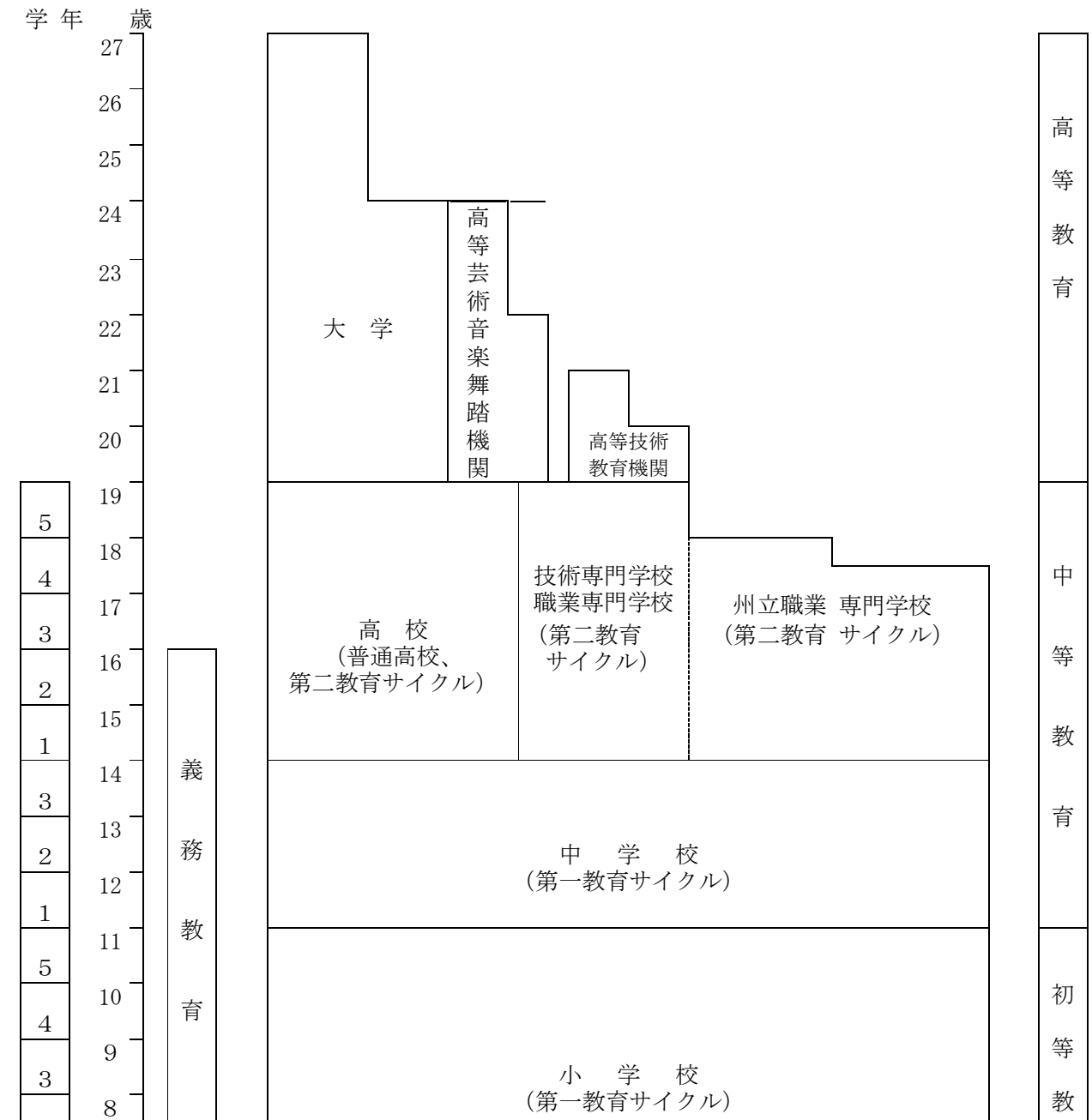
諸外国における学制に関する改革の状況調査

第1章 イタリア

1 現在の学制の概要

(1) 初等教育、中等教育、後期中等教育、高等教育の年齢別・グレード別分類

図表1 - 1 : イタリアの学校系統図



第1章 イタリア

2				
1	7	6	幼稚園	就 学 前 教 育
	3		保 育 園	
	3か月			

イタリアの学校制度は、就学前教育、初等教育、中等教育、後期中等教育、高等教育の大きく5つに分けられる。

2013/2014年度の学制区分（学校年度開始月：9月）は以下のとおりである。

図表1 - 2：イタリアの学制区分

区分	期間	学年	年齢	備考
就学前教育			3か月～3歳 3歳～6歳	保育園 幼稚園
初等教育	5年間	第1学年～ 第5学年	6歳～11歳	第一教育サイクルに属する。日本の小学校に相当。
中等教育	3年間	第1学年～ 第3学年	11歳～14歳	第一教育サイクルに属する。日本の中学校に相当。
後期中等教育	3～5年間	第1学年～ 第5学年	14歳～19歳	第二教育サイクルに属する。日本の高校・高専に相当。普通高校・技術専門学校・職業専門学校があり、州立職業専門学校のみ、3年間あるいは4年間のコースがあり、他はすべて5年間。
高等教育	1～8年間		19歳～上限なし	日本の大学に相当。 大学：3・5・8年間 高等芸術音楽舞踏機関：3あるいは5年間 高等技術教育期間：1あるいは2年間

第1章 イタリア

イタリアの教育の概要は以下のとおりである。

図表1 - 3 : イタリアの教育の概要

<p>初等教育： 日本の小学校に相当 (6歳～11歳)</p>	<p>就学年齢は、入学年の12月31日までに6歳になる子供。ただし入学年の翌年4月30日までに6歳になる子供も、学校側の席に空きがある場合には入学が可能となる。期間は5年間で、最初の1年間と2年間プラス2年間の3期間として構成される。2学期制で、1学期は9月初中旬から1月下旬、2学期は2月初旬から6月初中旬までとなる。1週間の授業時間は、24時間・27時間・30時間・40時間という4つの選択肢があり、入学時に両親が希望する時間を申請するが、30時間の場合には学校側の対応能力や申請者数により可否が判断され、40時間の場合には学生食堂がある等の適切な施設を有する学校のみ実施が可能となる。卒業のための国家試験 (Esame di stato) は実施されない。</p>
<p>中等教育： 日本の中学校に相当 (11歳～14歳)</p>	<p>期間は3年間。初等教育の5年間を合わせた8年間が第一教育サイクル(Primo ciclo scolastico)と呼ばれる。2学期制で、1学期は9月初中旬から1月下旬、2学期は2月初旬から6月初中旬までとなる。1週間の授業時間は30時間が基本であるが、学校に学生食堂がある等の適切な施設を有する場合で、両親からの申請数が多数である場合、36時間あるいは40時間という3つの選択肢がある。卒業して後期中等教育課程に進むためには、国家試験に合格する必要がある。</p>
<p>後期中等教育： 日本の高校・専門学校に相当 (14歳～19歳)</p>	<p>後期中等教育に属する学校として、普通高校 (Liceo)、技術専門学校 (Istruzione tecnica)、職業専門学校 ((Istruzione professionale))、州立職業訓練専門学校 (Percorsi regionali di istruzione e formazione professionale) の4種類が存在する。この後期中等教育の5年間は第二教育サイクル (Secondo ciclo scolastico) と呼ばれる。すべて2学期制で、1学期は9月初中旬から1月下旬、2学期は2月初旬から6月初中旬までとなる。</p> <p>●普通高校： 5年間の就学期間で、文系高校 (Liceo classico)、理系高校 (Liceo scientifico)、語学高校 (Liceo linguistico)、芸術高校 (Liceo artistico)、音楽舞踏高校 (Liceo musicale e coreutico)、人文科学高校 (Liceo delle scienze umane) の6つに分類される。1週間の授業時間は、最初の2年間で27時間で後の3年間で30時間。</p> <p>●技術専門学校・職業専門学校： 技術専門学校は、テクノロジー分野に9コース、経済分野に2コースの合計11コースから選択し、職業専門学校は、産業・手工業分野に2コース、サービス分野に4コースの合計6コースから選択を行う。技術専門学校及び職業専門学校とも5年間の就学期間で、最初の2年間、次の2年間、最後の1年間の3期間として構成されている。1週間の授業時間は、双方と</p>

第1章 イタリア

	<p>も32時間。</p> <p>技術専門学校と職業専門学校との違いは、職業専門学校がより仕事に直結した内容であるのに対して、技術専門学校は大学等の高等教育で学ぶための各専門に対する理論と実践を学ぶことにある。高等教育課程に進学するには国家試験に合格する必要がある。</p> <p>●州立職業訓練専門学校：</p> <p>3年修了時での専門資格の交付あるいはその後1年間就学で専門学位の交付をおこなっている。専門資格は農業・機械・木工など21の分野がある。これは、国立職業専門学校が2009年までは3年修了時において専門資格を得て労働を始めるか、あるいはその後2年間の就学で専門学位を得るかの選択が可能であったのが、2010年以降は5年間の就学期間のみ選択となり、3年修了時に労働を開始できなくなったことを補うものであった。</p> <p>州立職業訓練専門学校から高等教育に進むためには、4年間就学による専門学位の取得後に、国立の職業専門学校に転籍し、最終学年にあたる1年間（合計5年間）の就学後に国家試験に合格する必要がある。</p>
<p>高等教育： 日本の大学に相当 (19歳～)</p>	<p>高等教育に属する機関を大別すると、大学（Università）、高等技術教育機関（Istruzione e formazione tecnica superiore）、高等芸術音楽舞踏機関（Alta formazione artistica, musicale e coreutica）がある。</p> <p>●大学：</p> <p>第一サイクルとしての3年間の課程を修了すると学士号が与えられ、第二サイクルとしての2年間で各専門コースで修了することにより、専門学位が与えられ、第三サイクルとしての3年間の修了で、博士号が与えられる。</p> <p>●高等技術教育機関：</p> <p>専門技術の習得を目的としたもので、6か月間を2期あるいは4期の2コースがある。最低1,200時間最高2,400時間の授業時間のうち、30%にあたる時間を実際の職場での研修にあてなければならない。</p> <p>●高等芸術音楽舞踏機関：</p> <p>美術、ダンス、演劇、インダストリアル・アート、音楽を、第一レベルの3年間、第二レベルの2年間で学ぶ。卒業者は、大学卒業者と同一卒業資格を得る。</p>

(2) (1) のうち義務教育段階、義務教育年齢

義務教育期間は、第一教育サイクル全期間と第二教育サイクルの最初の2年間、つまり初等教育から後期中等教育の最初の2年間にあたる6歳から16歳の10年間は義務教育となる。

(3) (1) のうち無償で提供される教育

教科書代や少額の入学金や試験代などを除き、国立学校の初等教育、中等教育、及び後期中等教育の最初の3年間の授業は無償で提供される。また、高等技術教育機関における教育も無償提供される。

第1章 イタリア

(4) 就学前教育、学校外教育の年齢別・グレード別分類

就学前教育としては、3か月から3歳を対象とした保育園（Asilo nido）、3歳から6歳を対象とした幼稚園（Scuola dell'infanzia）がある。

学校外教育としては、普通高校、技術専門学校、職業専門学校といった第二教育サイクルに属する生徒で15歳から18歳の希望者に対して、授業時間の一部を実際の職場での研修にあて、授業による知識と職場での実践の統合を図ることができるような制度（Alternanza scuola-lavoro）がある。

(5) 地域による学制の違い、国内における義務教育期間の違い

学期の開始・終了日が州により異なるが、地域による学制の違い及び義務教育期間の違いはない。国内における義務教育機関の違いとしては、国立学校（Scuola statale）・私立学校（Scuola privata）・認定私立学校（Scuola privata paritaria）の3種類が存在する。認定私立学校は、国立学校ではないが、国の教育計画・規則に沿った運営をおこない、学校運営に関して補助金を受けられる仕組みとなっている。

少し古い資料になるが、イタリア国家統計局(ISTAT)発表¹の2007/2008年度における国立学校と私立学校(認定私立学校を含む)の数と生徒数は以下のとおりである。

図表1 - 4：国立私立の学校・生徒数

	国立学校数	国立生徒数	私立学校数	私立生徒数
初等学校	18,101	2,830,056	1,956	196,226
中等学校	7,939	1,727,339	689	69,424
後期中等教育	6,719	2,747,530	1,450	141,840

(6) 飛び級制度の導入・撤廃状況、飛び級制度が導入されている教育段階

飛び級制度は存在しない。

(7) 留年制度の導入・撤廃状況、留年制度が導入されている教育段階

留年制度は、初等教育・中等教育・後期中等教育・高等教育のすべての段階で導入されている。

図表1 - 5：留年制度・詳細

初等教育	先生達の満場一致により相当な理由により進級が認められないと判断された場合のみ留年となる。
中等教育・後期中等教育	素行点が10点満点中6点に満たない場合や、すべての教科における成績が10点満点中6点以上でなければ留年となる。また、中等教育及び後期中等教育の卒業の際に国家試験に合格しなければ留年となる。
高等教育	大学等などでは、卒業のため取得すべき各教科での試験に合格しなければ、留年となる。

2 学制の改正状況

(1) 最近20年間に行われた学制の改正の概要

¹ イタリア国家統計局 (ISTAT) : http://en.istat.it/lavoro/sistema_istruzione/tavolescolastico.html

第1章 イタリア

ア 2000年2月10日付け法律第30号 (Legge 10 febbraio 2000 n.30 通称ベリングエル法²)

- ①義務教育を15歳までの9年間に引き上げ。
- ②国は義務教育期間ではない3歳から6歳までのすべての幼児が、幼稚園へ通園する権利を保証する。
- ③初等教育5年間を7年間に変更。初等教育の終了は国家試験の合格をもって成される。(この規定は、初等教育・中等教育教師の反発もあり実現していない)
- ④初等教育5年間・中等教育3年間・後期中等教育5年間から第一教育サイクルとしての初等教育7年間と第二教育サイクルとしての中等教育6年間への変更。(この規定は、初等教育の7年間への変更が成されず、実現していない)

イ 2003年3月28日付け法律第53号 (Legge 28 marzo 2003 n.53 通称モラッティ法³)

- ①幼稚園の名称が、Scuola materna から Scuola dell'infanzia に、初等教育機関が Scuola elementare から Scuola primaria へ、中等教育機関が Scuola media から Scuola secondaria di primo grado へ、後期中等教育機関が Scuola superiore から Scuola secondaria di secondo grado へ名称変更された。
- ②すべての生徒に対して教育と職業訓練の権利を最低12年間保証する(1つの資格取得に向けた教育訓練を受ける権利を18歳まで保証する)。
- ③教育サイクルの確立。初等教育5年間プラス中等教育3年間で第一教育サイクル。後期中等教育5年間で第二教育サイクル。
- ④各教育サイクル最終年度における国家試験の実施。100点満点で、60点未満は落第。
- ⑤15歳になった者は、学校側の計画と企業の協力に基づき第二教育サイクルにおいて学校での授業と職場での実践研修のための行き来ができる。

(2) 現在の学制を規定している法律、その根拠条文

現在の学制を規定している法律は、前述のモラッティ法及びベルルスコーニ政権時代の2008年5月から2011年11月まで教育・大学・研究省 (Ministro dell'Istruzione, Università e Ricerca) 大臣であったジェルミーニ (Gelmini) 主導による一連の改革が基礎となっている。

ア 2003年3月28日付け法律第53号 (Legge 28 marzo 2003 n.53)

- ①幼稚園の名称が、Scuola materna から Scuola dell'infanzia に、初等教育機関が Scuola elementare から Scuola primaria へ、中等教育機関が Scuola media から Scuola secondaria di primo grado へ、後期中等教育機関が Scuola superiore から Scuola secondaria di secondo grado へ、名称変更された=条文による規定なし。当該法律内での呼称変更。
- ②すべての生徒に対して教育と職業訓練の権利を最低12年間保証する
(1つの資格取得に向けた教育訓練を受ける権利を18歳まで保証する)
=第2条第1項C・教育サイクルの確立。初等教育5年間プラス中等教育3年間で第一教育サイクル。
後期中等教育5年間で第二教育サイクル=第2条第1項D
- ③各教育サイクル最終年度における国家試験の実施。100点満点で、60点未満は落第=第3条第1項C

² 2000年2月10日付け法律第30号 (Legge 10 febbraio 2000 n.30) :

<http://www.edscuola.it/archivio/norme/leggi/rcstuddl.html>

³ 2003年3月28日付け法律第53号 (Legge 28 marzo 2003 n.53) :

<http://www.camera.it/parlam/leggi/030531.htm>

第1章 イタリア

④15歳になった者は、学校側の計画と企業の協力に基づき第二教育サイクルにおいて学校での授業と職場での実践研修のための行き来ができる＝第4条第1項

イ 2008年10月30日付け法律第169号 (Legge 30 ottobre 2008, n.169⁴)

①第一教育サイクルと第二教育サイクルにおいて、市民権と憲法に関する学習の導入＝第1条第1項
②中等教育及び後期中等教育における素行評価の導入。評価は10点満点で、6点に満たない場合は留年となる＝第2条第1・2・3項
③初等教育における学業成績を、10点満点による評価で行う＝第3条第1項
③初等教育においては、先生達の満場一致により相当な理由により進級が認められないと判断された場合のみ留年となる＝第3条第1項補足
⑤中等教育における学業成績を、10点満点による評価で行う＝第3条第2項
⑥中等教育において学業成績が1つでも6点に満たない教科がある場合は留年となる＝第3条第3項
⑦初等教育においては、1人の教師が1クラスのすべての授業を受け持つ＝第4条第1項
⑧初等教育用の教科書は5年間、中等及び後期中等教育用の教科書は6年間その内容を改訂しない。補足版としての教科書はこの限りではない＝第5条第1項

ウ 2009年6月22日付け大統領令第122号 (DECRETO DEL PRESIDENTE DELLA REPUBBLICA 22 giugno 2009, n. 122⁵)

●後期中等教育において学業成績が1つでも6点に満たない教科がある場合は留年となる＝第4条第5項

エ 2010年1月13日付けにて国家評議会 (Consiglio di stato) により承認された後期中等教育改革案 (Riordino dei licei e riforma degli istituti tecnici e professionali⁶)

①普通高校において、数多くの分野があったものを、文系高校 (Liceo classico)、理系高校 (Liceo scientifico)、語学高校 (Liceo linguistico)、芸術高校 (Liceo artistico)、音楽舞踏高校 (Liceo musicale e coreutico)、人文科学高校 (Liceo delle scienze umane) の6つに集約化＝第5条
②技術専門学校において、10分野39コースあった選択肢を、2分野11コースに削減＝第6条
③職業専門学校において、5分野27コースあった選択肢を、2分野6コースに削減＝第7条

オ 2010年12月30日付け法律第240号 (Legge 30 dicembre 2010, n. 240⁷)

①教育・研究活動の質や効率の向上のため、2以上の大学で大学連合を形成することができる。連合内容は一部の活動だけでもよい＝第3条第1項

⁴ 2008年10月30日付け法律第169号 (Legge 30 ottobre 2008, n.169) : <http://www.camera.it/parlam/leggi/081691.htm>

⁵ 2009年6月22日付け大統領令第122号 (DECRETO DEL PRESIDENTE DELLA REPUBBLICA 22 giugno 2009, n.122) : http://hubmiur.pubblica.istruzione.it/alfresco/d/d/workspace/SpacesStore/da61b5db-024f-47bf-b2ab-e5c130d2d4e5/dpr122_2009.pdf

⁶ 2010年1月13日付け後期中等教育改革案 (Riordino dei licei e riforma degli istituti tecnici e professionali) : <http://www.altalex.com/index.php?idnot=48866>

⁷ 2010年12月30日付け法律第240号 (Legge 30 dicembre 2010, n.240) : <http://www.camera.it/parlam/leggi/102401.htm>

第1章 イタリア

(3) 学制改正前の法律、その根拠条文

ア 2000年のベリングエル法による学制改正以前の法律

2000年のベリングエル法による学制改正以前の法律については、以下のとおりである。

- ①1904年7月8日付法律第407号(Legge 5 luglio 1904, n.407 通称オランダ法)により義務教育年齢を12歳までに引き上げ。初等学校の設立・運営を各市町村の責任とした。
- ②1911年6月4日付け法律第487号(Legge 4 giugno 1911, n.487 通称ダネオクレダオ法)により、初等学校の設立・運営を国の責任とした。
- ③1923年10月1日付け国王令第2185号第1条(Regi Decreti 1 ottobre 1923, n.2185 art.1 通称ジェンティーレ改革)による初等教育期間の4年間から5年間への引き上げ。同法律第13条による、初等教育卒業資格取得のための卒業試験の導入。
- ④1948年交付イタリア国憲法第34条第2項(Costituzione Italiana art.34 com.2)により義務教育期間は8年間で14歳までと定められた。
- ⑤1962年12月31日付け法律第1859号第16条(Legge 31 dicembre 1962, n.1859 art.16)により、普通中等学校と職業専門中等学校が存在した中等教育を統一化。

イ 2008年以降のジェルミーニ大臣による学制改正前との内容比較

2008年以降のジェルミーニ大臣による学制改正前との内容比較については、以下のとおりである。

- ①初等教育における1クラス1教師制は、1990年6月5日付け法律第148号(Legge 5 giugno 1990, n.148)第4条第3項により、2クラス3教師と規定されていた。
- ②第一教育サイクルにおける学期・年間の素行・学業評価については、2004年12月3日付け教育省令第85号(Circolare ministeriale 03 dicembre 2004, n.85)にて、点数制ではなく、責任教師の判断に任されていた。成績は、大変良い・かなり良い・良い・悪い・大変悪いに分類。
- ③第二教育サイクルにおける学期・年間の素行・学業評価については、2005年10月17日付け政令第226号(Decreto Legislativo 17 ottobre 2005, n. 226)第13条第1項により、点数制ではなく責任教師の判断に任されていた。大変良い・かなり良い・良い・悪い・大変悪いに分類。

(4) 学校段階別学制の改正状況

ア 初等教育、中等教育、後期中等教育、高等教育の年齢区分の改正

1923年のジェンティーレ(Gentile)教育大臣による改正により、初等教育が4年間から5年間に延長⁸されて以降、各教育段階における年齢区分の改正はなし。2000年のベリングエル法による初等教育の7年間への変更は実現していない。

イ 義務教育年齢・年数の改正

1948年交付イタリア国憲法第34条第2項(Costituzione Italiana art.34 com.2⁹)により義務教育期間は8年間で14歳までと定められた。2000年のベリングエル法により、9年間15歳

⁸ 1923年10月1日付け国王令第2185号第1条(Regio Decreto 01 ottobre 1923 art.1)に規定:

<http://www.emscuola.org/dofras/temi/Spada/legge1923.htm>

⁹ 1948年交付イタリア国憲法第34条第2項(Costituzione Italiana art.34 com.2):

https://www.senato.it/1025?sezione=121&articolo_numero_articolo=34

第1章 イタリア

までに引き上げられ、2006年12月27日付け法律第296号第1条第622項―通称2007年財政法 (Legge 27 dicembre 2006 art.1 com.622¹⁰) により、10年間16歳に再度引き上げされた。

ウ 特定教育段階での無償化導入・変更なし。

エ 飛び級制度の導入・撤廃
飛び級制度の導入実績はない。

オ 留年制度の導入・撤廃
モラッティ (Moratti) 法として知られる、2003年3月28日付け法律第53号により、初等教育卒業のための試験が廃止されたため、初等教育卒業試験不合格による留年はなくなった。

(5) 学制改正に関する世論動向 (改正規模の大きかったジェルミーニ改革に対する世論動向)

ア 学制改正に関連した世論動向、特に改正当時のメディア報道状況等

- ラ・レプブリカ (La Repubblica) イタリア最大3紙のひとつ (中道左派) は、初等教育における1クラス1教師制及び教科書の5年間不改訂に対して「驚愕」とのタイトルでの報道。
- コリエレ・デッラ・セーラ (Corriere della Sera) イタリア最大3紙のひとつ (右派) は、学制改革は必要であるとのイタリア産業連盟 (Confindustria) 会長の発言を載せるなど、同調的な報道。
- ラ・スタンプ (La Stampa) イタリア最大3紙のひとつ (左派) は、初等教育における1クラス1教師制には懐疑的な報道。

イ 改正に関する賛成意見

- 前述のコリエレ・デッラ・セーラ紙の記事には、イタリア産業連盟会長である、エンマ・マルチェガリア (Emma Marcegaglia) 氏の発言として、予算を削減して適正な人数を配置する規定であり、これで立ち止まるのではなく、クオリティー・利点・効果性の視点で本当の改革を始めるべき、と賛同している。
- 元ミラノ県顧問で、ジャーナリストのマックス・ブルスキ (Max Bruschi) 氏の意見として、元々1クラス1教師制であったシステムを、1990年の法律第148号は、教師の給与を上げる代わりに教師の数を増やしたため、ほとんどの教師が安い給与に苦しんだ。初等教育という児童生徒にとって非常に大切な時期の教育は、良い給与をもらい教育に対する準備のできている1人の教師が、5年間児童に寄り添い、一貫した教育方針で成された方が良い、と述べている。

ウ 改正に関する反対意見

(ア) 反対意見の概要

改正に関する反対意見の主要なものを以下にまとめた。

- ① 1クラス1教師制に対する野党イタリア民主党 (Partito Democratico) マリアピア・ガラバレイア (Mariapia Garavaglia) 議員の反対意見¹¹

¹⁰ 2007年財政法 (Legge 27 dicembre 2006 art.1 com.622) :

<http://www.edscuola.it/archivio/norme/leggi/fin2007.pdf>

¹¹ マリアピア・ガラバレイア (Mariapia Garavaglia) 議員の反対意見 :

http://www.repubblica.it/2009/01/sezioni/scuola_e_universita/servizi/scuola-2009-9/5-condotta/5-condotta.html

第1章 イタリア

「イタリアでは、学校が常に貧弱なものへと近づいている。人間形成のために最も重要な時期である初等教育に、1クラス1教師制が再導入された。社会が課す多くの変化に対応してすべての教科を1人の教師が教えなければならない。週24時間授業でも大変なのに、40時間授業の場合どうになってしまうのか。」

- ② 1クラス1教師制に関する2008年12月3日第7回上院常任委員会 (Commissione permanente del Senato) の勧告¹²。

「初等教育において、専門の英語教師が必要なのは明らかである。十分な専門性を持った教師体制を作っても対応するべきである。」

- ③ 1クラス1教師制に対するイタリア3大労働組合の1つであるイタリア労働連盟 (UIL: Unione Italiana del Lavoro) 学校部会の反対意見¹³。

「初等学校において、6万人にも及ぶ教師のポストが無くなる可能性がある重大な警告である。」

- ④ 教科書の初等教育5年間・中等及び後期中等教育6年間不改訂に対するイタリア出版協会教育グループ (Gruppo Educazione dell'Associazione Italiana degli editori) 長であるウリッセ・ジャコムツィ (Ulisse Jacomuzzi) 氏の反対意見¹⁴。

「教科書の値段は不変ではなく、多くの要素により変化する。例えば2008年に教科書を印刷し、翌年あるいは2年後に再印刷しなければならない場合、原材料費の新たな価格を考慮しなければならない。」
※改訂しなくとも教科書の価格を据え置くことはできないとしている。

- ⑤ 中等教育及び後期中等教育における素行評価の再導入に対する野党イタリア中道連合 (Unione di Centro) のルイーザ・カピタニオ (Luisa Capitanio) 議員の反対意見¹⁵。

「素行評価の再導入では、学校の悲惨な状況を改善できない。現場責任者の同意もなしに、広範な議論を持ちかけることもなく、前任者達の約束に反して教育大臣の顔だけが変わるという事実が残るのみである。」

(イ) 反対意見に対する政府の公式抗弁

反対意見に対する政府の公式抗弁の主要なものを以下にまとめた。

- ① 1クラス1教師制に関するジェルミーニ教育大臣の抗弁¹⁶

¹² 2008年12月3日第7回上院常任委員会 (Commissione permanente del Senato) の勧告 :

http://www.cidimi.it/Allegati/Rubriche/La%20sai%20l'ultima/MaestroUnico/Ilmaestro_unico_ce_o_non_ce.pdf

¹³ イタリア労働連盟 (UIL: Unione Italiana del Lavoro) 学校部会の反対意見 :

http://www.ilmessaggero.it/primopiano/scuolaeuniversita/gelminidal_2009_maestro_unico_solo_in_prima_gli_insegnanti_scuola_indietro_di_ventanni/notizie/30334.shtml

¹⁴ ウリッセ・ジャコムツィ (Ulisse Jacomuzzi) 氏の反対意見 :

<http://www.gildavenezia.it/docs/Archivio/2010/ago2010/inevitabile.htm>

¹⁵ ルイーザ・カピタニオ (Luisa Capitanio) 議員の反対意見 :

http://www.repubblica.it/2008/10/sezioni/scuola_e_universita/servizi/scuola-2009-1/voto-fiducia-gelmini/voto-fiducia-gelmini.html

¹⁶ 1クラス1教師制に関するジェルミーニ (Gelmini) 教育大臣の抗弁 :

http://www.ilmessaggero.it/primopiano/scuolaeuniversita/gelminidal_2009_maestro_unico_solo_in_prima_gli_insegnanti_scuola_indietro_di_ventanni/notizie/30334.shtml

第1章 イタリア

「3人教師チームの導入は、教育するという必要事項に対応できなかった。個人的には単に教師の数を増やすということだけに役に立った印象を持っている。出生率の低下から子供が減っていることから見ても、論理的ではない。3人教師チームの学校に未来はない。何故なら、支出の97%を給与で費やしており、改革をしようとする分野では、ギブスで固めたような費用は認められない。少ない教師で、より良い給与を払うようにしたい。」

② 1クラス1教師制に関するジェルミーニ教育大臣による他の抗弁¹⁷

「初等教育における人間形成と教育の責任が、最初から最後まで1人の教師により全うされる。このシステムは、教師複数制よりも優るものである。」

③ 教科書の初等教育5年間・中等及び後期中等教育6年間不改訂に関するジェルミーニ教育大臣の抗弁¹⁸

「内容的には80%同じで、毎年毎年単に段落をずらしただけの教科書で、1家族に年間800ユーロもの出費を強いる出版社によって巧妙に膨張させられた教科書制度はもうやめる時である。」

④ 中等教育及び後期中等教育における素行評価の再導入に関するジェルミーニ教育大臣の抗弁¹⁹

「いじめ事件の増加が、両親や教師を心配させている。素行評価の導入は、生徒の人格形成に素行が重要な要素となる厳格な学校に戻ることになる。」

(ウ) 財政面を根拠にした反対意見の有無

ジェルミーニ大臣による学制改正は、財政引き締めを理由におこなわれており、財政面を根拠にした反対意見は無い。野党・価値あるイタリア党 (Italia dei valori) のシルヴァーナ・ムーラ (Silvana Mura) 議員が、ジェルミーニ改革は「予算削減があるだけ²⁰」と批判している。

(エ) 上記の抗弁に対して、政府が行った抗弁なし。

(6) 学制改正の背景

学制改正に関する主要な社会的背景を以下にまとめた。

①2007年財政法による義務教育期間の10年間・16歳までへの引き上げは、2007年時点で20.6%もの生徒が、何の学位も資格も得ずに退学している状況を受け、2006年12月18日に欧州議会により採択された「生涯学習のために鍵となる能力」に関する指針²¹への対応も含めて決定された²²。

¹⁷http://www.corriere.it/politica/08_dicembre_11/riforma_gelmini_slittamento_b3d8a54c-c78f-11dd-a4b9-00144f02aabc.shtml

¹⁸ 出版社サイト記事内のジェルミーニ大臣発言部分参照：<http://www.guaraldi.it/Archivio.aspx?id=52>

¹⁹http://www.repubblica.it/2009/01/sezioni/scuola_e_universita/servizi/scuola-2009-9/5-condotta/5-condotta.html

²⁰ シルヴァーナ・ムーラ (Silvana Mura) 議員の発言：

http://www.repubblica.it/2008/10/sezioni/scuola_e_universita/servizi/scuola-2009-1/voto-fiducia-gelmini/voto-fiducia-gelmini.html

²¹ 生涯学習のために鍵となる能力 (competenze chiave per l'apprendimento permanente)：

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2006:394:0010:0018:it:PDF>

²² 教育・大学・研究省 (Ministero dell'Istruzione, dell'Università e della Ricerca) サイト参照：

第1章 イタリア

- ②初等教育における1クラス1教師制は、前述のように出生率の減少も理由の1つとして挙げられている。
- ③2008年以降の一連のジェルミーニ改革は、2008年6月25日付け暫定措置法第112号²³第64条第6項で規定された、2009年度から2012年度の4年間で公立学校の支出の最低78億3,200万ユーロ削減という内容に沿ったものであり、国家財政的背景がある。

(7) 学制改正に関する評価

ア 教育規制庁や教育研究者などによる事後評価

(ア) 教科書の不改訂に関する事後評価

教科書の不改訂（初等教育用は5年間、中等及び後期中等教育用の教科書は6年間）に関しては、モンティ（Monti）政権時に各分野の自由化を規定した2013年1月15日付け教育・大学・研究省令²⁴により、2014/2015学期から当該法律は廃止され、改正前のように毎年の改定へと戻された。期待された効果（教科書の譲り受けあるいは古本市場での廉価購入による家庭の負担軽減）よりは、長期間改訂しないことの弊害が大きかったことによる。

(イ) ラ・レプブリカ紙による評価

2012年5月6日付けラ・レプブリカ（La Repubblica）紙のサイトに、ジェルミーニ改革から3年経過した初等教育における1クラス1教師制の現状についての記事²⁵があり、モニタリングによると5校に1校は1クラス3名以上の教師が、残りは3名の教師が教えているとのことで、1クラス1教師制が機能していない結果となっている。

(ウ) ロンバルディア州教育局による事後評価

学制改正に関する評価について、ロンバルディア州教育局²⁶へのヒアリングを実施したので、質問項目ごとに以下にヒアリング結果をまとめた。

ロンバルディア州教育局へのヒアリング

実施日時	2014年2月14日 11:00～12:30
実施場所	ロンバルディア州教育局ミラノ事務所 ²⁷
担当者	ジュセッペ・ペトラリア（Giuseppe Petralia）氏 局幹部

①学校制度についての評価

●制度全般について

イタリアでは短期間に数多くの学校制度改革が成されているが、重要なのは何回制度改革をおこなったかではなく、政府としてどのような国を目指しているのかという指針をはっきりと示した上で、その指針に向かうために学

http://hubmiur.pubblica.istruzione.it/web/istruzione/prot378_13

²³ 経済発展、財政の簡素化・強化・安定化と税の公平化のための緊急措置（Disposizioni urgenti per lo sviluppo economico, la semplificazione, la competitività, la stabilizzazione della finanza pubblica e la perequazione Tributaria）：
<http://www.camera.it/parlam/leggi/decreti/08112d.htm>

²⁴ 2013年1月15日付け教育・大学・研究省令（Decreto Ministeriale 15 gennaio 2013）：

http://hubmiur.pubblica.istruzione.it/web/istruzione/prot378_13

²⁵ http://www.repubblica.it/scuola/2012/05/06/news/flop_maestro_unico_da_passare-34452234/

²⁶ 州教育局（Ufficio scolastico）は、教育・大学・研究省の管轄化にあり、政府で決定された学校制度に関する県や市町村との調整、各学校が政府決定事項の導入を行うに際しての支援をする機関であり、イタリア各州に配置されている。

²⁷ ロンバルディア州教育局ミラノ事務所（Ufficio scolastico per la Lombardia Milano）：

<http://www.istruzione.lombardia.gov.it/milano/>

第1章 イタリア

校教育はどうあるべきかを考えた後に学校制度改革があるべきである。個人的に今一番憂慮しているのは、中等教育（中学校）の年代である。年齢的にも大人と子供の間で指導が難しく、コンピュータを使えば綴りや文法的な誤りを自動的に直してくれる今の時代に、なぜ正しい言語を勉強しなければいけないのかの動機付けに苦慮している。イタリアは芸術・文化大国でありながら、この中等教育時期に芸術に興味を持つ生徒が少なくなっており、結果的に後期中等教育（高校）で芸術を学ぶ生徒が減少しているのも、憂慮すべき状況である。

● 現行の義務教育について

現行の義務教育期間については妥当であると考えており、初等教育5年間・中等教育3年間・後期中等教育5年間という5・3・5制についても、初等教育期間を短くしてその分中等教育に充てることも考えられるが、差し迫った必要性がないため、今のところは問題ないと考えている。

② モラッティ及びジェルミーニ改革についての評価

現行制度の基礎となっている、モラッティ及びジェルミーニ改革の評価について以下のとおりまとめた。

● 国家試験の実施について

各教育サイクル最終年度における国家試験の実施については、政府として定めた目標達成度を数字で検証できる制度であり、次の教育課程に進むための準備が整っているか否かを見極める意味においても必要なものである。

● 中等教育及び後期中等教育における素行評価の導入について

中等教育及び後期中等教育における素行評価の導入については、いじめ撲滅という目的にも適い、各個人の権利を重んじる社会へと変貌した現代においては、各家庭での躾と学校での素行教育という循環の中で、生徒の素行改善が期待できることから、評価できる改革である。ちなみに、イタリアの学校では食事時間も教育の時間という考え方であり、学生食堂において料理を除きその他の準備をするのは教師になっており、食事時間中の振る舞いに対しても教育している。

● 1クラス1教師制について

1クラス1教師制については、確かに学校制度の改正という側面より国家予算削減というものが大前提になっていたことは否めない。多くの人が反対したが、賛成だった人も勿論いる。学校制度に限らずイタリアで導入される新たな改革に関しては、川を例に取って例えるなら、イタリアに流れる川は枯渇しているか、豊かに満ち溢れているかであり、中間は存在しない。つまり改革は見る人の立場により、とても良いものがあるいはとても酷いものかのどちらかになる。1クラス1教師制に関して見れば、現状ではすでに、英語や宗教といった授業のための専任教師の存在もあり、1教師（*Insegnante unico*）とは呼ばずに、主任教師（*Insegnante prevalente*）と呼ばれる教師を中心とした複数教師制となっていることから、実務レベルでは少し無理があった改革と言える。

● 教科書不改訂について

初等教育用は5年間、中等及び後期中等教育用の教科書は6年間その内容を改訂しないという改革についても、実際は既に毎年の変更が可能となっている事実から見て、家庭の支出負担削減という目的があったものの、必須の改革であったとは言えない。

第1章 イタリア

③ その他

● デジタル教科書導入について

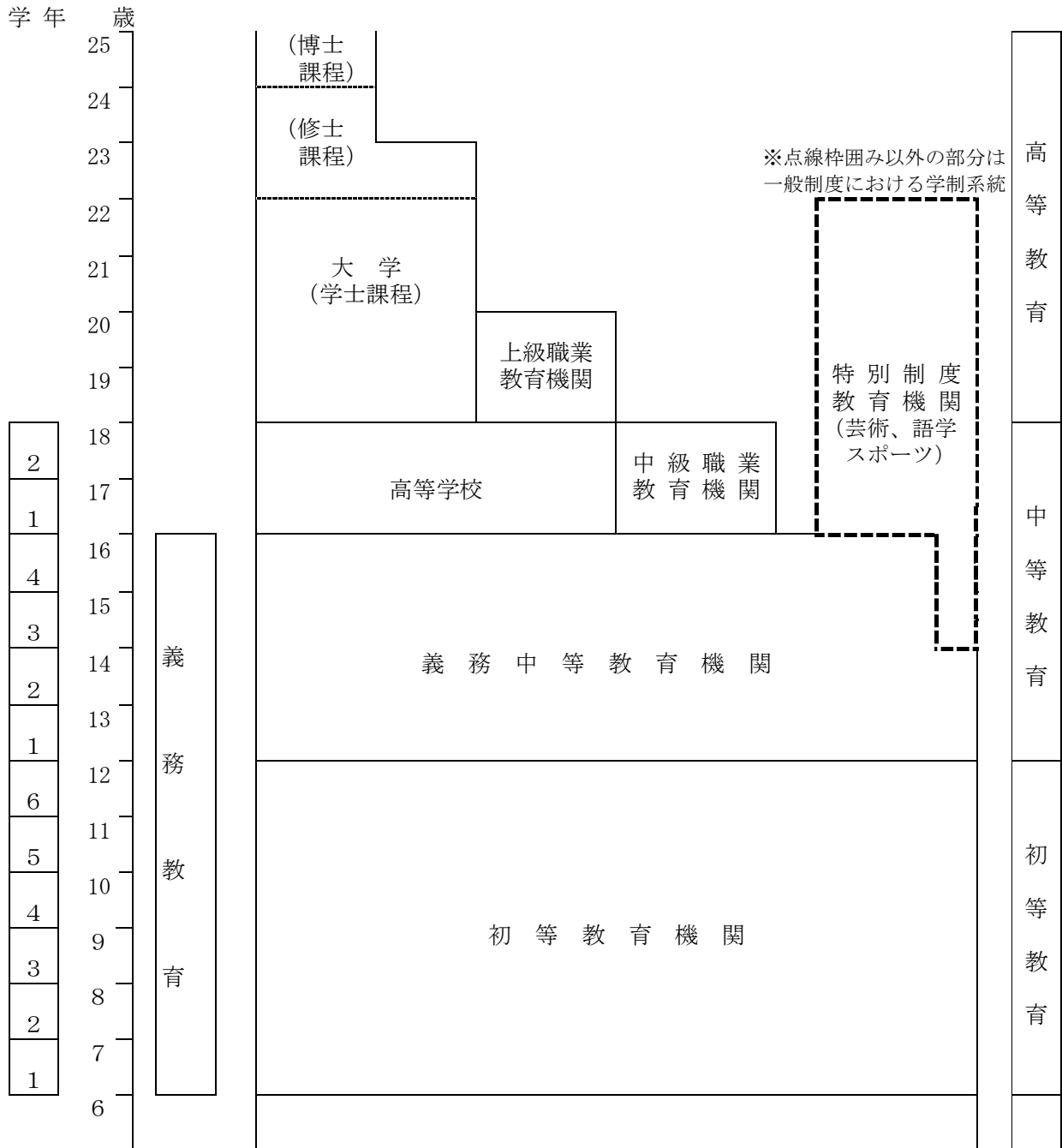
近い将来、教科書のデジタル化が導入されるが、電子教科書をタブレットや電子書籍リーダーにて読むというものになるが、予算的な問題や、大きな力を持つ出版業界からの反対もあり、実現するにはまだ時間がかかるであろうと考える。

第2章 スペイン

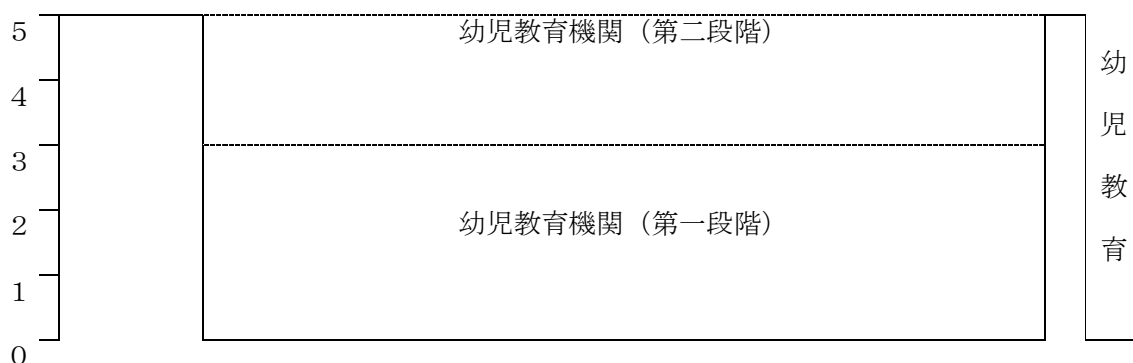
1 現在の学制の概要

(1) 初等教育、中等教育、後期中等教育、高等教育の年齢別・グレード別分類

図表2-1：スペインの学校系統図



第2章 スペイン



「教育に関する組織法 2/2006（5月3日付）」（Ley Orgánica 2/2006, de 3 de mayo, de Educación, 以下 LOE と略）に基づき²⁸、スペインの教育制度は大きく一般制度と特別制度に分けられる²⁹。

一般制度には幼児教育、初等教育、中等教育（義務中等教育、高等学校、中級職業教育）、高等教育（上級職業教育、大学教育）が含まれる。一方、特別制度と呼ばれるのは芸術教育、語学教育、スポーツ教育である。

後述するように、特別制度教育で学ぶ生徒も、一般制度教育との共通科目を履修したり、一定の試験を受けたりすることで義務教育修了や高等学校修了の資格を得ることができ、大学にも進学できる。

2013/2014 年度の一般制度教育及び特別制度教育の学制区分（学校年度開始月：9月）は以下のとおりである。

²⁸ 「教育に関する組織法 2/2006（5月3日付）」 <http://www.boe.es/boe/dias/2006/05/04/pdfs/A17158-17207.pdf>

²⁹ スペインの教育制度の概要については教育省の以下の資料を参照

<http://www.mecd.gob.es/dms/mecd/servicios-al-ciudadano-mecd/estadisticas/educacion/no-universitaria/alumnado/matriculado/2011-2012--Ultimos-Resultados-Detallados/sistema-educativo2011-12-pdf.pdf>

（同上、教育制度の概要図）

<http://www.mecd.gob.es/dms-static/f3cfa5d3-329c-4dd8-92b9-0d2be7607b51/organigrama-se12-pdf.pdf>

第2章 スペイン

図表 2 - 2 : スペインの学制区分³⁰

教育段階	学校種	期間	学年	年齢	
幼児教育	—	6年間	—	0歳～6歳	第1段階（0歳～3歳）と第2段階（3歳～6歳）に分けられる。
初等教育	初等教育	6年間	第1学年～第6学年	6歳～12歳	
中等教育	義務中等教育 (ESO)	4年間	第1学年～第4学年	12歳～16歳	義務中等教育修了資格 (GESO)を取得すると、他の中等教育に進める。
	高等学校	2年間	第1学年～第2学年	16歳～18歳	芸術系、科学・技術系、人文・社会科学系の3形態がある。修了すると大学その他の高等教育に進める。
	中級職業教育	2年間	—	—	期間は内容により異なるが、通常は1300時間～2000時間（実習を含む）

³⁰ 学校の名称については、現行の「教育に関する組織法 2/2006」（LOE）に、学校の名称についての規定がある。

●公立学校の場合：

- ・幼児教育を行う教育機関：escuela infantil
- ・初等教育を行う教育機関：colegio de educación primaria
- ・中等教育（義務中等教育、高等学校、職業教育）を行う教育機関：instituto de educación secundaria
（以上、LOE 第 111 条第 1 項）

（※LOEにおいて、「職業教育（Formación profesional）」は一般制度教育の一つで、中級（Grado medio）、上級（Grado superior）の両方が含まれ、また LOMCEによる改正で基礎（Básica）が加わる。上級職業教育は基本的に高校卒業資格が必要であり、したがって中等教育以上の教育段階とみなされているが、学校の名称としては上記のように中等教育（educación secundaria）の表現が使われるようである。）

●幼児教育と初等教育を行う教育機関：colegio de educación infantil y primaria
（LOE 第 111 条第 2 項）

●造形芸術・デザイン職業教育を行う教育機関：escuela de arte

●音楽・舞踊職業教育、基礎音楽・舞踊教育を行う教育機関：conservatorio

●高等芸術教育を行う教育機関：LOE 第 58 条に従った名称

（以上、LOE 第 11 条第 3 項）

●高等芸術教育を行う機関の名称は、LOE 第 58 条第 3 項によれば以下の通り

・高等音楽・舞踊教育：conservatorio または escuela superior de música y danza

・演劇：escuela superior de arte dramático

・文化遺産保存修復：escuela superior de conservación y restauración de bienes culturales

・造形芸術：escuela superior de ~（～の部分は「絵画」「彫刻」「版画」「陶芸」などの専門分野が入ります）

・デザイン：escuela superiores de diseño

・その他、異なる教育段階・学校種を組み合わせた教育機関（上記以外の組み合わせの場合）：各自治州の教育当局が名称を決める。（LOE 第 111 条第 5 項）

私立学校の場合：公立学校と同じ、または紛らわしい名称以外であれば、どんな名称を付けてもよい。（LOE 第 114 条）

第2章 スペイン

					で、学年にして2年になる。
	造形芸術・デザイン中級職業教育	2年間	—	—	期間は内容により異なるが、通常は1300時間～2000時間（実習を含む）で、学年にして2年になる。修了すると高校又は上級職業教育に進める。
	中級スポーツ教育	—	—	—	最低1000時間。修了すると高校又は上級スポーツ教育に進める。
高等教育	大学(学士課程)	4年間	—	—	1年に60単位、学士課程全体で240単位
	大学(修士課程)	1年間～2年間	—	—	60単位(1年)又は120単位(2年)
	大学(博士課程)		—	—	博士課程プログラム
	上級職業教育	2年間	—	—	期間は内容により異なるが、通常は1300時間～2000時間（実習を含む）で、学年にして2年になる。修了すると大学に進める。
	造形芸術・デザイン上級職業教育	2年間	—	—	期間は内容により異なるが、通常は1300時間～2000時間（実習を含む）で、学年にして2年になる。修了すると大学又は高等芸術教育に進める。
	上級スポーツ教育	—	—	—	種目により異なるが、いずれも750時間～1100時間ほどになる。修了すると大学に進める。
	高等芸術教育	—	—	—	音楽・舞踊、演劇、造形芸術、デザイン、文化財保護・修復の分野がある。4年(240単位)で学士相当の資格を取得。修士課程、博士課程もある。

第2章 スペイン

※10年制の義務教育（初等教育6年、義務中等教育4年）と2年制の高等学校、及び職業教育は、後述する1990年制定の「教育制度の一般整備に関する組織法 1/1990（10月3日付）：LOGSE」から導入されている。特別制度教育のうち、スポーツ教育についての言及は後述する2002年制定の「教育の質に関する組織法 10/2002（12月23日付）」で初めて現れたが、上記図表にあるような詳細はLOEで定められたものである。また、現行の大学教育制度（学士、修士、及び博士）は2007年に制定された「公式な大学教育の整備について定める勅令 1393/2007（10月29日付）」により導入されたものである。

※音楽・舞踊基礎教育は自治州が詳細を定めるが、専攻（楽器）により適切とされる年齢が異なり（7歳～、8歳～など）、通常は初等教育や中等教育と並行して学ぶ。

※音楽・舞踊職業教育に進むためには自治州が定める試験を受けなければならない。能力によっては第2学年以降の学年から始めることもでき、また複数の学年を同時に履修することも可能である。中等教育と両立させることができ、高等学校の共通科目も履修・合格すれば高校修了資格を得られる。

※語学教育は、年齢制限がある他は（原則的に16歳以上）、通常の教育段階とは関係なく行われる。

スペインの教育制度（一般教制度）の概要は以下のとおりである。

図表2 - 3：スペインの教育制度（一般制度）の概要

幼児教育（Educación Infantil）	0歳から始まり、第一段階が3歳まで、第二段階が3歳から6歳まで ³¹ 。
初等教育（Educación Primaria）	6歳～12歳の6年間。第1段階（第1学年・第2学年）、第2段階（第3学年・第4学年）、第3段階（第5学年・第6学年）に分かれる。
中等教育	
義務中等教育（Educación Secundaria Obligatoria, ESO）	12歳～16歳の4年間。ESO修了の資格（Graduado en Educación Secundaria Obligatoria：GESO）を取得すると、高等学校、中級職業教育、中級造形芸術・デザイン職業教育、中級スポーツ教育に進むことができる。
高等学校（Bachillerato）	16歳～18歳の2年間。芸術系、科学・技術系、人文・社会科学系の三形態がある。 高等学校修了資格（Bachiller）を取得するには、生徒はそれぞれ選択した形態で全科目に合格しなければならない。資格を取得すると、高等教育（大学、上級職業教育、高等芸術教育等）に進学することができる。大学進学の場合は入学試験（Prueba de Acceso a la Universidad、PAU）を受けなければならない。
中級職業教育（Ciclo formativo de grado medio de Formación Profesional）	義務中等教育修了資格（GESO）を取得、又は教育行政当局が指定する他の試験を受けて（この場合16歳以上でなければならない）、中級職業教育に進むことができる。修了後は中級（técnico）の職業資格を取得でき、この資格をもって高校に進学することができる。
中級造形芸術・デザイン職業教育、中級スポーツ教育	後述の特別制度教育を参照。
高等教育	
上級職業教育（Ciclo formativo de grado superior de Formación）	高等学校修了資格（Bachiller）、又は教育行政当局が指定する他の試験を受けて、上級職業教育に進むこと

³¹新学期は9月だが、その年の間に一定年齢に達する児童生徒が同一学年となるため、学年と年齢のずれが生じ、そのため上記でも児童生徒年齢と就学期間年数が厳密に一致しない。ここではLOEで用いられる年齢の表記に従った。

第2章 スペイン

Profesional)	ができる。修了後は上級 (técnico superior) の職業資格を取得でき、この資格をもって政府が定める一定の大学課程に進学することができる。
大学教育	<p>学士課程 (Grado、240 単位、4 年)、修士課程 (Máster、60～120 単位、1 年～2 年、修士論文提出)、博士課程 (Doctorado、教育期間に続き博士論文作成) の三部構成となっている。学部では4年間に240 単位を取得し学位を取得する。学位は「芸術・人文」「科学」「健康科学」「社会科学・法学」「技術・建築」の5種類に分けられる。修士課程は、より専門的あるいは学際的な教育を目指したもので、期間は1年～2年、60 単位から 120 単位を取得し、修士論文を提出する。博士課程は単位制度でなく、最終的に博士論文の提出を目的とする。博士号はスペインの教育制度で最高の学位である。</p> <p>なお、現在スペインの大学は EU の大学制度改革 (いわゆる「ボローニャ・プロセス」) に基づく新制度へ移行中である。そのため、上記のような新制度下での学部 (Grado) だけでなく、旧制度下の学部も一部残っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上級造形芸術・デザイン教育、上級スポーツ教育、高等芸術教育(音楽・舞踊、演劇、文化財保護・修復、造形芸術、デザイン) <p>後述の特別制度教育を参照されたい。</p>

特別制度教育には、芸術教育、語学教育、スポーツ教育が含まれる。

図表 2 - 4 : 特別制度教育の種類

特別制度教育	
芸術教育	詳細は後述。
語学教育	詳細は後述。
スポーツ教育	詳細は後述。

芸術教育には、音楽・舞踊教育、造形芸術・デザイン教育、文化財保護・修復教育、演劇教育がある。造形芸術・デザイン教育及び音楽・舞踊教育は複数のレベルに分かれるが、文化財保護・修復教育と演劇教育は高等教育レベルのみとなっている。

図表 2 - 5 : 芸術教育・詳細

芸術教育	
音楽・舞踊職業教育	<p>基礎教育、職業教育、高等教育の3つのレベルがある。</p> <p>音楽・舞踊職業教育の基礎・職業教育の2つのレベルは6年で、これを受けるためには行政が定める試験を受けなければならない。修了後は該当の職業資格を得られるが、高等学校の共通科目に合格すれば高等学校修了資格も得られる。</p>

第2章 スペイン

	<p>高等音楽・舞踊職業教育に進むためには、高校修了資格を取得、又は 25 歳以上向け大学入学試験に合格していなければならない、また行政が定める能力試験に合格しなければならない。期間は内容により異なる。修了者は高等音楽・舞踊資格を得るが、これは大学の学士に相当する。</p>
造形芸術・デザイン教育	<p>職業教育と高等教育の2つのレベルがあり、また職業教育は中級と上級の2つに分かれる。</p> <p>造形芸術・デザイン中級職業教育に進むためには、義務中等教育修了資格（GESO）を取得した上で、能力試験を受けなければならない。造形芸術・デザイン上級職業教育の場合は、高校修了資格が必要で、また能力試験を受けなければならない。なお、中級の場合は 16 歳以上、上級は 19 歳以上であれば、GESO 又は高校修了資格を有さなくても、一定の試験を通過することで進学できる。中級の修了者は高等学校（芸術系）に進学できる。上級の修了者は大学その他の高等教育に進学できる。</p> <p>高等造形芸術・デザイン教育に進むためには、高校修了資格を有し、行政が定める能力試験に合格しなければならない。修了者は高等造形芸術資格又は高等デザイン資格を得るが、これは大学の学士に相当する。</p>
文化財保護・修復教育	<p>文化財保護・修復教育は高等教育レベルのみで行われる。この教育を受けるためには、高校修了資格を有し、行政が定める入学試験を受けなければならない。修了者は高等文化財保護・修復資格を得るが、これは大学の学士に相当する。</p>
演劇教育	<p>演劇教育は高等教育レベルのみで行われ、通常は4年である。この教育を受けるためには、高校修了資格を取得、又は 25 歳以上向け大学入学試験に合格していなければならない、また行政が定める能力試験に合格しなければならない。修了者は高等演劇資格を得るが、これは大学の学士に相当する。</p>

第2章 スペイン

図表2 - 6 : 芸術教育以外の特別制度教育・詳細

芸術教育以外の特別制度教育	
語学教育	<p>語学教育は基礎・中級・上級の3レベルに分けられる。中級及び上級の語学教育は公立語学学校（Escuelas oficiales de idiomas）で行われ、期間は3年又は4年である。中級及び上級のレベルは、ヨーロッパ言語共通参照枠のB1とB2に準じたものとされる。公立語学学校では、更に進んだ同参照枠C1、C2相当のレベルの語学教育を行うこともできる。公立語学学校で語学を学び、修了時の試験に合格することで、公式な語学能力の証明を得ることができる。</p> <p>語学教育は通常のエデュケーション制度の段階（初等教育、中等教育等）とは関係なく行われる。語学教育を受けるための唯一の制限は年齢的なもので、16歳に達していなければならない。ただし、14歳以上であれば義務中等教育で履修中の言語以外の語学教育を受けることができる。</p>
スポーツ教育	<p>中級スポーツ教育に進むためには義務中等教育修了資格（GESO）が求められ、上級スポーツ教育に進むためには高校修了資格と中級スポーツ教育修了資格が求められる。その他、種目によっては行政が定める試験に合格、又は一定の業績の証明が求められることもある。GESO又は高校修了資格を有さない場合でも、行政が定める試験に合格することで進学が認められる。上級スポーツ教育修了資格を取得すると、大学の一定の課程に進学することができる。</p>

なお、参考までに以下に公立学校と私立学校の数、及びそれぞれの生徒数を挙げておく。

図表2 - 7 : 公立学校と私立学校の数 (2011~2012)

	公立	私立※4	計
幼児教育※1	4040	3940 (1316)	7980
初等教育※2	9816	477 (399)	10293
初等教育及び義務中等教育※2	587	1622 (1566)	2209
義務中等教育及び高校又は職業教育※3	3960	722 (401)	4682
初等教育、義務中等教育及び高校又は職業教育※2	4	1395 (1110)	1399
特別支援教育	191	291 (285)	482
遠距離教育学校	4	6 (0)	10
計	18602	8453 (5077)	27055

出典：国家統計院（Instituto Nacional de Estadística）のデータに基づき作成

※1 幼児教育のみを提供する学校

※2 幼児教育を提供する学校も含む

※3 義務中等教育、高校、職業訓練のいずれか、又はいくつかを提供する学校

※4 私立校の欄のカッコ内は行政との協定に基づき公的助成金を受け取っている私立校の数

第2章 スペイン

図表2 - 8 : 公立学校と私立学校の生徒数 (2011~2012)

	公立	私立	計
一般制度教育			
幼児教育	124万 5329人	67万 1907人	191万 7236人
初等教育	188万 8928人	90万 8876人	279万 7804人
義務中等教育	117万 9569人	61万 2979人	179万 2548人
高等学校	46万 7857人	16万 896人	62万 8753人
中級職業教育	22万 8702人	7万 3743人	30万 2445人
上級職業教育	21万 7232人	6万 3263人	28万 495人
特別制度教育			
造形芸術・デザイン (中級)	3156人	125人	3281人
造形芸術・デザイン (上級)	1万 4989人	804人	1万 5793人
音楽 (すべてのレベルを含む)	26万 6962人	4万 4766人	31万 1728人
舞踊 (すべてのレベルを含む)	2万 2345人	1万 1749人	3万 4094人

※演劇・語学については公立・私立を区別したデータなし。

出典：国家統計院(Instituto Nacional de Estadística)のデータに基づき作成

(2) (1) のうち義務教育段階、義務教育年齢

LOE 第3条第3項は初等教育と義務中等教育 (ESO) は基礎教育としており、また第4条第1項では基礎教育は義務教育であるとしている。したがって、義務教育は初等教育の6年間 (6歳~12歳) と義務中等教育 (ESO) の4年間 (12歳~16歳) の計10年間である。

(3) (1) のうち無償で提供される教育

義務教育は無償である (LOE 第4条第1項)。また、幼児教育は義務教育ではないが、LOE 第15条第2項により無償とされている。

(4) 就学前教育、学校外教育の年齢別・グレード別分類

下記2 (3) で述べるように、2002年に制定された「教育の質に関する組織法」(LOCE) では、0歳~3歳の教育段階を就学前教育 (educación preescolar) とし、教育的性格と保育的性格を併せ持つものとしていた。しかし、LOCE 以外の教育関連法令では就学前教育という表現を用いておらず、0歳から義務教育が始まる6歳までの段階は幼児教育 (educación infantil) とされている。幼児教育は第1段階 (0歳~3歳) と第2段階 (3歳~6歳) に分かれる。

成人教育は18以上の成人を対象とした教育で、義務中等教育修了資格の取得を目指すもの、教育制度の中の様々な学校への進学を目指すもの、職業能力の向上を目的としたもの、高齢者教育、移民を対象としたスペイン語教育など多岐にわたる。法で規定される各種資格の取得を目指す成人教育の場合は、教育当局によって認可を受けた学校がこれを行う。

(5) 地域による学制の違い、国内における義務教育期間の違い

地域による学制の違いや国内における義務教育期間の違いはない。

(6) 飛び級制度の導入・撤廃状況、飛び級制度が導入されている教育段階

基本的に、高い能力を有する児童生徒に対する例外的措置として認められている。法的には「特別な教育的ニーズを有する児童生徒への対応」を基本原則とし、それに基づいて就学期間の柔軟化について規定する形になっている。

LOE では「高い知的能力を有する児童生徒」について第76条と第77条で取り上げている。

第2章 スペイン

第76条では教育行政が高い知的能力を有する児童生徒を発見し、そのニーズについて早期に評価する措置をとり、また児童生徒が能力を最大に発揮できるような行動プラン及びカリキュラムの充実のためのプログラムを適用するとしている³²。

後述するように、高い知的能力を有する児童生徒を対象とした就学期間の柔軟化措置について定める現行法令は、2003年に定められた勅令943/2003（7月18日付）である。一般制度の幼児教育（3歳～6歳）、初等教育、義務中等教育、高等学校、中級職業教育、上級職業教育、及び特別制度教育である芸術、言語、スポーツの教育が対象となっている。一般制度教育において「年齢に対応する学年以上の学年への進級」は、義務教育期間中に最大3回、その後は1回までとしているが、特別な場合はこの制限を超える措置をとることもできるとしている。

(7) 留年制度の導入・撤廃状況、留年制度が導入されている教育段階

留年制度が導入されているのは、初等教育と義務中等教育である。

留年制度の導入されている教育段階と制度の概要は以下のとおりである。

図表2 - 9：留年制度の導入・教育段階

導入されている教育段階	制度の概要
初等教育	初等教育の中のそれぞれの段階の目標を達成したら、児童は次の段階に進む（LOE第20条の2）。しかし、児童が目標のすべてを達成していなくても次の段階で十分学習できると判断される場合はこの限りではない（第20条の3）。児童が基礎的な能力を習得できなかった場合、同一の段階に1年多く留まることができるが、この対策は初等教育期間中に1回のみと制限し、また個別の補習・補強プランを伴わなければならない（第20条の4）。
義務中等教育	生徒は全科目に合格して次の学年に進むが、2科目までの落第であれば進級できる。3科目以上で落第した場合は基本的に留年しなければならない。ただし、進級に差し支えないと判断される場合は、3科目で落第していても例外的に進級できる（LOE第28条第3項）。生徒が同じ学年を繰り返すのは1回だけで、また義務中等教育期間を通して最高で2回までに制限されている。3年生まで留年していなかった場合、例外的に4年を2回繰り返すことができる（第28条第6項）。義務中等教育の目標を達成して修了した生徒は、義務中等教育卒業の資格を取得する（LOE第31条第1項）。義務中等教育修了資格を取得できなかった生徒には就学証明書が出され（LOE第31条第3項）、合格できなかった科目について特別試験を受けることができる（LOE第28条第8項）。

2 学制の改正状況

(1) 最近20年間に行われた学制の改正の概要

³² 当初のLOE第76条には高い知的能力を有する児童生徒のためのカリキュラム充実プログラムに関する言及がなかったが、「教育の質向上に関する組織法8/2013（12月9日付）」（Ley Orgánica, 8/2013, de 9 de diciembre, para la mejora de la calidad educativa、以下LOMCEと略）による修正でこのようになっている。

第2章 スペイン

最近の20年を振り返ると、スペインでは革新系の社会労働党と保守系の国民党という二大政党の間で何度か政権交代が繰り返されたが、そのたびに教育制度改革が行われ、目まぐるしい法改正を重ねてきた。

出発点となるのは1990年、社会労働党政権下で制定された「教育制度の一般整備に関する組織法1/1990（10月3日付）」（Ley Orgánica 1/1990, de 3 de octubre de 1990, de Ordenación General del Sistema Educativo、以下LOGSEと略）³³である。LOGSEにより、それまで8年制であった義務教育は6歳～16歳の10年制となり（初等教育6年、義務中等教育4年）、高等学校は2年制となったが、この枠組みは現在まで受け継がれている。

LOGSEに対しては適用開始後間もない頃から様々な問題が指摘された（特に新しい4年制の義務中等教育）。1996年に社会労働党にかわって国民党が政権をとると、新政権下で教育制度改革が始まり、2002年には「教育の質に関する組織法10/2002（12月23日付）」（Ley orgánica 10/2002, de 23 de diciembre, de Calidad de la Educación、以下LOCEと略）³⁴が制定された。

LOCEはLOGSEの問題点の改善を目指して生まれた法律であるといえるが、LOCEに対しては法案作成段階から社会労働党などの左派がこれに全面的な反対の姿勢を示していた。そして、2004年の総選挙を経て再び社会労働党政権が誕生すると、新政権は早々とLOCEの適用日程をストップして新たな法令改正に着手、2006年に「教育に関する組織法」（LOE）が制定されている。LOEは基本的にLOGSEの精神を受け継いでいるが、部分的にはLOCEによる改革も取り入れた内容となっている。

2011年末に再び国民党への政権交代が実現するが、新政権はまたしても教育制度改革を始め、2013年に「教育の質向上のための組織法8/2013（12月9日付）」（Ley Orgánica 8/2013, de 9 de diciembre, para la mejora de la calidad educativa、以下LOMCEと略）³⁵が制定された。LOMCEはLOEの特定の条項を改正したものであるが、その中で前の国民党政権時代に制定されたLOCEの内容をかなり復活させている。

度重なる教育改革は、教育制度をめぐる政治的社会的に広範な合意が欠如していることを物語っている。実際、施行が始まったばかりのLOMCEに対しても、社会労働党は政権をとった暁にはこれを廃止すると宣言している。

（2）現在の学制を規定している法律、その根拠条文

現在の学制を規定している法律は「教育に関する組織法2/2006（5月3日付）」（LOE）である。なお、前述のようにLOEを改正する新たな法律として2013年12月30日よりLOMCEが発効しているが、同法の最終規定5に定める適用日程に従い、実際の適用は2014年～2015年の学年度から漸進的に始まる。そのため以下ではLOEに基づく制度を現行制度とし、適宜LOMCEにも言及していくことにする³⁶。

³³ 「教育制度の一般整備に関する組織法1/1990（10月3日付）」

<http://www.boe.es/buscar/doc.php?id=BOE-A-1990-24172>

³⁴ 「教育の質に関する組織法10/2002（12月23日付）」

<http://www.boe.es/boe/dias/2002/12/24/pdfs/A45188-45220.pdf>

³⁵ 「教育の質向上のための組織法8/2013（12月9日付）」

https://www.boe.es/diario_boe/txt.php?id=BOE-A-2013-12886

³⁶ 大学前教育におけるLOMCE適用日程は以下のとおりである。

初等教育：第1・3・5学年では2014年～2015年から、第2・4・6学年では2015年～2016年から。

中等教育：第1・3学年では2015年～2016年から、第2・4学年では2016年～2017年から。

高等学校：第1学年では2015年～2016年、第2学年は2016年～2017年から。

職業教育：基礎職業教育第1学年の導入は2014年～2015年から、第2学年の導入は2015年～2016年から。中級職業教育のカリキュラム改正については2015年～2016年から。

進学・入学要件に関する改正は2016年～2017年から。

第2章 スペイン

ア 学制全体について

LOE 第3条第2項で、スペインの学制において提供される教育は以下のとおりとされる。

- | |
|------------|
| (a) 幼児教育 |
| (b) 初等教育 |
| (c) 義務中等教育 |
| (d) 高校教育 |
| (e) 職業教育 |
| (f) 語学教育 |
| (g) 芸術教育 |
| (h) スポーツ教育 |
| (i) 成人教育 |
| (j) 大学教育 |

第3条第3項では、初等教育と義務中等教育が基礎教育を構成するとしている。

第3条第4項では、中等教育は義務中等教育と義務教育以降の中等教育とに分けられるとしている。義務教育以降の中等教育には高校教育、中級職業教育、中級造形芸術・デザイン職業教育、中級スポーツ教育が含まれる。

第3条第5項では、大学教育、上級芸術教育、上級職業教育、上級造形芸術・デザイン職業教育、上級スポーツ教育をもって高等教育とするとしている。

第3条第6項では、語学教育、芸術教育、スポーツ教育は特別制度教育であるとしている。

第3条第7項では大学教育については独自の法令で規定するとしている。これは具体的には「大学に関する組織法 6/2001（12月21日付）」（Ley Orgánica 6/2001, de 21 de diciembre, de Universidades, 以下 LOU と略）である³⁷。

なお、LOMCE による改正で第3条第10項が追加され、基礎職業教育の無償の提供が義務付けとなる（基礎職業教育については後述の職業教育の項を参照）。

イ 義務教育について

LOE 第4条第1項では、第3条第3項で言及される基礎教育が義務教育であり、無償であるとしている。また、第4条第2項では基礎教育は10年間で、就学年齢は通常は6歳～16歳であるが、18歳まで基礎教育の履修を続けることができるとしている。

具体的な教育水準別に見た法令の規定は以下のとおりである。

³⁷ 「大学に関する組織法 6/2001（12月21日付）」

<http://www.boe.es/boe/dias/2001/12/24/pdfs/A49400-49425.pdf>

第2章 スペイン

図表2 - 10 : 教育段階別に見た法令の規定

教育段階	法令の規定
幼児教育	<p>幼児教育は出生から6歳までをカバーする（LOE 第12条第1項）。また、幼児教育は0歳～3歳の第1段階と3歳～6歳の第2段階に分けられる（同第14条第1項）。</p> <p>幼児教育は義務教育ではないが、第2段階は無償とされる（同第15条第2項）。後述するように、3歳～6歳の幼児教育の無償化は2002年に制定された LOCE で導入されており、LOE に引き継がれたものである。</p>
初等教育	<p>初等教育は6年間で、就学年齢は通常6歳～12歳である（LOE 第16条第1項）。初等教育はそれぞれ2年ずつの3段階に分けられる（同第18条第1項）。</p> <p>なお、LOMCE による改正で初等教育における3段階の区分はなくなっている。</p>
義務中等教育	<p>義務中等教育は4年間で、就学年齢は通常12歳～16歳である（LOE 第22条第1項）。</p> <p>なお、LOE を改正する LOMCE では、新たに第23条 bis を追加し、そこで義務中等教育を第1段階（第1～3学年）と第2段階（第4学年）に分けている。また LOE29 条を改正、義務中等教育最終評価試験（Evaluación final de Educación Secundaria Obligatoria）を導入している。第4学年を修了し、全科目で合格、又は不合格科目が2科目以下であった生徒は、この最終評価試験を受けることができる（スペイン語と数学の両方が不合格の場合を除く）。また、LOE 第31条の改正により、義務中等教育修了資格の取得には最終評価試験に合格することが必須となった。</p> <p>LOE 第27条では、第2学年を終えた段階で第3学年に進級できずにすでに1回留年している生徒は、カリキュラム多様化プログラム（programa de diversificación curricular）に進み、資格取得を目指すことができるとしている。これは LOMCE による改正で学習・成績改善プログラム（Programa de mejora del aprendizaje y del rendimiento）に置き換えられ、義務中等教育の第1学年あるいは第2学年で留年している生徒、また例外的に第3学年から第4学年に進級できない生徒に対し適用されるとしている。</p> <p>LOE 第30条では、16歳に達し、義務中等教育修了資格を取得していない生徒に対し入門職業教育プログラム（programas de cualificación profesional inicial）を提供するとしている（例外的に15歳からでもこのプログラムに進むことができる）。LOMCE による LOE 第30条改正により、このプログラムは基礎職業教育により置き換えられることになり、学校は生徒の能力習得状況に応じて保護者に基礎職業教育への進学を提案することができる（後述の職業教育の項を参照）。</p>
高等学校教育	<p>高等学校は2年間であるが（LOE 第32条第3項）、生徒は最高で4年間履修を続けることができる（同第4項）。</p> <p>後述するように、2002年に制定された LOCE による主要な改革の一つは、高校修了資格取得の要件として、全科目合格に加え資格試験（Prueba General de Bachillerato）の受験を導入したことであったが（LOCE 第37条）、LOCE の他の多くの部分と同様に実質的に適用されず、LOE 体制に移行していた。しかし、この度の LOMCE の適用により、高校最終評価試験（Evaluación final de Bachillerato）が導入され（第36条 bis）、高校修了資格を取得するにはこれに合格しなければならないとされる（第37条）。</p>

第2章 スペイン

職業教育	<p>職業教育には中級と上級の二つの段階があり（LOE 第 39 条第 4 項）、いずれも複数のモジュールにより構成される。履修期間はモジュールにより異なる（同第 3 項）。</p> <p>なお、LOMCE により LOE 第 39 条が改正され、中級と上級に加え、新たに基礎職業教育が加えられている。基礎職業教育への進学要件は LOE 第 41 条の改正により定められており、満 15 歳に達しており 16 歳を超えていないこと、義務中等教育の第 1 段階を修了していること（例外的に第 2 段階まで修了していてもよい）、学校から保護者に基礎職業教育への進学提案が行われていることとなっている。</p>
------	--

（3）学制改正前の法律、その根拠条文

LOE の前身にあたる法律は 1990 年に制定された LOGSE、及び 2002 年に制定された LOCE である。

LOGSE は 1990 年に当時の社会労働党（PSOE）政権の下で可決、同年 10 月 24 日に発効し、2006 年 5 月 24 日、現行法である LOE の発効により廃止された。LOCE は 2002 年末に当時の国民党（PP）政権の下で可決、2003 年 1 月 13 日に発効し、LOGSE と同様に LOE の発効により廃止された。

LOCE については、2003 年 6 月施行の勅令 827/2003 で漸進的な適用日程が定められていた。しかし、その後 2004 年 3 月の総選挙を受けて、LOCE 制定に反対していた PSOE が再び政権を獲得すると、新政権はすぐに LOCE 施行停止の意図を明らかにし、5 月には上記の適用日程を延期する勅令 1318/2004 を可決、その上で LOCE に代わる教育法の制定にとりかかった。これが 2006 年に制定された LOE である。こうした経緯により、LOCE はごく一部を除いて実質的に適用されることなく終わり、LOE の大部分は 1990 年制定の LOGSE から直接バトンタッチされる形になっている。そのため、以下では LOGSE と LOCE のそれぞれについて説明する。

ア LOGSE

スペインでは内戦後のフランコ独裁時代、50 年代から 60 年代にかけて初等教育・中等教育・職業訓練教育などで様々な改革が行なわれたが、その集大成として 1970 年に制定されたのが一般教育法（Ley General de Educación, 以下 LGE と略）である。LGE では義務教育を 8 年間の「一般基礎教育（EGB）」とし、義務教育を修了した生徒は普通科の高校（BUP、3 年間）、さらに 1 年間の大学準備コース（COU）を経て大学に進学するものとされていた。義務教育に続いて職業訓練に進んだ場合は、途中から大学に編入する道も開かれていた³⁸。

民主化移行とともに他の欧州諸国標準により近い学制を求める声が高まり、82 年に成立した社会労働党（PSOE）政権のもとで 1990 年に「教育制度の一般整備に関する組織法」（LOGSE）が制定された。LGE との大きな違いとして、LOGSE では義務教育は初等教育の 6 年と義務中等教育（ESO）4 年の計 10 年としており、これが基本的に現在まで受け継がれている。

以下、LOGSE の定める教育制度について、条文ごとに見ていく。

（ア）学制全体について

LOGSE 第 3 条第 1 項では、教育制度は一般制度教育（enseñanzas de régimen general）と特別制度教育（enseñanzas de régimen especial）に分けられるとしている。

同条第 2 項では一般制度教育に含まれる教育段階を以下のように規定している。

³⁸ LGE 及び LOGSE の概要については Alfonso Capitán Díaz, “Breve historia de la educación en España” (Alianza Editorial, 2002) を参照。

第2章 スペイン

- | |
|--|
| (a) 幼児教育
(b) 初等教育
(c) 中等教育 ³⁹
(d) 上級職業教育
(e) 大学教育 |
|--|

続いて、第3項では特別制度教育を芸術教育及び語学教育と規定しているが、第4項で政府は自治州との事前協議の上で新たに特別制度の教育を定めることができるとしている。同条第7項では、大学教育を除くすべての教育は LOGSE によって規定され、大学教育については個別の法令によるとしている。

(イ) 義務教育について

LOGSE 第5条第1項では、初等教育と義務中等教育をもって基礎教育とし、また基礎教育は6歳から16歳までの10年間であるとしている。第2項では、基礎教育が義務教育であり無償であるとしている。

(ウ) 各教育段階の一覧

LOGSE で定められた各教育段階一覧を以下にまとめた。

図表2-11：LOGSE 既定・各教育段階一覧

教育段階	LOGSE の規定内容
幼児教育	LOGSE 第7条では幼児教育を6歳までとしており、また第9条では3歳までの第1段階と3歳～6歳の第2段階に分かれるとしている。
初等教育	初等教育は6年間で、就学年齢は通常6歳～12歳である（LOGSE 第12条）。初等教育はそれぞれ2年ずつの3段階に分けられる（同第14条第1項）。
義務中等教育	義務中等教育は4年間で、就学年齢は12歳～16歳である（LOGSE 第17条 a）。また、義務中等教育は2年ずつ2段階に分けられる（同第20条第1項）。
高等学校教育	高等学校は16歳からの2年間である（LOGSE 第17条 b）。義務中等教育修了資格（GESO）を取得した生徒は、高校に進むことができる（同第25条第2項）。高校修了資格（Bachiller）を取得すると、上級職業教育及び大学に進学できるが、大学進学の場合には大学入学試験を受験し合格しなければならない（同第29条）。
職業教育	職業教育は複数のモジュールにより構成される。履修期間はモジュールにより異なる。また職業教育は中級と上級の二つの段階がある（LOGSE 第30条第4項）。中級職業教育に進むためには義務中等教育修了資格を、上級職業教育に進むためには高校修了資格を取得していなければならないが（同第31条第1項及び第2項）、これらの資格を持っていなくても教育行政が定める他の試験を受けて進学することもできる（同第32条第1項）。中級職業教育を修了すると中級の資格（Técnico）を、上級職業教育を修了すると上級の資格（Técnico Superior）を取得でき（同第35条第2項）、それぞれ高校及び大学の一定の課程に進学できる（同第3項及び第4項）。

イ LOCE

(ア) 学制全体について

³⁹ これには義務中等教育、高等学校、中級職業教育が含まれる。

第2章 スペイン

LOCE 第7条第1項では、教育制度には就学前教育(educación preescolar)、学校教育(enseñanzas escolares)、及び大学教育(enseñanza universitaria)が含まれるとしている。同条第3項では学校教育を一般制度教育(enseñanzas de régimen general)と特別制度教育(enseñanzas de régimen especial)に分け、それぞれの内容を以下のとおり詳述している。

一般制度教育	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児教育 ・初等教育 ・中等教育⁴⁰ ・上級職業教育
特別制度教育	<ul style="list-style-type: none"> ・芸術教育 ・語学教育 ・スポーツ教育

第4項では、政府は自治州との事前協議の上で新たに特別制度の教育を定めることができるとしている。

また第8項では、大学教育については個別の法令によるとしている。

(イ) 義務教育について

LOCE 第9条第1項では、初等教育と義務中等教育をもって基礎教育とし、また基礎教育は義務教育であり無償であるとしている。第2項では基礎教育が6歳から16歳までの10年間であるとしているが、第3項では生徒は18歳まで基礎教育にとどめられるとしている。

(ウ) 各教育段階の一覧

LOCE で定められた各教育段階一覧を以下にまとめた。

図表2 - 12 : LOCE 既定・各教育段階一覧

教育段階	LOCE の規定内容
就学前教育	就学前教育は0歳～3歳までの子供を対象とし、教育的かつ保育的性格を持つものとされる (LOCE 第10条第1項)。
幼児教育	幼児教育は3歳から6歳の3年間で、義務教育ではないが無償である (LOCE 第11条第1項)。
初等教育	初等教育は6年間で、就学年齢は通常6歳～12歳である (LOCE 第14条)。初等教育はそれぞれ2年ずつの3段階に分けられる (同第16条第1項)。
義務中等教育	<p>義務中等教育は4年間で、就学年齢は通常12歳～16歳である (LOCE 第21条第1項)。ただし、義務中等教育修了資格の取得につながると判断されれば、18歳まで履修を続けることができる (同第2項)。</p> <p>LOCE では義務中等教育の3年と4年で、共通科目の他に特殊科目を取り入れており、これら特殊科目は異なる教育課程 (itinerarios formativos) と呼ばれる (第26条第1項)。第3学年では技術系と科学・人文系の二つの課程、第4学年では技術系、科学系、人文系の三つの課程がある。</p> <p>LOCE 第27条では職業入門プログラム (Programas de iniciación</p>

⁴⁰ これには義務中等教育、高等学校、中級職業教育が含まれる。

第2章 スペイン

	profesional) について定めている。職業入門プログラムは2年間で、複数のモジュールにより構成される(第27条第1項)。満15歳になり、前述の課程のいずれも選択しないとした生徒は、このプログラムで就学を続けることになる(16歳になってからでも編入可)(第27条第3項)。このプログラムを修了すると、義務中等教育修了資格取得の権利を得られる(同第5項)。
高等学校教育	高等学校は2年間であるが(LOCE第33条第1項)、生徒は4年間まで履修を続けることができる(同第3項)。義務中等教育修了資格を取得した生徒は高校に進むことができる(同第2項)。 LOCEでは、高校修了資格(Bachiller)取得のために、全科目の合格に加え、高校一般試験(Prueba General de Bachillerato、以下PGBと略)を導入している(第37条第1項)。高校修了資格を取得すると、上級職業教育及び大学に進学する資格が与えられる(同第3項)。
職業教育	中級職業教育に進むためにはGESOを、上級職業教育に進むためには高校修了資格を取得していなければならないが(LOCE第38条第1項)、これらの資格を持っていなくても教育行政が定める他の試験を受けて進学することもできる(同第2項)。

(4) 学校段階別学制の改正状況

ア 初等教育、中等教育、後期中等教育、高等教育の年齢区分の改正

前述のとおり、各教育段階の年齢区分については1990年制定のLOGSEにおいて改正され、それ以降は改正されていない。

イ 義務教育年齢・年数の改正

同様に、義務教育年齢・年数については1990年制定のLOGSEにおいて改正され、それ以降は改正されていない。

ウ 特定教育段階での無償化導入・変更

LOGSE第5条第1項では、初等教育と義務中等教育(10年間、6歳～16歳)を基礎教育とし、同条第2項でこれを義務・無償教育であるとしている。これはその後の法改正においても引き継がれている⁴¹。

一方、LOCEでは3歳～6歳の幼児教育を無償と定めている(LOCE第11条第1項、なおLOCEでは0歳～3歳の教育を就学前教育、3歳～6歳を幼児教育としている)。LOCEの適用日程に関する勅令827/2003(6月27日付)第4条によれば、幼児教育の無償化は2004年～2005年の年度から始まり、遅くとも2006年～2007年の年度終了までに終わっていなければならないとしている(この日程よりも早く無償化導入を行うことも可)。前述したように、2004年3月の総選挙後の政権交代により樹立したPSOE政権は、同年5月に上記勅令827/2003で定められるLOCE適用日程を修正(延期)する勅令1318/2004(5月28日付)を可決、これによりLOCEはほぼ適用されないまま2006年制定のLOE体制に移行するが、幼児教育の無償化に関しては勅令827/2003の日程が適用された。

なお、前述のようにLOMCEによるLOEの改正で基礎職業教育が導入されるが、改正後のLOE第3条に新たに追加された第10項で、基礎職業教育が無償であることが明示されている。

エ 飛び級制度の導入・撤廃

⁴¹ 義務教育の無償化はLOGSEにより新たに導入されたのではなく、1970年制定のLGEでも無償とされていた。

第2章 スペイン

LOGSEでは、第36条及び第37条で「特別な教育的ニーズを有する児童生徒」への対応について言及していた。これに基づき、1995年に制定された「特別な教育的ニーズを有する児童生徒に関する勅令 696/1995(4月28日付)⁴²⁾」では、附則1で高い知能を有する(sobredotación intelectual)児童生徒に対する就学期間の柔軟化措置について言及、教育科学省は教育権限を委譲されている自治州政府との合意に基づき、これら児童生徒の就学期間柔軟化に関する要件と手続を定めるものとしていた。そして、これを具体化したものが1996年4月24日付教育省令である⁴³⁾。省令によれば、就学期間柔軟化措置は義務教育(初等教育及び義務中等教育)を対象としており、以下のような柔軟化が可能とされた。

- ①義務教育期間を最大2年間短縮することができる。ただし同一の教育段階の中で2年間短縮することはできない。
- ②初等教育では、開始を1年早めることができる。また、初等教育の就学期間を1年短縮することもできるが、開始を1年早めた児童は期間短縮はできない。
- ③中等教育では、就学期間を1年短縮することができる。

一方、LOCEでは第43条で高い知能を有する児童生徒(Superdotados intelectuales)について言及し、同条第3項で政府が自治州との協議の上で就学期間の柔軟化に関する規則を定めるとしていた。

LOCEに基づき、2003年には就学期間の柔軟化について規定する勅令934/2003(7月18日付)が可決された⁴⁴⁾。その第1条では適用範囲をLOCE第7条第3項で言及される一般制度及び特別制度の教育機関すべてとしている。具体的には一般制度の幼児教育(3歳～6歳)、初等教育、義務中等教育、高等学校、中級職業教育、上級職業教育、及び特別制度教育である芸術、語学、スポーツの教育が含まれる。第7条第1項では、一般制度教育において「年齢に対応する学年以上の学年への進級」は、義務教育期間中に最大3回、その後は1回までとしているが、特別な場合はこの制限を超える措置をとることもできるとしている。勅令943/2003により、これに反する内容の同等の法令及び下位の法令は廃止されている。

このように、スペインには法令上は飛び級の制度があるものの、ほとんど利用されていないのが実情のようである。

これらの法令適用の第一歩は「高い知能を有する児童生徒」を見つけ出すことであり、例えば上記の勅令943/2003は第3条で「教育当局は高い知能を有する児童生徒を特定するために必要な措置をとり、可能な限り早期にこれら児童生徒の教育的ニーズの評価を行う」としている。しかし、高い知能を有する児童生徒の支援団体「知識と社会財団」のカルメン・サンス会長によれば、教師、学校や教育当局はこれをほとんど実行しておらず、また教育期間の柔軟化(飛び級)に対して強い抵抗を示す傾向がある。これらの子供たちは、教師によりむしろ問題児として扱われたりいじめの対象になったりしがちである。親が子供の知能に関する資料をそろえ、学校や教育当局に対応を求めることもあるが、その場合も9割がたは飛び級などの措置は講じられず、通常の授業への出席を続けるしかないとのことである⁴⁵⁾。

⁴²⁾ 「特別な教育的ニーズを有する児童生徒に関する勅令 696/1995(4月28日付)」

<http://www.boe.es/boe/dias/1995/06/02/pdfs/A16179-16185.pdf>

⁴³⁾ 「高い知能に関わる個人的状況により特別な教育的ニーズを有する児童生徒の義務教育期間を例外的に柔軟化するための条件と手順について定める 1996年4月24日付省令」 <http://www.boe.es/boe/dias/1996/05/03/pdfs/A15545-15546.pdf>

⁴⁴⁾ 高い知能を有する生徒のために教育制度の様々なレベル及び段階の期間を柔軟化する条件について規定する勅令 943/2003 (7月18日付)

<http://www.boe.es/boe/dias/2003/07/31/pdfs/A29781-29783.pdf>

⁴⁵⁾ 「知識と社会財団(Fundación Inteligencia y Sociedad)」のカルメン・サンス会長より聴取。

第2章 スペイン

オ 留年制度の導入・撤廃

留年制度の導入・撤廃状況について、教育段階ごとに以下にまとめた。

図表 2 - 13 : 留年制度・詳細

教育段階	留年制度の導入・撤廃状況
初等教育	<p>初等教育における進級について、LOGSE 第 15 条第 2 項では、児童は初等教育の各段階の目標を達成すれば次の段階に進級できるとしており、目標を達成できなかった場合には条件付で同じ段階に更に 1 年留まれるとしていた。なお、その条件については、政府がそれぞれの児童のニーズに応じ、自治州と協議の上で定めることとされた。</p> <p>LOCE でも、目標を達成できなかった場合同じ段階に 1 年留まれるとの規定があるが、この措置は初等教育を通じて 1 回のみを制限している (LOCE 第 17 条第 3 項)。また、いずれかの科目分野で合格の評価を得られないまま次の段階に進んだ児童は、これを取り戻すため必要な支援を得るとしている (同第 4 条)。</p> <p>現行法の LOE では、第 20 条第 2 項で各段階での基礎的能力に到達したら次の段階に進級できるとしている。ただし同第 3 項では、いずれかの科目分野で目標を達成できなくても進級の妨げにならないと判断された場合は、必要な支援を受けて次の段階に進めるとしている。その上で、第 4 項では基礎的能力に到達できなかった児童は同一段階に 1 年留まれるが、この措置は初等教育を通じて 1 回のみとれるとしている。</p> <p>なお、LOMCE により上記の LOE 第 20 条は改正され、進級について段階ごとでなく学年ごとの規定となっている。学年に対応する能力を取得した上で次の学年に進級でき、能力が取得できなかった場合は初等教育を通じて 1 回のみ留年できるとされる。</p>
義務中等教育	<p>LOGSE 第 22 条第 2 項では、第 1 段階及び第 2 段階の目標を達成できなかった生徒は、いずれも同じ段階に更に 1 年留まれるとしていた。第 23 条第 1 項では、16 歳以上の生徒に対し、それぞれの評価に応じてカリキュラムの多様化により義務中等教育の目標達成を目指せるようにしていた。また同第 2 項では、義務中等教育の目標を達成できなかった生徒には、労働活動を始めるため、あるいは中級職業教育その他の教育を受けられるよう、基礎的な教育を行う目的で、社会的保証プログラム (Programas de garantía social) を実施するとしていた。</p> <p>LOCE では第 29 条第 2 項で、生徒は合格できなかった科目について行政が定める特別試験を受験することができ、その上で不合格が 3 科目以上ある場合には次の学年に進級せず、同じ学年を繰り返さなければならないとしていた。いずれの学年も留年できるのは 1 回だけで、留年したのちも生徒が進級に必要な条件を満たしていない場合は、それぞれの生徒の教育的ニーズに応じて政府が定める条件のもとで進級を決められるとしていた。</p> <p>LOE では、第 28 条第 3 項で、不合格が 3 科目以上ある場合は次の学年に進級できず、留年しなければならないとしている。同じ学年を繰り返せるのは 1 回のみで、また義務中等教育全体を通して留年は 2 回までであるが、第 3 学年までに一度も留年していなければ、最終学年の 4 年は例外的に 2 回留年できる (同第 6 項)。</p> <p>なお、LOMCE の適用により上記の LOE 第 28 条は改正され、生徒は不合</p>

第2章 スペイン

	格が3科目以上、又はスペイン語と数学の2科目が同時に不合格である場合には、原則として進級できないことになる。
高等学校教育	<p>LOGSE では高校での留年について言及しておらず、高校修了資格取得の要件として全科目の合格を挙げていた（第29条第1項）。</p> <p>LOCE では高校教育における留年については直接言及していないが、生徒は4年間まで就学を続けられるとしていた（第33条第3項）。また、生徒は合格できなかった科目について行政が定める時期に特別試験を受けることができるとしていた（第35条第10項）。</p> <p>LOE では生徒は4年間まで高校就学を続けられるとしている（第32条第4項）。1年から2年の進級は、全科目で合格若しくは不合格が2科目以下の場合のみ可能で、不合格科目がある場合は第2学年に進級してからも合格できなかった科目を履修しなければならないとしている（第36条第2項）。また、合格できなかった科目について、行政が定める時期に行われる特別試験を受けることもできる（同第3項）。</p> <p>LOMCE の適用でこの第36条は改正され、進級の要件は基本的に同じだが、第1・2学年共に原則として1回のみ留年できるとされる。</p>

(5) 学制改正に関する世論動向

LOGSE→LOCE→LOE→LOMCE と目まぐるしく続いた制度改正を振り返ってみると、常にいくつかの争点が決まって繰り返され、またそれらをめぐっていわゆる保守派と革新派との間に乗り越えがたい相違があり、本来国家的政策であるべき教育政策をめぐるコンセンサスの不在が明らかである

これらの争点をまとめると以下のとおりである。

①包括的教育か差別的教育的か	革新派は、16歳までの義務教育期間中すべての生徒と一緒に同じ内容を学ぶことで教育の機会の平等が実現され、ひいては社会的格差の是正につながると主張している。一方、能力や適性、興味関心の異なる児童生徒を16歳まで一緒に扱うことで、特に中等義務教育段階では実質的に様々な問題が指摘されているのも事実である。保守派は初等教育、義務中等教育、高等学校のそれぞれの修了資格を得るために全国共通の校外評価試験を導入する、留年の基準をより厳しくする、義務中等教育の第3学年（14歳）から進路分けを行うといった対策を提案しているが、革新派はこれを「差別的」「平等主義に反する」と激しく非難している。
②全国の児童生徒に共通の内容の教育を保障すべきか、自治州のより広い権限を尊重すべきか	政府はすべての児童生徒に共通の教育を保障するため最低限の共通内容を定めるが、その割合はスペイン語以外にも公用語（バスク語、カタルーニャ語など）を有する自治州とそれ以外の自治州では異なる。保守系の国民党は共通の教育内容の必要性を強調し、政府がより多くの内容を定める、あるいはより重要な科目の内容を定めるべきとの考え方であるが、カタルーニャやバスクなどの地方主義政党はこれに強く反発し、教育に関する自治州の権限の抵触であると訴える傾向がある。
③教育（学校）を選ぶ自由をめぐる議論	保守派政党やカトリック系の父兄団体は、子供にどんな教育を与えるか、どの学校を選ぶかは基本的自由であるとの考えから、カトリック系その他の私立学校を選ぶ権利を主張している。スペインではこうした私立学校の多くが行政と協定を結び補助金を受けており、そのため私立学校でも公立学校同様にほぼ無償で入学できる場合が多いが、保守派はこの制度の安定的な維持や拡大を求めている。一方、革新派は教育は公的なもので

第2章 スペイン

あるべきであり、よって公立学校を優先し、私立学校はあくまで補助的なものにとどめるべきとし、保守派による私立学校支援政策を批判している。

④宗教教育の扱い

79年にバチカンとの間で結ばれた協定に基づき、スペインの学校では宗教（カトリック）の授業が行われる。必須科目でなく、生徒は任意で履修するが、教会側はこれを履修しない生徒のために代替科目を用意し、宗教も代替科目も共に他の科目と同様評価対象とすることを求めている。これに対し、革新派は「宗教（信仰）の授業は授業時間外で行い、評価対象としない」「学校から宗教教育を排除すべき」と主張している。

ア 国民党政権による改正の試みー「教育の質に関する組織法（LOCE）」（2002）

1996年に成立した保守系の国民党政権は、教育制度の部分的な改正をいくつか経た上で、2001年ごろからLOGSEの大幅な見直しの意向を明らかにしていた。改正の主な内容は以下のとおりである。

①義務中等教育の改正

LOGSEはそれまで14歳までであった義務教育を16歳までとしたが、これには導入の初期から重大な問題の指摘が続いた。特に義務中等教育では授業についていけず関心もない生徒を16歳までの4年間教室に「縛りつけ」なければならず、現場は矛盾を抱えざるを得なかった。実際、義務教育修了段階で十分な成績を収められず、修了資格を取得できずに学校教育制度を離れていく生徒の割合は非常に高く、25%~30%にも上っていた。これに対する解決策として政府がLOCE法案に盛り込んだのが、留年基準の見直し、及び義務中等教育の第3学年からの進路分けの導入であった。

LOGSE体制では、義務中等教育は1・2学年の第1段階と第3・4学年の第2段階に分けられ、それぞれの段階の目標を達成できなかった生徒は、各段階にもう1年留まれるとしていた。つまり、第1学年から第2学年は自動的に進級でき、仮に第2学年を終えた段階で十分なレベルに達していなくても、第1学年のみ留年すれば再び自動的に第3学年、第4学年と進級できた。LOCEではこの自動的進級を廃止し、各学年で1回ずつ留年を可能とし、その基準を「3科目以上不合格」とした。

また、義務中等教育の第3学年（14歳～）で、高校進学コース、職業訓練を目指すコース、進学せず就職を目指すコースに分けることを提案した。まず第3学年で人文・科学系（高校進学向け）と技術系（職業訓練向け）の進路分けを行い、さらに第4学年で前者を人文系と科学系に分けるというものである。一方、15歳になり、適宜オリエンテーションを受けた上でいずれの進路も選ばないことを決めた生徒は、職業入門プログラム（programa de iniciación profesional, PIP）に進み、義務教育を修了することができる。

②高等学校修了資格取得のための試験の導入

LOCE案では高校一般試験（PGB）を導入し、高等学校修了資格を得るためには全科目に合格するだけでなく、PGBに合格しなければならないとした。

③3歳～6歳の幼児教育の無償化

LOCE案では3歳～6歳の幼児教育の無償化を謳っている（自治州によりすでに無償化されているところもあった）。

④宗教（カトリック）を選択しない生徒のための新科目の導入

ローマ教皇庁との協定に基づき、スペインの学校は宗教（カトリック）の授業を行わなければならないとされるが、児童生徒の側ではこれは自由選択科目である。宗教を選択しない生徒のための代替科目は自治州や学校によって異なり、ま

第2章 スペイン

た宗教を選択せず代替科目を必要とする生徒が少ないため、代替科目自体が定められていないケースも多かった⁴⁶。LOCE 案では代替科目として「宗教的事実及び憲法・民主主義の価値」とする科目を導入、また宗教も代替科目も共に他の科目に準じた条件で評価対象とすることとした。

社会労働党をはじめとする左派政党や労組、革新系の父兄団体や生徒団体などは、LOCE 草案作成段階から全面的にこれに反対する姿勢を示し、それが毎日のように報道紙面をにぎわせていた。その論点をまとめると以下の4点である。

●論点①

14 歳からの進路分けは、「差別的で平等主義に反する」「早い時期から生徒を進路で区別する残酷な制度」などとの批判を受けた。また、進級の基準が厳しくなることや高等学校修了時の資格取得試験（PGB）導入も、「大学への道を障害物競争化する」ものとされた。このような主張は、二大労組の一つである労働者委員会（CC.OO.）関係者の「国民党は以前の（LOGSE の）制度を平等主義に基づくものゆえに最悪と考えている」という発言や、当時の社会労働党下院議員代表の「(国民党政権にとって) 今後 10 年で最も重要な教育の目標は不合格になった生徒を留年させることであり...教育大臣はこれまでよりも早期に生徒を（成績によって）分けることが一番重要と考えている。つまり差別的で不平等な教育制度であり、福祉国家以前への逆戻りである」との発言に端的に表れている⁴⁷。

また、当時の社会労働党書記長であったサパテロ下院議員の「試験を増やすだけで（教育の）質は向上せず、生徒の早期差別につながるだけ」、「一部の経済的富裕層のみが大学に行けた時代に戻ることは望まない。14 歳～16 歳の教育が保証され、皆が大学に行けるよう戦う」といった発言⁴⁸、さらには「LOCE は機会の均等に対する攻撃」、「わが党は福祉国家の基盤である公教育を一致団結して擁護」といった発言⁴⁹からは、生徒の学業成績の悪化の背景は社会的不平等であり、教育制度はそれを是正すべきものであるとの姿勢が見て取れるといえよう。

●論点②

カトリック教会では、宗教（カトリック）の授業を選択しない児童生徒のための代替科目を定め、いずれも他の科目に準じた条件で評価対象とすることを求めている。LOCE 案はこの要求に沿ったものとなっているが、左派政党や労組、学生団体などは保守派政権が教会の要求に屈したとして非難した⁵⁰。

●論点③

3 歳～6 歳の幼児教育は義務教育ではないが、一部の自治州ではすでに無償化されていた（州が財源を拠出）⁵¹。3 歳～6 歳の教育の無償化は、行政の補助金を受けて運営される私立学校（多くはカトリック系）の古くからの要求でもあった。そのため、公立学校の擁護を主張する革新派は、幼児教育の無償化は私立学校の財源として更に公的資金を費やすことを意味するとして批判した。例えば労組 CC.OO.は「すでに（学費を払って）私立幼稚園に通う子供たちの分も含めて行政が補助金を出すことになる」として、「エリート幼稚園」にも公的資金が使われることを批判した。また、革新系の父兄団体の CEAPA でも「空きがないとして毎年入園を断つ

⁴⁶ エル・pais紙 2002 年 5 月 9 日付報道： http://elpais.com/diario/2002/05/09/sociedad/1020895202_850215.html

⁴⁷ エル・pais紙 2002 年 2 月 1 日付報道： http://elpais.com/diario/2002/02/01/sociedad/1012518007_850215.html

⁴⁸ エル・pais紙 2002 年 2 月 6 日付報道： http://elpais.com/diario/2002/02/06/sociedad/1012950003_850215.html

⁴⁹ エル・pais紙 2002 年 3 月 14 日付報道： http://elpais.com/diario/2002/03/14/sociedad/1016060403_850215.htm

⁵⁰ エル・pais紙 2002 年 5 月 9 日付報道： http://elpais.com/diario/2002/05/09/sociedad/1020895201_850215.html

⁵¹ エル・pais紙 2002 年 7 月 29 日付報道： http://elpais.com/diario/2002/07/27/sociedad/1027720804_850215.html

ているのは公立幼稚園」であるとして、私立幼稚園に補助金を出して幼児教育の無償化を図る前に公立幼稚園を拡充するよう求めた。左派政党の統一左翼（スペイン共産党を中心とする左派連合）も、幼児教育無償化が即ち私立校を公的な補助金で利するものとの見方を示している⁵²。

●論点④

LOCE 法案は 2002 年 7 月 26 日に閣議決定、国会（下院）に送られたが、法の施行に伴う財政支出に関する覚書が添付されていなかった。これに関し政府教育省は、教育行政に関する権限は自治州に委譲されており、そのため LOCE 施行に伴う財政支出については政府財務省と全自治州の財務庁から成る税務財務政策会議（CPFF）で決めるべきであると主張していた（自治州財政については 2001 年に新制度をめぐる合意が結ばれたばかりでもあった）。しかし、この点は野党からのもう一つの大きな批判の原因となった。社会労働党は、政府が LOCE にかかる支出を隠しているのは、それが最初から非常に乏しいものであり、しかもその大部分が私立学校への補助金に消えるからであると非難した⁵³。社会労働党が州政権の座にある 6 つの自治州も、教育権限を持つ自治州として LOCE 可決の暁にはその施行に当たらなければならないのに、そのために国がどれだけの財源を確保しているのか、自治州予算にどれくらい影響するのかも不明であるのは認めがたいと、首相宛書簡で訴えている⁵⁴。財源問題については、議論は平行線をたどり、LOCE 最終可決に際しても教育大臣は LOCE 施行に伴う支出は CPFF で評価されるものとの姿勢を繰り返していた。

LOCE 案に対しては法案準備中から激しい反対運動が起こっていた。2002 年 3 月 7 日には高等学校修了資格試験に反対する中等教育生徒のデモが各地で行われ⁵⁵、法案可決後は最大野党である社会労働党が反対運動を呼びかけ、10 月 29 日の初等教育・中等教育ストにつながっている。当日行われたデモには首都マドリッドで 3 万人、バルセロナで 2 万 5000 人が参加したとされ、「差別的な進路分け」「教会が支配する私立学校への公的補助」に反対し、法案撤回を要求した⁵⁶。

与党国民党は 2000 年 3 月の総選挙で国会単独過半数を制して第二次政権を樹立しており、そのため LOCE は強い反対にもかかわらず 2002 年 12 月に可決された。国会で LOCE に賛成票を投じたのは、与党のほかカナリアス州の地方政党のみであった。

当時の政権は、国会での与党単独過半数という状況を利用し、教育以外でも労働市場改革などを積極的に進めようとしており、一方外交政策ではイラク問題をめぐって米英と共同歩調をとるなど思い切った転換をはかっていた。逆に、国会内で身動きの取れない革新派は、国会の外から政府批判運動を激化させようとしていた。LOCE をめぐる議論も、まさにこのような当時の政治状況の一面を表すものであった。

なお、この時期は移民家庭の子供の就学をめぐる問題が顕在化した時期であったことも念頭に置くべきである。公立学校を優先すべきか、「学校を選ぶ自由」の建前で私立学校への財政支援を強化すべきかといった議論の背景には、移民が多い地域の一部の公立学校にスペイン語を解さない子供が集中し、そうした学校での教育の質にも影響を与えざるを得ない状況があった。

⁵² エル・pais紙 2002 年 4 月 11 日付報道：http://elpais.com/diario/2002/04/11/sociedad/1018476009_850215.html

⁵³ エル・pais紙 2002 年 7 月 27 日付報道：http://elpais.com/diario/2002/07/28/sociedad/1027807202_850215.html

⁵⁴ エル・pais紙 2002 年 9 月 21 日付報道：http://elpais.com/diario/2002/09/21/sociedad/1032559203_850215.html

⁵⁵ エル・pais紙 2002 年 3 月 8 日付報道：http://elpais.com/diario/2002/03/08/sociedad/1015542004_850215.html

⁵⁶ エル・pais紙 2002 年 10 月 30 日付報道：http://elpais.com/diario/2002/10/30/sociedad/1035932401_850215.html

第2章 スペイン

イ 社会党政権による LOCE 廃止と LOE 制定

LOCE 法案作成中から、社会労働党は政権を勝ち取ったら LOCE を廃止することを早々と宣言していたが⁵⁷、2004 年 3 月の総選挙で同党が第一党となり政権に返り咲くと、同年 5 月には LOCE の適用日程を延期して事実上施行停止とし、同時にこれに代わる法の制定を目指すこととなった。これが 2006 年に制定された「教育に関する組織法」(LOE)である。

LOCE の否定から生まれたともいえる LOE は、多くの面で LOGSE を継承しているが、LOCE での改革に近い内容も一部取り入れていた。その要点は、以下の 5 点である。

①義務中等教育における進級の基準 LOCE と比べ、進級の基準がやや緩められている。3 科目以上不合格であった場合は基本的に留年しなければならないが、不合格科目が 3 科目でも例外的に進級を認められるとしている。また、義務中等教育機関を通じて留年は 2 回までとされる。
②カリキュラム多様化プログラム 義務中等教育第 1 段階ですでに留年し、第 2 段階（3 年）への進級が難しい生徒を対象に、内容をよりやさしく指導方法を工夫したカリキュラム多様化プログラムを導入、また 16 歳で義務中等教育修了資格を取得できなかった生徒むけに入門職業教育プログラム（programas de cualificación profesional inicial、PCPI）を導入（場合により 15 歳からでも選択可能）。PCPI から義務中等教育修了資格を目指す道も残されている。これらはある意味、「差別的」と批判された LOCE の進路分けや PIP を受け継いだ措置であるともいえる。
③高校修了資格取得試験の廃止 高等学校では全科目に合格すれば修了資格を得られる（学外で行われる資格取得試験はない）。
④宗教教育の扱い 宗教（カトリック）教育については、LOGSE や LOCE と同じく、ローマ教皇庁（他の宗教の場合はそれらを代表する団体）との協定に従うことだけに言及している。一方、宗教を選択しない児童生徒向けの代替科目については何も規定していない。
⑤新科目「市民人権教育」の導入 LOE では新科目として「市民人権教育（educación para la ciudadanía y los derechos humanos, EpC）を導入、初等教育第 3 段階（第 5・6 学年）のいずれかの学年及び義務中等教育第 1～3 学年のいずれかの学年でこの科目の授業を行い、特に男女平等について強調するとしている。また、高等学校でも「哲学と市民（filosofía y ciudadanía）」を取り入れている。LOCE では 0 歳～3 歳を就学前教育とし、教育と保育を兼ねた性格を持つものとしていたが、LOE では 0 歳～3 歳も幼児教育とした LOGSE の規定を復活させている。一方、3 歳～6 歳（幼児教育第 2 段階）の無償化、及びこの段階からの外国語教育の導入については、LOCE の内容を受け継いでいる。

LOE 法案への批判は 3 年前の LOCE に対する批判のまさに裏返しで、保守派は最大野党となった国民党、カトリック系の父兄団体（CONCAPA）、カトリック系私立学校団体をはじめ、ほぼ全面的に LOE による改革に反対した。その主な主張は以下の 4 点である。

●主張①

⁵⁷ エル・pais 紙 2002 年 3 月 14 日付報道：http://elpais.com/diario/2002/03/14/sociedad/1016060403_850215.html

第2章 スペイン

国民党の LOE に対する批判は、わずか数年前に政権与党として推進した LOCE の内容をそのまま反映したものであった。国民党は初等教育、義務中等教育共に学外の評価試験を行い、児童生徒、父兄、学校、行政が目標達成度を把握できるようにし、高校修了時には資格取得試験を実施すべき、義務中等教育では全学年で留年を可能にすべきと主張した。また、義務中等教育期間中の 15 歳から職業入門プログラムに進めるようにすべきであるとしていた。その他、宗教及び代替科目を他の科目と等しい条件で提供すること、公立学校だけでなく私立学校を選択する自由を保証すること等を求めていた⁵⁸。

●主張②

LOGSE では国（政府）が定める共通内容は最大でも授業時間の 65%（スペイン語以外にも公用語を有する地方では 55%）としていた。LOCE ではこの割合は変えなかったものの、それが最大であると解釈できる表現は一切なかった。国民党は、LOE が再び「国が定める共通内容の最大限」を規定し、最小限を保証していないと批判した⁵⁹。この点については、法案の国会審議の中で改められ、65%（55%）が最大であるとの表現はなくなっている。

●主張③

宗教教育の扱い、及び新科目 EpC 導入については、国民党だけでなくカトリック教会やカトリック系団体の強い批判を引き起こした。EpC の内容は LOE 可決時点でも明らかになっておらず、LOE の条文でも男女平等教育に特に力を入れる点にしか言及していなかったが、政府教育省は個人と社会の倫理、民主社会の組織、男女平等、多様な文化の受容等について教えるものと説明していた⁶⁰。しかし、カトリック教会をはじめカトリック系の世論全般は、この科目が国による一定の道徳的価値観の教化手段になるとして強い懸念を表明した。一方、大学の哲学教授らは EpC 導入により義務中等教育や高等学校の倫理学や哲学の授業が削られることに反対し、「民主政府が一定の価値観について教育すべきと考えるのはよいが、思想の教化教育にどこまで効果があるのか」「哲学は欧州の文化的アイデンティティの重要な構成要素であり、これが失われたら無教養が更に広まる」と批判した⁶¹。

●主張④

カトリック系を中心とする公的助成を受ける私立学校は、常に学校選択の自由の保証を求めてきた。これら私立学校を希望する家庭は直接学校に入学願いを出すことができたが、LOE 案では教育行政当局が受入委員会を設立し（市町村当局、教師、父兄の代表などが参加）、各学校による生徒受入プロセスを監督するとし、入学願いもこの委員会を通さなければならないとしていた。しかし、後述する 2005 年 11 月の抗議デモを経て、政府はこれを撤回し、親が受入委員会を通さず直接学校に入学願いを出せる制度が維持されることになった。

LOE 法案に対する反対運動も、3 年前の反 LOCE 運動に劣らず激しいものだった。国民党ももちろんであるが、最も目立ったのはカトリック系父兄団体の CONCAPA で、カトリック教会（スペイン司教会議）もこれを支援した。2005 年 11 月 12 日には CONCAPA を中心に大規模な LOE 反対デモが行われ、国民党の重鎮の他司教も 6 名参加した⁶²。このデモがスロー

⁵⁸ エル・pais 紙 2005 年 3 月 30 日付報道：http://elpais.com/diario/2005/03/30/sociedad/1112133605_850215.html

⁵⁹ エル・pais 紙 2005 年 7 月 23 日付報道：http://elpais.com/diario/2005/07/23/sociedad/1122069613_850215.html

⁶⁰ エル・pais 紙 2005 年 3 月 31 日付報道：http://elpais.com/diario/2005/03/31/sociedad/1112220003_850215.html

⁶¹ エル・pais 紙 2005 年 6 月 15 日付報道：http://elpais.com/diario/2005/06/15/sociedad/1118786411_850215.html

⁶² エル・pais 紙 2005 年 11 月 13 日報道：http://elpais.com/diario/2005/11/13/espana/1131836401_850215.html

第2章 スペイン

ガンとして「教育の自由」という表現を選んでいるのは象徴的である。かつて革新派が LOCE を「反動的」「(フランコ独裁時代への) 逆戻り」と評したのに対し、LOE 反対派は LOE が自由を奪う国家介入主義的なものであるとの危惧を示した。国民党は LOE を「自由な社会にふさわしくない介入主義的な教育制度」を定めるものであるとし⁶³、スペイン家族フォーラムは「政府が教育を公共サービスと考えるのは非常に深刻な後退で、行政介入主義の最たるもの。(教育が) 公共サービスであるということは、市民が予め持つ権利はなく、国家が市民に与える権利しかないとの考え方を意味している」としている⁶⁴。

ただし、LOE 反対派がもっぱらカトリック系団体ばかりであったと考えるのは誤りである。上記のデモにも参加した中等教育教員団体 (APS) は、教育現場の問題として「教師の権威失墜に対する措置が何もとられてこなかった」、「学校は思春期の年齢の子供たちを集めた幼稚園と化し、この状況と戦うための法的手段は何もない」としているが⁶⁵、これは LOGSE 以来の中等教育における問題を指摘する声と共通したものである。

教育における国の介入主義への危惧は、そのまま新科目 EpC を「国による独特的価値観の押しつけ」として拒否する姿勢にもつながるものであった。2004 年に成立した当時の社会労働党政権は、LOCE を事実上廃止にただけでなく、外交など他の政策においても前政権の蓄積を完全に否定しようとしていた。他方、同じ時期に多くの議論を伴いながら推進された同性愛者間の婚姻を認める法改正では、あたかも政府がスペイン社会の従来の価値観や人間観を変えようとしているような印象も与えた。教育制度改革や EpC 導入案はこのような文脈から決して孤立したものではなかった。実際、同性愛者間婚姻への反対運動は LOE 反対運動と重なるものでもあった。2005 年 6 月にはスペイン家族フォーラムの呼びかけで同性愛者間婚姻の法改正を批判するデモが行われ、教会関係者や国民党の政治家らが参加したが、デモでは家族保護政策の要求と並んで「親が子供にどのような教育を与えるか決める自由」の擁護も求めていた⁶⁶。LOE 可決後の 2006 年 7 月、教育省は EpC 内容に関する案を発表しているが、多様性の尊重と寛容の教育の中で性、宗教、人種による差別だけでなく「性的オプション」による差別を否定し、また初等教育のうちから「様々な家族のモデル (父親が二人あるいは母親が二人いる同性愛者家庭など)」を教えなければならないとしており、カトリック系学校団体の FERE や私立学校団体の CECE の批判を引き起こした⁶⁷。必須科目として導入された EpC を履修しない「良心的拒否」の動きも見られたが、最高裁判所は 2009 年、良心的拒否は認めないが、親が科目の内容や教科書に異議を申し立てる可能性は認めるとする判決を言い渡している⁶⁸。

LOE は 2006 年 4 月 6 日に最終的に可決された。LOCE 可決時と異なり、与党社会労働党は国会の単独過半数を制しておらず、政権運営には常に左派少数政党やカタルーニャやバスクなどの地方主義政党の支持を必要としており、LOE 可決も例外ではなかった。国民党は LOE の内容が極端に左寄りであり、17 の自治州でばらばらな教育制度を認めてしまうものであると批判したが⁶⁹、与党の側では左派政党や地方主義政党の要求を入れざるを得ない政治的事情があったともいえる。

なお、財源面では大きな議論は起こらず、2010 年までの導入期間の投資額 70 億ユーロは

⁶³ エル・pais 紙 2005 年 11 月 4 日付報道 : http://elpais.com/diario/2005/11/04/sociedad/1131058805_850215.html

⁶⁴ エル・pais 紙 2005 年 11 月 18 日付報道 : http://elpais.com/diario/2005/11/18/sociedad/1132268403_850215.html

⁶⁵ 同上

⁶⁶ エル・ムンド紙 2005 年 6 月 18 日付報道 : <http://www.elmundo.es/elmundo/2005/06/18/espana/1119111135.html>

⁶⁷ エル・pais 紙 2006 年 7 月 14 日付報道 : http://elpais.com/diario/2006/07/14/sociedad/1152828003_850215.html

⁶⁸ ABC 紙 2009 年 1 月 29 日付報道 : <http://www.abc.es/20090129/nacional-sociedad/supremo-rechaza-objecion-conciencia-20090129.html>

⁶⁹ エル・pais 紙 2006 年 4 月 7 日付報道 : http://elpais.com/diario/2006/04/07/sociedad/1144360801_850215.html

第2章 スペイン

左派諸政党も価するところであった⁷⁰。その背景として、当時のスペインでは好況が長く続いており、数年後に始まる経済危機はまだ遠く、財政面の問題がなかったことがあげられる。

ウ 政権交代と新たな改革—LOMCEの制定

2011年11月の総選挙で国民党が圧勝し、年末までに政権交代が実現すると、新国民党政権は間もなく教育改革に乗り出した。新しい法は「教育の質向上に関する」組織法(LOMCE)と名付けられ、2002年のLOCEと同じく再び「教育の質」という表現を復活させているが、その内容もまたLOCEと共通するところが多い。

LOMCEによる主な改正点は以下の7点である。

①義務中等教育段階における進路分けの修正 LOEで導入されたカリキュラム多様化プログラムは、LOMCEでは学習・成績改善プログラム(Programa de mejora del aprendizaje y del rendimiento)に置き換えられた。ただし、LOEと異なり義務中等教育の第2・3学年を主に対象としたものとなっている(第1・2学年を留年した生徒など)。また、LOEのPCPIに代わって基礎職業教育を導入しているが、原則として義務中等教育の第3学年までを修了した生徒を対象としており、つまり義務中等教育を完全に修了する前に職業教育への進路振り分けを行うことを意味しているといってもよい。
②資格取得試験の導入 義務中等教育及び高等学校の修了に際し、学外の資格取得試験を導入。なお当初の案では初等教育修了の資格取得試験も導入される予定だったが、最終的にはこれは削除された。
③国(政府)が定める全国共通の内容 LOMCEは教科内容について「国が授業時間の65%(州により55%)相当の内容を決める」とした従来の規定を大きく変えている。LOMCEでは教育における国と自治州の権限配分を詳細に決めている。また初等教育から高等学校までの科目を主要科目(asignaturas troncales)、特殊科目(asignaturas específicas)、自治州による自由設定科目(asignaturas de libre configuración autonómica)に分け、主要科目については国が内容や学習評価基準、授業時間を決め、特殊科目については学習評価基準を決めるとしている。主要科目にはスペイン語、数学、外国語、科学、地理歴史などの重要科目がすべて含まれ、特殊科目は宗教、体育、芸術、第二外国語などである。自治州が自由に設定できる科目には、州独自の言語(カタルーニャ語、バスク語など)が含まれる。
④宗教教育と新たな代替科目の導入 宗教を選択しない児童生徒のための代替科目として、初等教育では社会的市民的価値観、義務中等教育及び高等学校では倫理的価値観の科目が導入された。
⑤EpCの廃止 当初の案では、EpCは初等教育では廃止され、義務中等教育では内容を削られて市民憲法教育(educación cívica y constitucional)となる予定であった。しかし、上記の宗教の代替科目導入と抱き合わせで、最終案では完全に廃止されている。
⑥スペイン語による教育の保証 スペインにはバスク、カタルーニャをはじめ地方独自の言語を持ち、スペイン語と共に公用語としている州があり、それらの州では地方言語の授業や地方言語による学校教育が行われている。だが、カタルーニャ州ではカタルーニャ語の擁護と普及のために学校教育で「言語漬け政策」がとられており、スペイン語による授業が

⁷⁰ 同上

事実上受けられない問題が続いている。これについては、スペイン語による教育を求める児童生徒の権利を守るよう命じた最高裁判所や憲法裁判所の判決が下されているが、州政府はこれに従っていない。LOMCE ではスペイン語で教育を受ける権利の保証に言及しているが、これはカタルーニャの状況を念頭に置いたものである。具体的には、公立学校又は公的助成で運営される私立学校でスペイン語教育を受けられず、費用のかかる私立学校に子供を入学させなければならない場合は、州政府がその費用を負担しなければならないとしている。

⑦私立学校支援

国民党は「学校選択の自由」の観点から、私立学校への公的助成強化に積極的であるが、こうした私立学校と行政との協定期間を「最長 4 年ごとに見直し」から「初等教育では最低 6 年ごとに見直し、それ以外は最低 4 年ごとに見直し」へと延長している。また、法により無償とされる教育を行う学校の定員数を計画するに当たり「社会の需要」を考慮に加えるとする事で、公的助成を受け無償教育を提供する私立学校の需要が増えた場合にはそれに応ずるとしている。

LOMCE に対する反対は、LOCE に対する反対とよく似ている。義務中等教育 2 年からの学習・成績改善プログラム導入や、15 歳からの基礎職業教育導入に対しては、早期からの生徒の差別であるとの批判がなされた。修了資格試験の導入もまた同様で、実際政府教育省はこうした批判を受けて初等教育修了時の資格取得試験は法案から外している。また、義務中等教育についていけず、途中から基礎職業教育に進んだ生徒でも、義務教育修了の資格を取得できるように、法案を修正している。

私立学校への財政支援に対しては、公立学校を擁護する革新系政党や父兄団体 CEAPA などから批判が噴出した。

スペイン全国で共通の教育制度、共通の教科内容を強調する与党案に対しては、地方主義政党を中心に再び「自治州の権限の抵触」との批判が起こった。特にカタルーニャ州政府は、スペイン語による教育の保証について、「(現行憲法が制定された) 1978 年以来最大のカタルーニャ語に対する攻撃」と非難した⁷¹。

宗教教育についての革新派の批判も LOCE 制定時と同様である。代替科目の導入に対して、社会労働党は政府がカトリック教会に追随していると批判し、「宗教の授業を公立学校から排除すべき」と主張している⁷²。これは政教分離主義系グループの古くからの要求でもあるが、社会労働党がこれを取り入れるのは初めてで、政権与党であった時にもあえて提案していなかったことである。

LOMCE とそれ以前の法改正との違いは、背景となる経済情勢の違いである。好況が続いていたスペイン経済は 2008 年から急速に悪化するが、当時の社会労働党政権は経済危機の深刻さを認めず財政出動で乗り切ろうとした。しかし 2010 年半ばにはついに支出削減策に転じざるを得なかった。スペインが債務危機にさらされる中で新たに成立した国民党政権は、最初から財政赤字削減を最大の課題としていたが、教育支出に関していえば 2010 年以降の支出削減は 2013 年には 64 億ユーロに上り、労組や学生による抗議行動が繰り返され、それが LOMCE 法案への反対運動とも重なっていたのである。全国規模の学校ストだけでも 2012 年 5 月 22 日、2013 年 5 月 9 日、2013 年 10 月 24 日と 3 回行われており、政府は当初 2013 年 5 月 10 日の閣議で LOMCE 法案を可決する予定であったが、スト翌日というタイミングの悪

⁷¹ エル・pais紙 2012 年 12 月 3 日付報道 :

http://sociedad.elpais.com/sociedad/2012/12/03/actualidad/1354563530_084457.html

⁷² エル・pais紙 2012 年 12 月 11 日付報道 :

http://sociedad.elpais.com/sociedad/2012/12/11/actualidad/1355259578_974453.html

第2章 スペイン

さのため翌週に延ばしたほどであった⁷³。革新系父兄団体 CEAPA も、LOMCE の目的が政府の支出削減策に添ったものであるとの見方を示している⁷⁴。政府は LOMCE 導入費用を最大でも 13 億 3500 万ユーロとしており、好況期に可決された LOE の 70 億ユーロとは比較にならない額である。しかも、このうち国の負担分は 30%ほどとされ、残りは自治州が負担しなければならないが、自治州はいずれも厳しい財政状況にある⁷⁵。政府は欧州基金からの財源獲得の可能性に期待しているようである⁷⁶。

(6) 学制改正の背景

学制改正に関する社会的背景（政治的背景、国家財政的背景、人口動態学的背景（出生率の増加・減少、人口の高齢化など）、文化的背景（宗教的背景など）等）

過去 20 年間で見られた教育関連法令の改正を振り返ると、出発点となった LOGSE 体制の重大な問題点の指摘と改善の試み、さらにそれに対する批判や反発の繰り返しであったといえる。その背景を理解するには、もう少し時代をさかのぼることが必要かもしれない。

すでに述べたように、スペインでは 1970 年に一般教育法（LGE と略）が制定されたが、LGE は民主主義にふさわしい教育政策への第一歩であり、フランコ死後の 75 年から 80 年代初頭にかけての民主化移行期の教育政策の土台となったとされる⁷⁷。そして 82 年に社会労働党政権が成立すると、新政権のもとで本格的な教育制度改革が始まり、大学改革に関する組織法（1983 年）、教育を受ける権利を規定する組織法（1985 年）、そして大学を除く教育制度全般に関する LOGSE の制定へとつながった。このように、LGE から LOGSE に至る教育制度改革の背景は民主化という大きな体制変革であったといえる。

一方、LOGSE 以降の改正の背景には、義務中等教育修了資格をとれないまま学校教育を離れる生徒が全体の 4 分の 1 に達すること、作文や読解、数学などの基礎的学力が周辺諸国の平均を下回っていることに対する危機感があった。また、この時期はスペインに流入する移民人口の急激な増大と重なっており、特に移民が集中する地域では移民家庭の子供たちの就学にかかわる問題が新たな課題として浮上した時期でもあった。このような問題意識は、LOGSE 体制への最初の改革の試みとなった LOCE の動機の説明にも反映されている。

宗教（カトリック）の教育に関し、スペインはフランコ体制下の 1953 年にローマ教皇庁と政教条約（コンコルダート）を結んでいたが、民主化移行期の 1979 年、これに代わる新たな協定を結んでおり、現在も維持されている。左派政党や労組、政教分離教育を擁護する父兄団体などは、現在のスペインは 1979 年当時よりはるかに宗教離れ・世俗化が進み、文化的宗教的な多様化が進んだとして、79 年協定に基づく宗教教育の在り方を見直すべきであると主張しており、それが近年の教育制度改革のたびに一つの論点となっている。その一方で、左派の社会労働党が政権の座にあった時期にも、本格的にパチカンとの協定見直し交渉にとりかかる動きはなかった。

(7) 学制改正に関する評価

ア 教育規制庁や教育研究者などによる事後評価

⁷³ エル・pais 紙 2013 年 5 月 10 日付報道

http://sociedad.elpais.com/sociedad/2013/05/10/actualidad/1368214008_936811.html

⁷⁴ エル・pais 紙 2013 年 1 月 9 日付報道

http://sociedad.elpais.com/sociedad/2013/10/09/actualidad/1381330812_581561.html

⁷⁵ エル・pais 紙 2013 年 10 月 11 日付報道

http://sociedad.elpais.com/sociedad/2013/10/11/actualidad/1381520403_719684.html

⁷⁶ エル・pais 紙 2013 年 5 月 10 日付報道

http://sociedad.elpais.com/sociedad/2013/05/10/actualidad/1368214008_936811.html

⁷⁷ Alfonso Capitán Díaz, Op.cit,p.366

第2章 スペイン

LOGSE の改正を試みた LOCE は実質的に適用されずに終わり、代わって制定された LOE は多くの点で LOGSE を受け継いでおり、つい最近制定されたばかりの LOMCE による改正の適用もこれからである。また、LOGSE における最大の改革であった「10 年制義務教育」は現在まで維持されている。このように見てくると、度重なる法改正にもかかわらず、スペインの教育制度は基本的に LOGSE によって規定されており、その問題は LOGSE の問題であるといっても過言ではないだろう。

LOGSE により新たに導入された教育制度の下で、スペインでは無償義務教育年齢である 6 歳～16 歳の就学率は 100%に達し、3 歳～6 歳及び 17 歳～18 歳の就学率も増え、全体として就学児童生徒数が飛躍的に増加した。これは LOGSE による大きな前進であると考えられる⁷⁸。

一方、現場から指摘される最大の問題は、まさにこの義務教育期間の延長、特に義務中等教育（12 歳～16 歳）にあるようである。

LOGSE の適用開始から 10 年を経た 2004 年、LOCE が適用停止され LOE 制定に向けての準備が始まった頃にある義務中等教育教師が発表した雑誌記事は、「LOGSE は大失敗だ」という衝撃的なタイトルを冠したものである。そこからは、法改正のたびにマスコミをにぎわす政治色の濃い議論が現場の感覚からかけ離れたものであることが見て取れる。例えば、義務中等教育の「進路分け」が差別的であり社会的格差の増大につながるといった声高な批判に対し、現場では「進路分け」と呼ぶか「補強援助グループ」と呼ぶか否かにかかわらず、成績による生徒のグループ分けは普通に行われていたのであり、それが問題解決の特効薬とははななくとも、少なくともそうすることで授業らしい授業ができるよう試みるしかなかったとしている。また、口をそろえて公立学校擁護を唱える政治家たちは「自分の子は間違っても公立には行かせない」のである。この記事の著者は、義務中等教育の 4 年間、実質的に自動的進級が認められるため、勉強についていけない、あるいは意欲のない生徒も 16 歳まで教室にしばりつけられ、本人もその状況に満足できないまま規律違反や暴力などの行動に走り、学校が荒廃していく状況を訴え、解決策として「(成績が悪い子のための) 補強グループや進路分け程度のものでなく、勉強がわからない、あるいは勉強したくない子たちが働いて生きていくため、そして何よりそんな自分自身と折り合いをつけるため、役立つ手だてを教える教育」の必要性を主張している。また、「次の学年に進むためには前の学年で一定のレベルに達していなければならない」と強調、「生徒は成績に関わらず進級しなければならないという考え方は、子供が 6 歳か 7 歳であればよいが、大人になる一歩手前までそれを通すことには賛成しない」としている⁷⁹。

前述のとおり LOCE はほとんど実施されなかったもので、LOCE による改革を評価することはできないが、バルセロナ大学のホアキン・プラッツ教授は、いずれにしても LOCE では根本的な問題は解決しなかったのではないかと見ている。同教授は保守派政権による改革が「教育を障害物競争化し、義務教育期間中から生徒を差別し、資格取得試験を設けること」に要約されると批判的に見ている。とはいえ、自動的進級の廃止や、場合によっては高等学校修了資格取得試験の導入も、それだけで問題解決につながるとはいえなくとも、適切な措置であったかもしれないとしている⁸⁰。

⁷⁸ Joaquín Prats, *La crisis de la reforma educativa socialista y la contrarreforma conservadora en España*, “Perspectiva” v.23 No.2, jul/diez 2005

http://www.oei.es/reformaseducativas/crisis_reforma_educativa_socialista_contrarreforma_conservadora_espana.pdf

⁷⁹ Enrique Moreno Castillo, *La LOGSE es un desastre*, “El Ciervo”, No.644 (2004 年 11 月)

<http://www.revistasculturales.com/articulos/14/el-ciervo/183/3/la-logse-es-un-desastre.html>

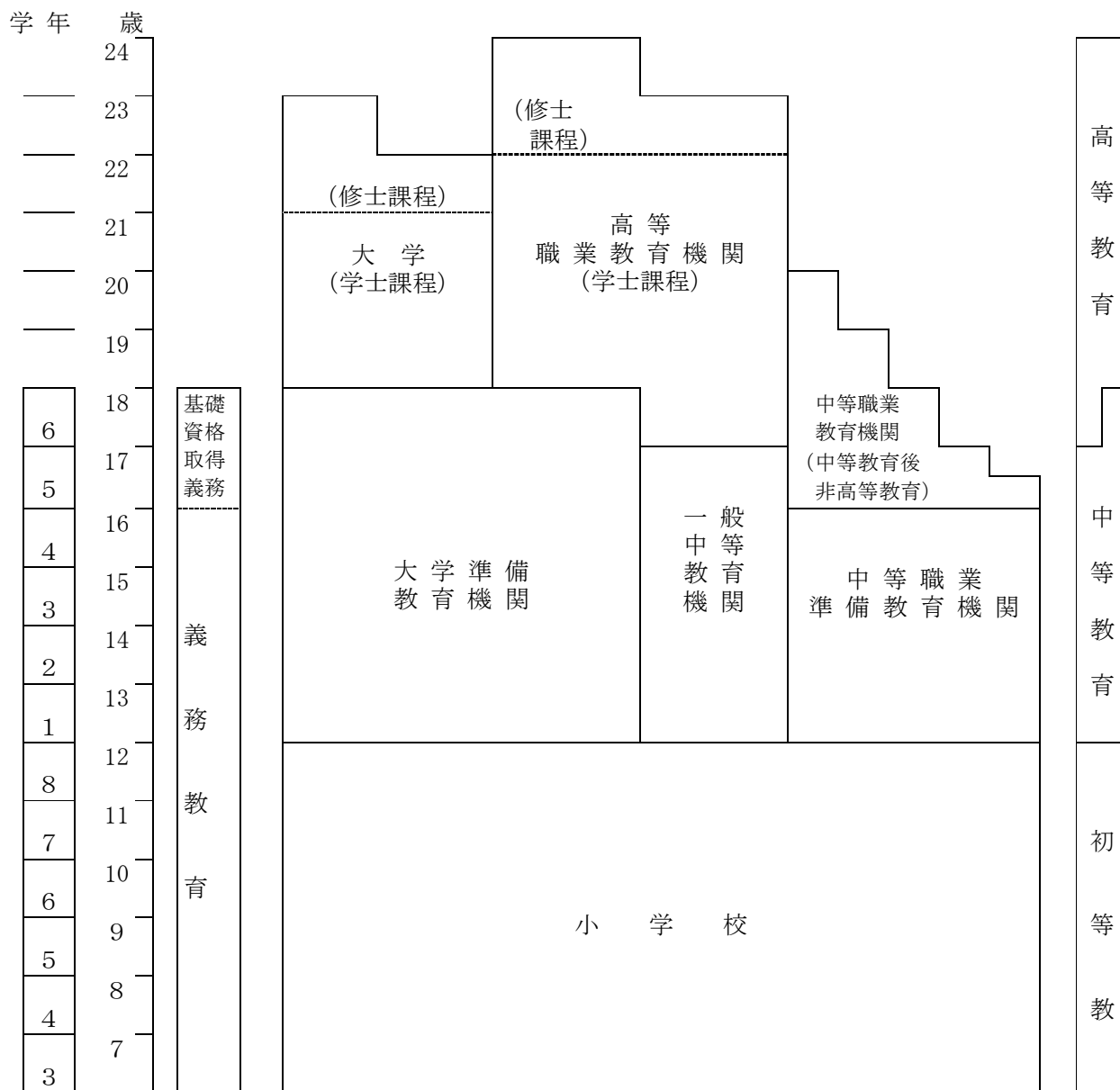
⁸⁰ Joaquín Prats, Op.cit.

第3章 オランダ

1 現在の学制の概要

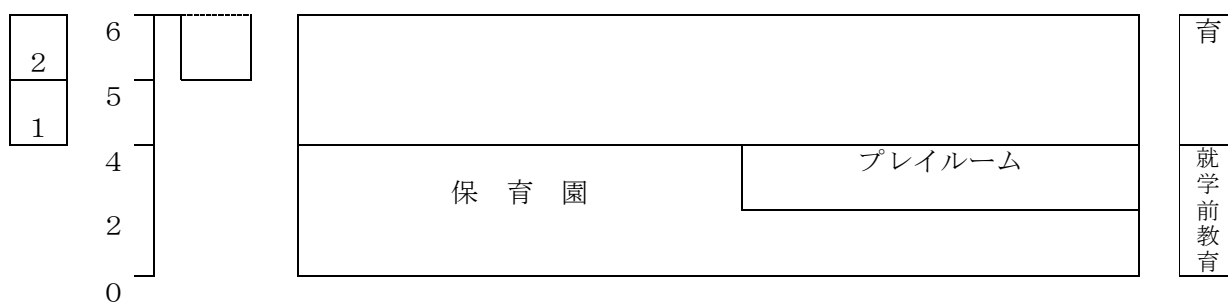
(1) 初等教育、中等教育、後期中等教育、高等教育の年齢別・グレード別分類

図表3-1：オランダの学校系統図⁸¹



⁸¹国際交流基金発刊「ヨーロッパにおける日本語教育事情と Common European Framework of Reference for Languages」(<http://www.jpff.go.jp/j/publish/japanese/euro/pdf/02-6.pdf>)、ウィキペディアオランダ語版「オランダの教育 (Onderwijs in Nederland)」(http://nl.wikipedia.org/wiki/Onderwijs_in_Nederland)、オランダ教育・文化・科学省運営サイト「Monitor Trends in Beeld」(http://www.trendsinebeeld.minocw.nl/grafieken/2_1_1.php)などを参考に作成。この図には含まれていないが、初等および中等教育にはこのほかに特別支援教育もある。

第3章 オランダ



用語 ※基礎資格⁸² ※義務教育開始⁸³

ア 学制区分

オランダの学制は、就学前教育、初等教育、中等教育、中等職業教育、高等教育（高等職業教育及び大学教育）から構成される。中等教育では中等職業準備教育、一般中等教育、大学準備教育に分岐し、修学期間も異なる。職業準備教育を修了すると中等職業教育に、一般中等教育を修了すると高等職業教育に、大学準備教育を修了すると大学に進学することができる。

2013/2014年度の学制区分（学校年度開始月：8月）は以下のとおりである。

⁸² 基礎資格については本章第（2）項を参照。

⁸³ 義務教育開始は「子が5歳になった翌月最初の通学日」なので、実際の開始日は子供によって異なるが、通常はグループ1（第1学年）、グループ2（第2学年）のいずれかに在籍している間である。

第3章 オランダ

図表3-2：オランダの学制区分⁸⁴

区分	期間	学年	年齢	
就学前教育		—	0歳～4歳	保育園（0歳～4歳） 職のある保護者の子供向け。週に何日通うか半日単位で保護者が決められる。
			2歳～4歳	プレイルーム(2歳～4歳) 親の職の有無に関わらず通える。週に半日を2回又は4回通園が多い。
初等教育	8年間	第1学年～第8学年	4歳～12歳	4歳の誕生日を迎えると逐次入学できる。
中等教育 ※3タイプあり、1つのタイプのみ提供する学校、複数タイプを提供する学校の両方がある。	4年間	第9学年～第12学年	12歳～16歳	中等職業準備教育 ・基礎的職業コース ・職業教育コース ・混合コース ・理論コース の4コースがある。
	5年間	第9学年～第13学年	12歳～17歳	一般中等教育。修了後は高等職業教育に進学可。
	6年間	第9学年～第14学年	12歳～18歳	大学準備教育。修了後は大学に進学可。
中等教育後・非高等教育	6か月～4年間	—	16歳～（上限なし）	中等職業教育。中等職業教育を修了した者を対象としているが、大学準備教育、一般中等教育の最初の3年を修了した者も入学できる。全日制でない場合も多いため、成人の学生も多い。

⁸⁴ 「中等教育後・非高等教育」というのは、オランダでは Middebbare beroepsonderwijs (略称 MBO)、報告書では「中等職業教育」と述べている。オランダでは MBO (エムペーオー) と呼ばれている。MBO は、日本語では「中等職業教育」と訳されることが多いが、「中等」という言葉を使うと「中等教育」の一部かと思われてしまうかもしれないので、「中級職業教育」と訳したほうがよいかも。その場合「高等職業教育 (HBO)」も「上級職業教育」に変更した方がよい。

なお、この MBO は、日本の専修学校に似ているが、MBO を「専修学校」という訳語が当たるか定かでない。「基礎的職業コース」「職業教育コース」、「混合コース」、「理論コース」については、オランダ語でもそのまま (VMBO-BB、VMBO-KB など) である。

一般名詞としては、大学準備教育、一般中等教育も含めて、middelbare school (中等教育学校) と呼ばれています。学校名としては「college」がよく使われるが、学校名からはどのタイプ、どのコースなのか定かでない (college は mbo の学校名にもよく使われる)。

日本の高校でも、進学校だと一つの学校の中に「文系コース」「理系コース」があるが、そのような感じで、一つの中等教育学校の中に色々なコースがある、と考えるのがよい。

最近はいろいろな事情から (財政的なものだったり政策的なものだったり) もともとは単独のタイプだけを提供していた中等教育学校が

他のタイプの中等教育学校と合併し、その結果ほとんどの学校で複数のタイプ、コースを提供するようになってきたため、「このタイプの

学校の一般名」というのはない、というのが実情である。

(大学準備教育については他の学校と合併しないところも比較的多く、その場合「ギムナシウム」や「アテネウム」と呼ばれることもある。)

第3章 オランダ

高等教育：		—	—	高等職業教育（一般中等教育、大学準備教育を修了すると入学できる） ・学士課程：4年 ・修士課程：1～2年 大学（大学準備教育を修了すると入学できる） ・学士課程：3年 ・修士課程：1～2年
-------	--	---	---	---

イ 教育の概要

(ア) 初等教育

オランダでは4歳になると小学校に通うことが可能になるが、義務教育となるのは5歳からである。日本とは異なり、オランダでは4歳の誕生日を迎えたらすぐに小学校に入学するのが一般的なため、小学校では一年中新入生を迎えている。初等教育は基本的にグループ1（第1学年＝日本の幼稚園の年中にあたる）～グループ8（第8学年＝日本の小学校第6学年に当たる）までの8年であるが、留年した場合などには、子供が14歳になる年の年度末まで小学校に通うことができる。在学中に飛び級をしたため修業期間が8年に満たない場合については、8年間就学したものとみなされる。

(イ) 中等教育

初等教育を修了した子供が中等教育に進学する。通常は12歳児が中等教育に進学するが、留年・飛び級などにより初等教育修了の年齢に幅があるため、入学時の年齢については特に定められていない。中等教育にはVMBOと呼ばれる中等職業準備教育、HAVOと呼ばれる一般中等教育、VWOと呼ばれる大学準備教育の3タイプ⁸⁵がある。

＜中等職業準備教育＞Voorbereidend middelbaar beroepsonderwijs（略称 VMBO）

中等職業準備教育には以下の4コースがあり、いずれも修業期間は4年間である。

図表3 - 3：中等職業準備教育のコース

コース名	略称	概要
基礎的職業コース Basisberoepsgerichte leerweg	VMBO BB	教室で学ぶことが苦手な子供向けの、実習中心のコース。修了後は中等職業教育のレベル2 ⁸⁶ に進学することができる。
職業教育コース Kaderberoepsgerichte leerweg	VMBO KB	実習を通じて職業に関する知識を身につけたい子供向けのコース。修了後は中等職業教育のレベル3又は4に進学できる。
混合コース Gemengde leerweg	VMBO GL	理論と実習の両方が行なわれるコース。修了後は中等職業教育のレベル3又はレベル4に進学できる。
理論コース Theoretische leerweg	VMBO TL	いわゆる普通科であり、教室における授業が中心のコース。修了後は中等職業教育のレベル3

⁸⁵ 法律上はこのほかにも「実務教育（Praktijkonderwijs）」と呼ばれるものがある。これは学習障害のある子供など中等職業準備教育の修了も難しいと予想される子供を対象とした教育であり、実務教育の対象者は基礎資格取得義務が免除される。

⁸⁶ 中等職業教育のレベルについては56ページの「図表3 - 4：中等職業教育のレベル」を参照。

第3章 オランダ

		又は4に進学できる。履修科目や成績などの条件 ⁸⁷ を満たせば一般中等教育(後述)の4年次に編入することも可能。
--	--	---

いずれのコースも、3年次からは以下の4つから1つの分野を選択する：

- ・医療・衛生分野 (zorg en welzijn)
- ・工業分野 (techniek)
- ・商業分野 (economie)
- ・農業分野 (landbouw)

<一般中等教育> Hoger algemeen voortgezet onderwijs (略称 HAVO)

修業期間は5年間。最初の3年間は基礎形成教育が行なわれ、4年次からは以下の4つから1つの分野を選択する：

- ・自然と技術 (natuur en techniek)
- ・自然と健康 (natuur en gezondheid)
- ・経済と社会 (economie en maatschappij)
- ・文化と社会 (cultuur en maatschappij)

修了すると高等職業教育に進学することができる。また、後述の大学準備教育の5年次に編入することも可能である。

<大学準備教育> Voorbereidend wetenschappelijk onderwijs (略称 VWO)

修業期間は6年間。一般中等教育同様最初の3年間は基礎形成教育が行なわれ、4年次からは分野を選択する。選択できる分野は一般中等教育と同じである。修了すると大学進学資格が与えられる。

オランダでは前期中等教育(中等職業準備教育では最初の2年、一般中等教育、大学準備教育では最初の3年)は一般的に「onderbouw」、後期中等教育(中等職業準備教育・一般中等教育では残りの2年、大学準備教育では残りの3年)は「bovenbouw」と呼ばれ区別されてはいるが、中高一貫教育なので一つの教育機関が onderbouw と bovenbouw の双方を提供している。

いずれのタイプの教育機関においても onderbouw では基礎形成教育が行なわれており、入学後他のタイプに転入することが容易にできるようになっている。また、複数のタイプの中等教育を提供している教育機関では、最初の1年又は2年に「brugklas (橋クラス)」と呼ばれる複数タイプの混合クラスを設け、入学時ではなく brugklas が修了するまでどのタイプに進むかの選択を延期することができるようにしているところもある。

(ウ) 後期中等教育

bovenbouw と呼ばれる後期中等教育に入ると、前述のとおりいずれのタイプでも1つの分野を選択し、その分野の科目を学ぶようになる。

毎年5月には全国統一の最終試験が行なわれ、いずれのタイプでも最終学年に在籍する者はこれに合格しないと中等教育を修了することができない。不合格になった場合は、

⁸⁷ この条件については中等教育審議会が「平均 6.8 より高い成績を条件にはいけない」などのガイドラインを定めており、各教育機関はこのガイドラインに従う形で条件を設定している。詳細は以下の URL (オランダ語) を参照。 <http://www.vo-raad.nl/dossiers/vmbo-havo>

第3章 オランダ

- ①留年して最終学年をやり直し、すべての教科の試験を再受験する
- ②留年はせず成人向け一般中等教育（Voortgezet algemeen volwassenenonderwijs、略称 vavo）に移り、不合格だった科目の授業を受けてその科目のみ再受験する
- ③学校には通わず自分で勉強し、オランダ国家試験（Staatsexamen）⁸⁸を受験するのいずれかを選ぶことができる。

（エ）中等職業教育

MBO（middelbaar beroepsonderwijs）と呼ばれ、中等職業準備教育を修了した者、又は一般中等教育、大学準備教育の最初の3年間を終了した者が入学できる。中等教育法ではなく職業教育訓練法（Wet educatie en beroepsonderwijs）の管轄である。

中等職業教育には以下の4つのレベルがある。

図表3-4：中等職業教育のレベル⁸⁹

レベル	修業期間	入学資格	到達目標
レベル1	半年～1年	特になし	助手的業務遂行者。 店舗の補助店員など、補助的な業務が行えるようになることが目標。
レベル2	2年～3年	基礎的職業コース修了	労働者／基礎的業務遂行者。 店舗の店員、自動車修理工、調理師などの業務が行なえるようになることが目標。
レベル3	2年～4年	職業教育コース以上を修了	自立した労働者／自立した基礎的業務遂行者／専門職。 理美容師、保育士、建設業従事者など、自立した業務が行えるようになることが目標。
レベル4	2年～4年	職業教育コース以上を修了	中級管理職／スペシャリスト。 歯科助手、二級看護師、秘書、支店長などの業務が行えるようになることが目標。修了者は高等職業教育に進学することもできる。

それぞれのレベルの終わりには教育機関が実施する試験⁹⁰を受験し、それに合格すると資格認定書（ディプロマ）が取得できる。なお、教育機関ごとの試験のほかに、2015年からはオランダ語の、2016年からは数学の全国統一試験が導入される予定である⁹¹。

（オ）高等教育

HBO（hoger beroepsonderwijs）と呼ばれる高等職業教育と大学がオランダの高等教育に当たり、入学資格と修学期間に差がある。

⁸⁸ 日本の高等学校卒業程度認定試験に当たるものである。

⁸⁹ オランダ政府ポータルサイト内「中等職業教育」を参考に作成：<http://www.rijksoverheid.nl/onderwerpen/middelbaar-beroepsonderwijs/opleidingen-niveaus-en-leerwegen-in-het-mbo>

⁹⁰ 試験は各教育機関が独自に手配（教育機関が自ら作成又は業者から購入）するが、国が規定する試験基準があり、試験がその基準を満たしているかどうか教育監査局が監視している。

⁹¹ オランダ政府ポータルサイト内「中等職業教育における試験(MBO examen)」による：

<http://www.rijksoverheid.nl/onderwerpen/middelbaar-beroepsonderwijs/mbo-examens>

第3章 オランダ

<高等職業教育>

実務訓練に重点が置かれており、ビジネスやテクノロジーといった一般的な分野のほか、音楽・体育・芸術・教員養成課程なども高等職業教育に含まれる。オランダ語では「Hogeschool」というが、複数の分野における教育を行なっている高等職業教育機関が機関名を英訳する時には「University of Applied Science」の名称を使用することが認められている⁹²。高等職業教育には一般中等教育又は大学準備教育を修了した者、中等職業教育のレベル4を修了した者が入学できる。学士課程と修士課程があり、学士課程は通常4年⁹³である。ただし、オランダの高等教育では入学は同時であるものの、日本のような卒業式はなく、単位が揃って課程が修了すれば逐次卒業できるため、実際の期間は学生によって異なる⁹⁴。修士課程は分野によって異なるが、通常1年から2年である。

<大学>

高等職業教育に比べると理論・研究に重点がおかれている。大学準備教育を修了した者、高等職業教育の最初の1年を修了した者が入学できる。大学では通常3年で学士号(bachelor)を取得することができ、その後通常1年又は2年で修士号(master)を取得することができる(医学分野など、それ以上の期間を要する分野もある)。学士号を取得した時点で卒業することもできるが、実際には学士号取得後修士課程に進む学生がほとんどである。高等職業教育同様必要な単位を取得したら逐次卒業できるため、学士課程入学から修士課程修了までかかる期間は学生によって異なる⁹⁵。なお、オランダでは博士号の取得を目指す者は「学生」ではなく「研究者」となり、所属機関から給与が支払われる。

(2) (1)のうち義務教育段階、義務教育年齢

義務教育については「1969年義務教育法(Leerplicht 1969、以下「義務教育法」という)で定められている。義務教育は「子供が5歳になった月の翌月最初の通学日」から始まり、終了するのは子供が16歳になった学年の終わり、又は義務教育を12年間受けたら修了である。飛び級をした場合は、その学年については教育を受けたものとみなす。

ただし、義務教育期間が終了しても、成人年齢である18歳になるまでは「基礎資格取得義務(kwalificatieplicht)」が課されることも義務教育法で定められている。「基礎資格」とは一般中等教育又は大学準備教育のディプロマ、あるいは中等職業教育レベル2以上のディプロマのことである⁹⁶。中等職業準備教育のディプロマは基礎資格として認められず、中等職業準備教育を修了した者はその後中等職業教育に進み、レベル2以上のディプロマを取得して初めて「基礎資格取得」と認められる。基礎資格を取得していない場合には、基礎資格を取得するまで、あるいは18歳になるまで学校に通い続けなければならない⁹⁷。新聞などでは義務教育と基礎資

⁹² オランダ政府ポータルサイトプレスリリース「オランダの高等職業教育の英語名について(Engelstalige naam voor de Nederlandse hogescholen)」による：<http://www.rijksoverheid.nl/nieuws/2008/01/30/engelstalige-naam-voor-de-nederlandse-hogescholen.html>

⁹³ 大学準備教育を修了した者、一般中等教育や中級職業教育を好成績で修了した者に対しては3年で学士課程を修了できるカリキュラムを提供している教育機関もある。

⁹⁴ 教育・文化・科学省作成の「Kerncijfers 2007-2011」によると、2011年に高等職業教育を修了した学生は、修了まで平均4.8年在学していた。<http://www.rijksoverheid.nl/bestanden/documenten-en-publicaties/jaarverslagen/2012/05/16/kerncijfers-2007-2011/kerncijfers-2007-2011.pdf>

⁹⁵ 前出の「Kerncijfer 2007-2011」によると、大学に入学してから修士課程を修了するまで平均で5.3年かかっている。ただし、この数値には修業期間が5年の分野(自然科学系)も含まれている。

⁹⁶ 「基礎資格」という概念が使われるようになったのは1993年に当時の文部科学省が発行した文書「よく準備されたスタート(Een goed voorbereide start)」からであるが、2007年に義務教育法が改正された際に同法にも追加された(第1条f)。

⁹⁷ 通常、一般中等教育が修了するのは生徒が17歳、大学準備教育および中等職業教育のレベル2を修了するのは生

第3章 オランダ

格取得義務の両者を合わせて「義務教育」と呼ぶことが多いが、法的には異なるものである。「義務教育」と「基礎資格取得義務」の違いは以下のとおりである⁹⁸。

図表3-5：義務教育と基礎資格取得義務の違い

	義務教育	基礎資格取得義務
対象者	5歳から16歳までの子 (子が16歳になった学年の終わりに終了)	16歳から18歳で基礎資格をまだ取得していない子
最終目標	特になし。16歳になる学年の終わりまで全日制の教育を受けることのみを規定している。	学校を中退せず、基礎資格を取得してから学校を卒業すること。
教育を受ける方法	フルタイムの学校に毎日通わなければならない。	フルタイムの学校に毎日通う、又は教育と労働の組み合わせのいずれかが選べる。

(3) (1)のうち無償で提供される教育

初等教育は公立、私立に関わらず無償で提供される。ただし遠足や学校行事関連の費用について任意に支払いを求められることはある。

中等教育も公立、私立共に基本的には無償である。教科書も無償で提供される⁹⁹が、副教材(地図帳や辞書、計算機など)は各自で購入する必要がある。

何らかの理由により通常の間で中等教育を修了することができず、成人になってから¹⁰⁰成人向け一般中等教育(VAVO)に通う場合は、授業料を払わなければならない¹⁰¹。

中等職業教育については、その年の8月1日現在で18歳未満の者は授業料は免除されるが、教科書、教材などについては有償となる。18歳以上の者が中等職業教育を受ける場合、及び高等教育(年齢不問)については有償であるが、これらの学生には政府から基本奨学金が支給される。

(4) 就学前教育、学校外教育の年齢別・グレード別分類

オランダには、就学前の子供たちが通える機関として、生後3か月から通える保育園(Kinderdagverblijf)と2歳から通えるプレイルーム(Peuterspeelzaal)がある。保育園は働いている親が子供を預ける施設であり、預ける日数も「週に4日」「週に2.5日」など、半日単位で選ぶことができる。プレイルームには週に半日を2回(月曜午前と木曜午後など)又は4回、というタイプが多く、親が働いているかどうかに関わらず子供を通わせることができる。

オランダでは小学校入学時にオランダ語能力に遅れが認められる子供が多いため¹⁰²、2歳半

徒が18歳の時なので、一般中等教育の生徒以外は基礎資格を取得する前に18歳になるのだが、ほとんどの者が学年の終わりまでそのまま通学し続けている。

⁹⁸ 2006-2007年下院案件30901号、文書番号no.3、「基礎資格取得義務導入に伴う1969年義務教育法および移民統合法改正 改正案のあらまし」6ページ(Tweede kamer, vergaderjaar 2006-2007, 30901, nr. 3 'Wijziging van de Leerplichtwet 1969 en de Wet Inburgering in verband met de invoering van een kwalificatieplicht' MEMORIE VAN TOELICHTING)を参考に作成。<https://zoek.officielebekendmakingen.nl/kst-30901-3.pdf>

⁹⁹ 中等教育法第6e条で規定されている。

¹⁰⁰ オランダの成人年齢は18歳。授業料が無償になるか有償になるか、はその年の8月1日=学校年度開始日現在で18歳に達しているかどうか、で判断される。なお、「成人向け」の中等機関ではあるが、未成年でも通常中等教育機関には通えないなどの理由があれば通学することができる。

¹⁰¹ 2013年は年額1090ユーロ。www.duo.nl

¹⁰² 教育監査局の報告書「就学前・早期教育データ登録最終報告書(Eindrapport bestandopname voor- en vroegschoolse educatie in Nederland)」によると、2011年10月現在で13%強の子供。

第3章 オランダ

から5歳までの子供を対象に、プレイルームや保育園で、また小学校の始めの2年間でこの遅れを取り戻すための教育が行なわれている。この制度は「就学前・早期教育 (Voorschoolse en Vroegschoolse educatie、略称 VVE)」と呼ばれており、子供がこの制度の対象になる、すなわちオランダ語能力に遅れがある、と判断された場合¹⁰³には、子供が既に保育園やプレイルームに通園している場合には、その通園費に対し自治体から補助を受けることができる。まだ通園していない子供に対しては補助を出すことによってプレイルームへの通園を奨励している。なお、現時点では保育園とプレイルームにおける就学前教育の質に差があるため、2016年1月1日までにこの差を解消させるための政策が現在進められている¹⁰⁴。

就学後にもまだ遅れが見られる場合には、小学校でもオランダ語の遅れを取り戻すための教育が継続される。

(5) 地域による学制の違い、国内における義務教育期間の違い

オランダでは地域による学制の違いはないが、パイロットという形である一定の地域のみ一時的に違う制度が用いられることはある。例えば現在アムステルダム市では、就学前教育の対象となる幼児は週に4回、それ以外の幼児は週に2回、無料で小学校と連携関係にあるプレイルームに通える、という制度を導入している¹⁰⁵。

(6) 飛び級制度の導入・撤廃状況、飛び級制度が導入されている教育段階

飛び級については特に法律では定められておらず、学校が独自に判断できる。飛び級のほかにも2学年分の学習内容を1年で履修する、という方法がとられることもある。

教育・文化・科学省に属し、教育機関が法律に従って適切な教育を提供しているかどうかを監視する機関である教育監査局 (Onderwijsinspectie) が作成した報告書「2011-2012年教育報告書 (Onderwijsverslag 2011-2012)」¹⁰⁶によると、2011/2012年度では初等教育のグループ8 (日本の小学6年生) の5.4%が「グループ1、2を2年未満で修了したか、グループ8に進級する前の学年を飛び級していると思われる」とある。中等教育についてのデータはない¹⁰⁷。

なお、オランダのニュース専門公共放送局である NOS によると、2013年に大学に入学した者のうち2335人 (入学生全体数45,000人のうち5%) が入学時に18歳未満、すなわち大学入学までのどこかで飛び級をしている学生であり、これは2003年の数値 (1126人、全体数

http://www.onderwijsinspectie.nl/binaries/content/assets/Actueel_publicaties/2013/eindrapport-bestaandopname-voor-en-vroegschoolse-educatie-in-nederland.pdf

¹⁰³ この判断は主に1歳半健診の時に行なわれる。

¹⁰⁴ オランダ政府ポータルサイト内「保育園の設備・運営等に関する基準(kwaliteit kinderopvang)」による：

「<http://www.rijksoverheid.nl/onderwerpen/kinderopvang/kwaliteit-kinderopvang>

¹⁰⁵ アムステルダム市サイト「就学前教育(voorschool)」：<http://www.amsterdam.nl/onderwijs-jeugd/voorschool/> および Volkskrant 紙 2013年8月20日記事「アムステルダム市は子供を2歳半から通学させたい(Amsterdam wil kinderen vanaf 2.5 jaar naar basisschool sturen)」

<http://www.volkskrant.nl/vk/nl/5288/Onderwijs/article/detail/3495043/2013/08/20/Amsterdam-wil-kinderen-vanaf-2-5-jaar-naar-basisschool-sturen.dhtml> など。

¹⁰⁶ <http://www.onderwijsinspectie.nl/binaries/content/assets/Onderwijsverslagen/2013/onderwijsverslag-2011-2012-printversie.pdf>、201ページ。

¹⁰⁷ 本報告書では、初等教育については「2011年10月1日現在で11歳未満の児童(=通常のグループ8より年齢が低い児童)」を「年齢が低いということは、通常の児童より短期間でグループ8に進級したのだろう」と判断している。中等教育の飛び級について何も記述がないのは、中等教育ではある一定の日付における子供の年齢を見ても、その子供が初等教育で飛び級したのか中等教育で飛び級したのかが分からないためと思われる。留年者と異なり、飛び級者については特に統計が取られていない。なお、10月1日が基準となっているのは、1985年に新しい初等教育法が施行される以前は、「その年の10月1日時点で6歳の子供」が新年度の開始日に一斉に小学校に入学し、その時点から義務教育が始まっていたからである。

第3章 オランダ

33,000のうち3%)よりもかなり多くなっている、とのことである¹⁰⁸。

(7) 留年制度の導入・撤廃状況、留年制度が導入されている教育段階

初等教育においては留年についても特に法律では定められておらず、学校が独自に判断できる。ただし、初等教育法において14歳を超える子は初等教育に在学することができないことが規定されているため、それ以上の留年はできない。なお、前述の報告書によると、グループ8の18%が「グループ1、2に2年以上在籍していたか、その後グループ8に進級するまでのどこかで少なくとも1年留年していると思われる」とのことである。

前述のとおりオランダの中等教育では最初の1年又は2年に複数タイプの混合クラスが設けられていることが多く、留年ではなく難易度が低いタイプのクラスへ（大学準備教育から一般中等教育へ、一般中等教育から中等職業準備教育へ）編入する、というパターンがよく見られる。進級・留年、又は他のレベルへの編入¹⁰⁹に関する規則は学校が独自に設定できる。

中等職業準備教育、そして大学準備教育と一般中等教育の後半における最長在籍期間は学校が独自に定めることができる。前述の「2011-2012年教育報告書」によると、後半に入ると留年者が増え、約15%（2011年）が留年又は難易度が低いタイプの教育機関へ編入しており、留年・編入の割合は2007年以来増加傾向にある。また、最終学年の5月に全国統一で行なわれる最終試験に不合格となった場合も最終学年に留年し、翌年に最終試験を再受験することになる¹¹⁰。

2 学制の改正状況

(1) 最近20年間に行われた学制の改正の概要

90年代初頭のオランダでは大学準備教育、上級一般中等教育のほかに中級一般教育（*middelbaar algemeen voortgezet onderwijs*、略称 MAVO）と職業準備教育（*voorbereidend beroepsonderwijs*、略称 VBO）の4タイプがあったが、1999年に中等教育法が改正され¹¹¹、中等一般教育と職業準備教育が統合されて現在の中等職業準備教育になった。これは職業準備教育がもっていた悪いイメージを払拭すること、そして実践中心だった職業準備教育に理論的教育の比重を増やし、理論中心だった中級一般教育に実践的教育の比重を増やすことによって中等職業教育への進学がスムーズになり、中退者が減ることを期待してのことであった。

しかし、中等職業準備教育の導入をしても中退者は減らなかったため、2007年には「1969年義務教育法」が改正され、通常の義務教育に加えて「基礎資格取得義務」が追加され、16歳になって義務教育が終了しても、基礎資格を取得するまで、又は18歳になるまでは通学し続けることが義務付けられた。

(2) 現在の学制を規定している法律、その根拠条文

オランダでは教育段階ごとに法律が制定されており、各段階にまたがる法律として「1969年義務教育法」が制定されている。また中等職業教育の授業料については「授業料・受講料法（*Les- en Cursusgeldwet*）」にて規定されている。

オランダの学制及び根拠条文は以下のとおりである。

¹⁰⁸ <http://nos.nl/op3/artikel/605723-flink-meer-puberstudenten-op-universiteiten.html>

¹⁰⁹ 大学準備教育、一般中等教育、中等職業準備教育の複数又は全てを設置している学校が多く、成績が規定の条件に満たない場合は同じ学校内の難易度が低いタイプに移って進級する、と規定している学校は多い。

¹¹⁰ ただし、(1)の「後期中等教育」でも述べた通り再受験には複数の選択肢があり、例えば不合格となった科目が1つだけの場合は留年して全ての教科を再受験するのではなく、成人向け中等教育機関に移って不合格となった科目だけ1年間勉強し、その科目だけ再受験する、という者もいる。

¹¹¹ 官報1998年337号（*Staatsblad 1998-337*）。主に10条から10h条が新たに追加された。

<https://zoek.officielebekendmakingen.nl/stb-1998-337.html>

第3章 オランダ

図表3 - 6 : オランダの学制関連法及び根拠条文

教育段階	法律	条文
義務教育 一般	1969年義務教育法 (Leerplichtwet 1969)	<p>第3条</p> <p>1. 子が学校に児童又は生徒として登録されるように手配する義務は、子が満5歳に達した月の翌月最初の通学日に始まり、</p> <p>a. 子が12年かそれ以上の期間1つか複数の学校に通学した年の学年の終わり</p> <p>b. 子が満16歳に達した日の属する学年の終わりに修了する。</p> <p>2. 小学校を8年未満で修了した子については、第1項aの適用の際には学校に8年通学したものとみなす。</p>
		<p>第4a条</p> <p>1. 子の保護者は、</p> <p>a. 子が第2章¹¹²において規定される義務教育機関を終了した、かつ</p> <p>b. 子がまだ基礎資格を取得していない</p> <p>場合には、子が児童又は生徒、あるいは参加者として学校、全日制の教育を提供する機関、法によって定められた条件を満たす教育と労働の組み合わせを提供する機関のいずれかに登録し（中略）、登録の後は子がその学校あるいは機関に通学するように努めなければならない。</p>
		<p>第4b条</p> <p>第4a条に定められる義務は、第2章に定められる義務教育が終了すると同時に始まり、子が18歳になった時点で、あるいは基礎資格を取得した時点で終了する。</p>
		<p>第4c条</p> <p>1. 第4a条第1項の規定に従い学校に生徒として、又は職業訓練教育機関に参加者として登録している者は、その学校の教育課程のすべて、職業訓練教育機関が提供する教育と労働混合課程のすべて、中等教育法第25a条第3項1に規定される教育課程のすべてに参加することが義務付けられる。</p> <p>2. 学校の生徒又は教育機関の参加者は、学校又は職業訓練教育機関に登録の後定期的に通学し、第11条に規定される以外の理由で授業や実習を欠席しないことにより、第4a条第1項に定められる義務を果たす。</p>
初等教育	初等教育法 (Wet op het primair onderwijs)	<p>第2条</p> <p>基礎教育(basisonderwijs)とは、4歳前後からの子を対象とした教育である。基礎教育修了は中等教育に進学するための条件でもある。</p>
		<p>第8条第8項a</p> <p>教育は、児童が原則として継続した8年の間に学習内容を習得できるように計画される。</p>

¹¹² 1969年義務教育法第2章「義務教育」(第2条-第4条)

第3章 オランダ

		<p>第39条 1. 児童として学校への入学が認められるには、子は満4歳になっていなければならない。 2. 学校は、学校・特別支援教育、(中略)に入学したことがない子については、一か月に一度以上の頻度で入学日を設けることができる¹¹³。 4. 中等教育に進学するために必要な基本を充分身につけている、と校長に判断された子は、親の同意があればその学年の終わりに卒業する。いかなる場合においても、満14歳に達した子はその学年の終わりに卒業する。</p> <p>第69条 1. 公立の、そして私立の学校に対しては、第3部¹¹⁴を除いた本章の定めに従い国から運営資金が支払われる。(後略)</p> <p>第134条 1. 第2項の定め¹¹⁵を除き、教育機関の長に対し毎年国から維持費細則¹¹⁶に従って維持費¹¹⁷が支払われる。(後略)</p>
中等教育	中等教育法 (Wet op het voortgezet onderwijs)	<p>第2条 中等教育とは、初等教育及び特殊教育の後に行なわれる教育である。中等特殊教育、職業訓練教育、高等教育は含まない。</p> <p>第5条 中等教育には以下の種類がある： a. 大学準備教育 b. 上級及び中級一般中等教育¹¹⁸ c. 職業準備教育¹¹⁹ d. 実務教育¹²⁰ e. その他の形の中等教育</p> <p>第6e条 1. 教育機関の長は毎年無償で教材を貸与する。 2. 教材とは、その形態、内容が教育の場面における知識の伝授を目的としたものであり、提供される教育のうち特定の学年における使用のために作成されたもの。</p> <p>第7条 1. 大学準備教育は大学に進学するための準備を行なう教育であり、基礎形成教育を含む。(中略) 大学準備教育にはギムナシウムとアテネウムがあり、いずれも修業期間は6年である。</p>

¹¹³ 新入生の入学については、例えば「新入生はその子が4歳の誕生日を迎えた月の一日が入学日」「4歳の誕生日が入学日」など、月一回以上入学の機会を設ければ詳細は学校が独自に決められる。

¹¹⁴ 学校の校舎建設・増築にかかる費用について規定されている。これらは自治体に支払われる。

¹¹⁵ フリースラント州におけるフリース語教育について規定している。

¹¹⁶ 2012年初等教育・中等特殊教育維持費細則 (Regeling vaststelling programma's van eisen PO en (V)SO en bekostiging materiële instandhouding samenwerkingsverband 2012)

¹¹⁷ この中に教材費も含まれる。

¹¹⁸ 「上級一般中等教育」は一般中等教育 (HAVO)、「中級一般中等教育」は中等職業準備教育の理論コース (VMBO TL) のこと。

¹¹⁹ 中等職業準備教育の理論コース以外のコースのこと。

¹²⁰ 学習障害のある子供向けの教育のこと。基礎資格取得義務が免除される。

第3章 オランダ

		<p>第8条 上級一般中等教育は高等職業教育に進学するための準備を行なう教育であり、基礎形成教育を含む。上級一般中等教育は以下の教育機関で行なわれる：</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 修業期間が5年間の学校 b. 中級一般中等教育を提供する学校の上級科。この場合、修業期間は2年間であり、4年間の中級一般中等教育を修了した者を受け入れる。
		<p>第9条 中級一般中等教育は職業教育又は上級一般中等教育に進学するための準備を行なう教育であり、基礎形成教育を含む。中級一般中等教育は修業期間が4年間の学校で行なわれる。</p>
		<p>第10条 1. 中級一般中等教育の学校では、理論課程の教育が行なわれる。 3. 理論課程では、3年次から以下の分野に分かれる：</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 工業分野 b. 医療・衛生分野 c. 商業分野 d. 農業分野
		<p>第10a条 職業準備教育は職業教育に進学するための準備を行なう教育であり、基礎形成教育を含む。職業準備教育は修業期間が4年間の学校で行なわれる。</p>
		<p>第10b条 1. 職業準備教育の学校では、いずれの分野においても、基礎的職業課程と職業教育課程を設置する。 3. いずれの職業課程においても、3年次から以下の分野のうちの1つ又は複数に分かれる：</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 工業分野 b. 医療・衛生分野 c. 商業分野 d. 農業分野
		<p>第10d条 1. 中級一般中等教育及び職業準備教育と並んで、以下の場所では両者の混合課程を提供することができる：</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 中級一般中等教育と職業準備教育を含む学校共同体、又は b. 職業準備教育を提供する農業教育センターの校舎が以下の条件を満たす場合 <ul style="list-style-type: none"> 1° 農業教育センターが中級一般中等教育を含む学校共同体に含まれる、かつ 2° 職業準備教育を提供する校舎がある地域に、同じ学校共同体に属する中級一般中等教育の学校がある場合

第3章 オランダ

	<p>3. 混合課程では、3年次から3年次から以下の分野のうちの1つ又は複数に分かれる:</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 工業分野 b. 医療・衛生分野 c. 商業分野 d. 農業分野
	<p>第11a条 中等教育の最初の2年間は、生徒の選択の自由を確保し、生徒が他のコースや大学準備教育、上級一般中等教育の3年次に編入することが可能となるように構成される。</p>
	<p>第12条 1. 大学準備教育、上級一般中等教育の学校では、4年次から高等準備教育を行なう。</p>
	<p>第20条 中等教育の学校は全日制である。</p>
	<p>第21条 1. 学校名は、その学校が第7、8、9、10a、10f¹²¹条のいずれのタイプに属するかがはっきりわかるものを使用する。中級一般中等教育(mavo)又は職業準備教育機関(vbo)の長、あるいは中等一般中等教育と職業準備教育を含む学校共同体の長は、その学校については「中等職業準備教育(vmbo)」の名称を使用することができる。(後略)</p>
	<p>第77条 1. 第2章第1項¹²²の定めによる学校に対しては、第78条から第106条までの定めに従い国から運営資金が支給される。(後略)</p>

¹²¹ 10f条では実践教育（特別支援教育）について規定されている。

¹²² 「公立教育および国費によってまかなわれる私立教育」（中等教育法第6条から第53i条まで）。

第3章 オランダ

<p>中等職業教育</p>	<p>職業教育訓練法 (Wet educatie en beroepsoponderwijs)</p>	<p>第 7.2.2 条</p> <p>1. 職業教育には、以下の種類がある：</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 助手的業務遂行者養成コース b. 基礎的業務遂行者養成コース c. 専門職養成コース d. 中級管理職養成コース e. スペシャリスト養成コース <p>2. 第 1 項で述べられる教育の教育課程には、以下のタイプがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 職業教育課程：実地研修は最低 20%、最高 60%の課程 b. 職業実践課程：実地研修が 60%以上の課程 c. a.及び b.の混合課程 <p>3. 助手的業務遂行者養成コースは、職業遂行のために必要な最初のレベル、又は労働市場に加わるために最低限必要なレベルを満たすようになることを目標とする。基礎的業務遂行者養成コースは第 2 のレベル、専門職養成コースは第 3 のレベル、中級管理職要請コース及びスペシャリスト養成コースは第 4 の、最も高いレベルを満たすようになることを目標とする。</p> <p>4. 第 1 項に述べられる教育課程には、個々の受講者の便宜のために、教育課程への参加が順調に進み、また成功裡に修了できるような準備活動や支援活動を加えることができる。これらの活動は教育課程には含まれない。準備活動・支援活動は、一般的な機関で教育課程を修了することは難しいと予想される学歴を持つと教育機関の長が判断した受講者に対し提供される。</p> <hr/> <p>第 7.2.7 条</p> <p>1. 教育機関の長は、受講者が職業教育を規定の学修期間内に終えられるような教育課程を計画する。</p> <p>2. 職業教育は全日制又は定時制、あるいは全日制と定時制の組み合わせという形で提供される。</p> <p>3. 全日制の職業教育は、全日制における 1 年の学修負荷が最低 1600 時間の職業教育課程であり、それは教育機関によって提供される授業時間最低 850 時間を含む。ただし大臣によって定められた学修負荷に従うことにより、教育課程の最終学年の修了が 9 月 1 日から数え、修了日が含まれる月の月末まで数えて 10 か月未満となる場合には、850 時間の基準も月数に合わせて減少する。</p> <p>4. 第 3 項に定められる授業時間数には、教育目標及び基礎形成の目標を達成するために、教育機関の責任及び監督の元に受講者が参加する教育活動すべてを含む。</p> <p>5. 第 3 項の定めに従っていない職業教育は定時制の職業教育とみなされる。</p>
---------------	---	--

第3章 オランダ

	<p>第8.2.1条</p> <p>1. 第7.2.2条第1項に定められる専門職及び中級管理職養成コースに登録するには、第8.2.2条の定め¹²³のほかに、以下のディプロマが必要となる：</p> <p>a. 下級職業教育(lbo¹²⁴)、職業準備教育(vbo)、又は中等職業準備教育のうち職業教育コース(vmbo kb)のディプロマ</p> <p>b. 中級一般中等教育(mavo)、又は中等職業準備教育のうち理論コース(vmbo tl)のディプロマ</p> <p>c. 中級一般中等教育(mavo)・職業準備教育(vbo)の混合ディプロマ、又は中等職業準備教育のうち混合コース(vmbo gl)のディプロマ</p> <p>d. 上級一般中等教育(havo)又は大学準備教育(vwo)の最初の3学年を落第科目なく修了したという証明書</p> <p>e. 省令により指定されたその他のディプロマ又は証明書</p> <p>2. 第7.2.2条第1項に定められるスペシャリスト養成コースに登録するには、同一の職業又は同じ職業分野の専門職養成コースのディプロマが必要となる。</p> <p>3. 助手的業務遂行者養成コースと基礎的業務遂行者養成コースが、同一の職業又は同じ職業分野である場合には、第8.2.2条の定めに従い、コースに登録するのに以下のディプロマが必要となる：</p> <p>a. 下級職業教育(lbo)、職業準備教育(vbo)、又は中等職業準備教育のうち基礎的職業コース(vmbo kb)又は職業教育コース(vmbo kb)のディプロマ</p> <p>b. 中級一般中等教育(mavo)、又は中等職業準備教育のうち理論コース(vmbo tl)</p> <p>c. 中級一般中等教育(mavo)・職業準備教育(vbo)の混合ディプロマ、又は中等職業準備教育のうち混合コース(vmbo gl)のディプロマ</p> <p>d. 上級一般中等教育(havo)又は大学準備教育(vwo)の最初の3学年を落第科目なく修了したという証明書</p> <p>e. 省令により指定されたその他のディプロマ又は証明書</p> <p>助手的業務遂行者養成コースと基礎的業務遂行者養成コースが、同一の職業又は同じ職業分野ではない場合には、第8.2.2条の定めと異なり、基礎的業務遂行者養成コースに登録するためにはディプロマは必要としない。</p> <p>4. 第7.2.2条第1項の定めによる助手的業務遂行者養成コース及び成人教育コース¹²⁵に登録するためにはディプロマは必要としない。</p> <p>5. 教育機関の長は特別な事情がある場合には、受講者が当該教育課程を受講し、修了できる見込みがあるのであ</p>
--	---

¹²³ 同条では「ある分野の課程に登録するには中等教育で特定の科目(例えば商業分野に登録するには経済学など)を履修していることが条件となる場合がある」ということが述べられている。

¹²⁴ Lager beroepsonderwijs (初等職業教育)の略称。1992年まで存在した中等教育の一種。修業期間は4年間であった。

¹²⁵ 移民向けのオランダ語教育や初等・中等教育を修了していない者向けの教育。中等教育修了レベル到達を目標とするが、職業教育訓練法の管轄となっている。

第3章 オランダ

		れば、第1項から第3項までの定めからはずれても構わない。(後略)
授業料	授業料・受講料法 (Les- en cursusgeldwet)	第3条 1. その学年の最初の日に満18歳の者が、国費によって運営されている教育機関(全日制)において教育を受ける場合には、授業料を支払わなければならない。 2. 受講者は授業料を学年ごとに負担し、大臣に対し支払う。
高等教育	高等教育・研究法 (Wet op het hoger onderwijs en wetenschappelijk onderzoek)	第1.3条 1. 大学は学術的教育・研究を行なうことを目的とし、研究者・技術者の養成を行い、その知識を広く社会に提供する。 2. 神学大学は教職者の教育、神学分野の研究を行い、研究者の養成を行い、その知識を広く社会に提供する。 3. 高等職業学校は高等職業教育を行ない、実務の現場を対象とした設計・開発活動を行なう。学校は高等職業教育の学士課程は必ず開設し、必要に応じて修士課程も開設し、その知識を広く提供する。学校は教育が対象とする職業分野の発展に寄与する。 4. オープン大学は学術的教育、高等職業教育を行い、またオープン大学の性質にあった形で学術的研究、実務の現場を視野に入れた研究を行ない、高等教育の革新に寄与する。オープン大学の教育は通信制である。 第7.3a条 1. 学術的教育には以下の2種類がある： a. 学士課程、及び b. aで述べられた学士課程に継続する修士課程 2. 高等職業教育には以下の2種類がある： a. 学士課程、及び b. aで述べられた学士課程に継続する修士課程 第7.4条 1. それぞれの教育課程・教科の学修負荷は、教育機関の長により単位によって表現される。1年間の学修負荷は60単位である。60単位は学修時間1680時間に等しい。 2. 教育課程は、学生が1年の学修負荷として適切な量の単位を取得できるように計画される。 3. 定時制の教育課程については、教育機関の長が1年間の学修負荷を定める。 第7.4a条 1. 学術的教育における学士課程の学修負荷は180単位である。ただし、大臣がその教育機関の認証評価報告書に基づき異なる決定をした場合にはこの限りではない。その場合、学術的教育における学士課程の学修負荷は、最大で240単位とすることができ、前述の決定において規定される。

第3章 オランダ

		<p>2. 第3項から第7項までに該当するものを除き、学術的教育機関における修士課程の学修負荷は60単位である。</p> <p>3. 中等教育教員養成課程における、高等準備教育の教科を対象とした修士課程の学修負荷は最低60単位、最大120単位である。ただし、大臣によってそのように指定される教育課程においては、学修負荷は最低120単位、最大180単位となる。その場合、学修負荷は教育機関の長が定める。</p> <p>5. 大臣が指定する学術的教育の修士課程の学修負荷は120単位である。大臣は神学大学の修士課程の学修負荷を180単位に、第7.3c条に定められる外国の機関と共に提供される学術的教育の修士課程の学修負荷を90単位にすることができる。</p> <p>6. 医師養成課程、獣医養成課程、薬剤師養成課程、歯科医師養成課程、臨床検査技師養成課程の修士課程の学修負荷は180単位である。</p> <p>7. 医学部及び臨床検査士課程の修士課程の学修負荷は240時間である。</p>
		<p>第7.4b条</p> <p>1. 高等職業教育における学士課程の学修負荷は240単位である。</p> <p>2. 高等職業教育における修士課程の学修負荷は60単位である。</p> <p>3. 芸術分野における修士課程の学修負荷は最低60単位、最高120単位である。教育機関の長が学修負荷を定める。</p> <p>4. 中等教育教員養成課程における一般教科一級教員養成修士課程の学修負荷は90単位である。</p> <p>5. 上級看護師養成課程における修士課程の学修負荷は120単位である。</p> <p>6. 医師助手養成課程における修士課程の学修負荷は150単位である。</p> <p>7. 建築学における修士課程の学修負荷は240単位である。</p>
		<p>第7.24条</p> <p>1. 第3項に該当するものを除き、学術的教育に入学できるのは、以下の学歴を有する者とする：</p> <p>a. 中等教育法第7条に定められる大学準備教育を修了した者、又は</p> <p>b. BES中等教育法¹²⁶第13条に定められる大学準備教育を修了した者</p> <p>2. 第3項、第4項に該当するものを除き、高等職業教育機関に入学できるのは以下の資格を満たす者とする：</p> <p>a. 中等教育法第7条に定められる大学準備教育を修了した者</p> <p>b. BES中等教育法第13条に定められる大学準備教育を修了した者</p> <p>c. 中等教育法第8条に定められる上級一般中等教育を</p>

¹²⁶ カリブ海にあるオランダ領で施行されている中等教育法。BESとは同地域にある3つの特別自治領（Bonaire、Sint Eustatius、Saba）を合わせた略称である。

第3章 オランダ

	<p>修了した者</p> <p>d. BES 中等教育法第 14 条に定められる上級一般中等教育を修了した者</p> <p>e. 職業教育訓練法第 7.2.2 条第 1 項 d 及び e に定められる中級課程又は専門課程を修了した者</p> <p>f. BES 職業訓練法第 7.2.2 条第 1 項 d 及び e に定められる中級課程又は専門課程を修了した者</p> <p>g. 職業教育訓練法第 7.2.2 条第 1 項 c に定められる、省令により指定された専門教育を終了した者</p> <p>h. BES 職業訓練法第 7.2.2 条第 1 項 c に定められる、省令により指定された専門教育を終了した者</p> <p>3. オープン大学の教育課程に入学、又は教育課程に属する教科を受講するための学歴は、第 7.3 条に定める集団教育である場合を除き、これを必要としない。入学資格を必要としない教育課程に入学、又は教育課程に属する教科の受講は、18 歳以上であれば誰でも可能である。</p> <p>4. 初等教育教員養成課程への入学には、第 7.2 5a 条及び第 7.25b 条に定められる学歴が求められる場合がある。</p>
	<p>第 7.30a 条</p> <p>1. 学術的教育の学士課程に継続する形の修士課程(中略)に進学するためには、その学生は当該学士課程の学位を取得していなければならない。(後略)</p> <p>3. 第 1 項及び第 2 項に定める教育課程に進学を希望する者が第 1 項に定められる学位を取得していない場合は、当該教育課程への入学許可証が必要となる。当該教育機関の長は以下の場合に許可証を発行する：</p> <p>a. 当該者が教育機関の長の定める条件を満たしている、かつ</p> <p>b. 当該教育課程が定員に達していない場合。</p> <p>(後略)</p>
	<p>第 7.43 条</p> <p>1. 学生は、教育課程に登録している学年ごとに、当該教育機関に対し第 7.45 条及び第 7.45a 条の定めによる授業料、又は第 7.46 条の定めによる授業料を支払う。オープン大学の教育課程に登録している学生は、第 7.45b 条の定めによるオープン大学授業料を支払う。</p>

(3) 学制改正前の法律、その根拠条文

2007 年 8 月に基礎資格取得義務が導入される以前、及び 2012 年 8 月に中等教育における留年の規制が緩和される以前の条文は以下のとおりである。

第3章 オランダ

図表3-7：改正前の条文

法律	変更内容	条文
義務教育法	2007年8月1日付で部分的義務教育が廃止となり、基礎資格取得義務が導入された。それに伴い右の条文が削除され、新しく基礎資格取得義務について規定した条文が追加された。	<p>第4a条</p> <p>1. 子の保護者は、</p> <p style="margin-left: 2em;">a. 子が第2章において規定されている義務教育機関を修了した、かつ</p> <p style="margin-left: 2em;">b. 子が全日制の学校に通っていない</p> <p>場合には、職業訓練教育機関に登録し、登録の後には子がその機関に通学するように努めなければならない。</p> <p>(後略)</p>
		<p>第4b条</p> <p>1. 前条で規定される義務は、第3条第1項 a 又は b の時点から始まり、その学年の終わりに終了する。</p> <p>2. 第2章で規定されている義務教育が終了した者が一定期間全日制の学校に通っている場合には、その期間は前項で規定された期間には含まれない。</p>
		<p>第4c条</p> <p>1. 職業訓練教育機関の生徒として登録されている者は、一週間に2日定期的に通学し、教育を受けることが義務付けられる。この生徒が職業訓練教育法第7.2.8条の規定による合意を結んでいる場合には、前文に規定される義務は一週間に1日となる。</p> <p>2. 教育を受ける義務は、生徒が職業教育機関に登録し、入学が認められた時点から始まり、保護者が子を教育機関に登録することが義務付けられている期間の終了と同時に終了する。</p> <p>3. 教育は、休講となった場合を除き、定期的に受講しなければいけない。</p> <p>4. 大臣は、生徒がその職業の性質により第1項の規定に従って教育を受けることができない場合には、大臣の指定する期間にまとめて教育を受けることを許可することができる。</p>
中等教育法	2012年8月1日付で第27条第3項より右の文が削除され、在学期間に関する制限が撤廃された。	生徒は、中等教育を開始した時点から数えて5年を過ぎたら、中級一般中等教育、職業準備教育にそれ以上在学することはできず、上級一般中等教育及び大学準備教育については最初の3学年にそれ以上在籍することはできない。

第3章 オランダ

(4) 学校段階別学制の改正状況

ア 初等教育、中等教育、後期中等教育、高等教育の年齢区分の改正

1985年に新しい初等教育法が施行され、それ以前は幼稚園（Kleuterschool）で行なわれていた4・5歳児の教育と小学校（Lagere school）の教育が統合され、Basisschoolと呼ばれるようになった。これと同時に初等教育はそれまでの6年から8年に延長された。

それ以外の段階では年齢区分の改正は行なわれていない。

イ 義務教育年齢・年数の改正

オランダで義務教育が初めて導入されたのは1900年であり、その時は6歳から12歳までの子供が義務教育の対象であった。その後1969年に現在の義務教育法（Leerprichtwet 1969）が施行され、義務教育機関も9年に延長された。そして1975年には法改正により義務教育機関は6歳から16歳までの10年間になった。1985年には基礎教育法（Wet op het basisonderwijs）が施行され、4歳・5歳児向けの幼稚園（Kleuterschool）が小学校の一部となり、同時に義務教育の開始も「子供が10月1日に6歳である年度の始め」から「子供が5歳になった月の翌月最初の通学日」に早められた。

2007年には義務教育のほかに「基礎資格取得義務」が導入され、「18歳になるまで、又は基礎資格取得まで¹²⁷」教育を受けることが義務付けられるようになった。

義務教育を18歳までに延長するのではなく「基礎資格取得義務」という形にしたのは、欧州社会憲章、国際労働機関の最低年齢条約、若年労働者の保護に関するEU指令（94/33/EC）との兼ね合いによる。これらの規則では若者が労働をしていい年齢＝義務教育が終了した年齢とされており、諸外国では15歳又は16歳であるが、義務教育を延長するとオランダだけ18歳になってしまうので、これを防ぐためである¹²⁸。

ウ 特定教育段階での無償化導入・変更

2005年に授業料・受講料法（Les- en cursusgeldwet）が改正され、それまで16歳以上は有償であった中等教育及び中級職業教育が18歳まで無償となった。また、2008年には中等教育法が改正され、2008年/2009年度より中等教育の教科書も無償となった。

その後、2012年春に与党間で2013年の財政赤字削減案に合意がされず倒閣し、秋に自由民主国民党（VVD）と労働党（PvdA）の連立による第二次ルッテ内閣が成立すると、その連立合意¹²⁹において160億ユーロの財政支出削減が発表され、この一部として中等教育の教科書無償化撤廃も発表された。これに伴い、2015年から無償化を撤廃するための改正法案が2013年9月に下院に提出されたが、2014年政府予算案¹³⁰において教科書無償化撤廃は取り下げられた。これは第二次ルッテ内閣が下院では過半数を占めているものの、上院では過半数となっておらず、予算案を成立させるためには野党の協力が必要なためである。予算案成立

¹²⁷ 一般中等教育は飛び級がなくても17歳で卒業することが可能であり、一般中等教育の修了証明書は基礎資格として認められるため、一般中等教育を修了すれば17歳で義務教育も修了する。また、例えば小学校などを飛び級して16歳で一般中等教育を終了した場合も義務教育は修了する。

¹²⁸ 2006-2007年下院案件30901号、文書番号no.3、「基礎資格取得義務導入に伴う1969年義務教育法および移民統合法改正 改正案のあらまし」8ページ(Tweede kamer, vergaderjaar 2006-2007, 30901, nr. 3 'Wijziging van de Leerprichtwet 1969 en de Wet Inburgering in verband met de invoering van een kwalificatieplicht' MEMORIE VAN TOELICHTING)

¹²⁹ 2012年自由民主国民党・労働党連立合意書(Regeerakkoord) : <http://www.rijksoverheid.nl/bestanden/documenten-en-publicaties/rapporten/2012/10/29/regeerakkoord/regeerakkoord.pdf>

¹³⁰ 2014年オランダ政府予算案(begrotingsafspraken 2014) :

<http://www.rijksoverheid.nl/bestanden/documenten-en-publicaties/kamerstukken/2013/10/11/begrotingsafspraken-2014/begrotingsafspraken-2014.pdf>

第3章 オランダ

に協力した野党が教科書無償化の継続を希望した¹³¹ため、無償化撤廃は取り下げられることになった。

エ 飛び級制度の導入・撤廃

初等教育及び中等教育においては飛び級については今まで法で規定されたことはなく、学校が独自に判断できる。ただし、オランダでは「落ちこぼれの子に対しては手厚いケアが用意されているが、優等学生に対してはほとんど何も用意されておらず、諸外国に比べて優等学生のレベルが低い」との反省から、優等学生向けの制度を作ろうとする動きが出始めており、例えば「優等学生は大学準備教育を6年ではなく5年で履修することを可能にする」などの改正が今後出てくる可能性がある。この件について、2013年9月にオランダ教育・文化・科学副大臣が「2014年3月には政策案を提示し、その後国会、関係者と議論を行ないたい」と発言している¹³²。

高等職業教育では、大学準備教育を終了した者、一般中等教育や中等職業教育を好成績で終了した者に対して、通常の4年間の代わりに3年間で学士課程を修了できるカリキュラムを提供することが認められている¹³³。

オ 留年制度の導入・撤廃

中等職業準備教育は通常は4年間であるが、以前は最長で5年間の在籍しか認められていなかった。また一般中等教育と大学準備教育も最初の3学年は最長5年間しか在籍できなかった。これはつまり中等職業準備教育については留年は1年しかできない、ということだったのだが、一部の生徒にとっては4年又は5年で中等職業準備教育を終了するのは難しいこと、また職業コース（VMBO KB）のディプロマ取得後理論コース（VMBO TL）への編入を希望してもこの規制のために不可能となっていたことなどから、この規制は2012年8月に廃止された。¹³⁴現在は各教育機関が独自に規則を制定できるようになっている。

(5) 学制改正に関する世論動向

ア 学制改正に関連した世論動向、特に改正当時のメディア報道状況等

オランダでは90年代の初めより「中退者の削減」が教育分野における大きな課題となっていた。また、2000年3月に欧州連合首脳会議で採択されたリスボン戦略において、2010年には18歳から24歳の低学歴者を2002年の半分にまで減少させる、という目標が設定された¹³⁵。こうしたことを背景に、中退者の削減のためにオランダでは様々な政策が取られており、2007年に行なわれた義務教育法の改正もこれらの政策の一部である。

「中退者が多い」ということは既に社会問題として認識されていたので、義務教育法を改正し、「基礎資格取得義務」を導入する、ということに対しては大きな反対はなく、メディアの報道も改正法案が提出されたこと、法案が採決され、2007年8月から施行される、ということ、なぜこのような法改正が行なわれたか、という解説を行うものがほとんどであった。

¹³¹ ニュースサイト nu.nl 2013年11月15日掲載記事「教科書無償化の継続が決定(schoolboeken blijven definitief gratis)」による：<http://www.nu.nl/economie/3629718/schoolboeken-blijven-definitief-gratis.html>

¹³² 2013年9月2日付教育・文化・科学副大臣発下院宛文書：

<http://www.rijksoverheid.nl/documenten-en-publicaties/kamerstukken/2013/09/02/kamerbrief-over-toptalent-in-het-funderend-onderwijs.html>

¹³³ オランダ政府ポータルサイト内「高等教育機関における教育(aanbod opleidingen hoger onderwijs)」による：

<http://www.rijksoverheid.nl/onderwerpen/hoger-onderwijs/aanbod-opleidingen-hoger-onderwijs>

¹³⁴ 本章(3)項「学制改正前の法律、その根拠条文」における中等教育の改正前条文を参照。

¹³⁵ オランダ社会文化計画局(Sociaal en Cultureel Planbureau) ‘Gestruikeld voor de Start’, 2008年

<http://www.scp.nl/dsresource?objectid=19648&type=org>

第3章 オランダ

イ 改正に関する賛成意見

前述のとおり「基礎資格取得義務」の導入は一般にも広く受け入れられ、De Telegraaf紙が制度導入直後の2007年8月23日に行なった「今日の意見」調査では、義務教育年齢¹³⁶が18歳まで引き上げられたことに対し、投票者の4分の3以上が「賛成」と回答している¹³⁷。一般市民・学校・行政・与野党とも「法的な基盤があることにより、学校をサボっている生徒たちを学校に連れ戻しやすくなる」、「義務を遵守しているかどうかを監視する体制がきちんと整えられ、生徒達それぞれに適した教育を提供できるのなら、そしてそのために必要な予算が与えられるのなら成果は期待できるだろう」という意見が大半であった¹³⁸。

ウ 改正に関する反対意見

反対意見は少数であったが、以下の2つにまとめられる：

反対意見1

基礎資格取得義務が適用されるのが18歳までというのは短すぎる。もっと上の年齢¹³⁹まで適用すべき。

義務教育法の改正の動きは2005年4月に下院に提出された動議¹⁴⁰に始まっている。この動議では「23歳までの若者に教育を義務付ける法律の整備」が要請されていたため、用意された改正法案が18歳までしか対象としていなかったことに対する不満が多く見られた。この点について政府は

-18歳の時点で基礎資格が取得できない若者は、それ以降も学力あるいはその他の理由により資格を取得できるだけの能力がない場合が多く、18歳以上を対象にしてもあまり効果は期待できない¹⁴¹
-したがって、18歳以上に対しては別の対策をとるべきであり、現在18歳から23歳までを対象とした法を別に準備中である¹⁴²

と抗弁した。

反対意見2

「基礎資格」取得のための基準が高すぎる。どんなに頑張ってもその基準にたどり着けない若者はたくさんいるし、それでもきちんと仕事をしている若者もたくさんいる。政府の政策のために、これらの若者には「落伍者」のレッテルが貼られてしまうことになる。

¹³⁶ 新聞などでは義務教育と基礎資格取得義務の両者を合わせて「義務教育」と呼ぶことが多い。

¹³⁷ 'Stelling van de Dag', De Telegraaf, 2007年8月23日。De Telegraaf紙は政治的には右寄りの大衆紙である。

¹³⁸ NRC Handelsblad, 2007年8月21日。

¹³⁹ 意見を述べる者によって、「23歳まで」「27歳まで」という意見があった。

¹⁴⁰ 2004-2005年下院案件29454号、文書番号no.8

<https://zoek.officielebekendmakingen.nl/kst-29454-8.pdf>

¹⁴¹ 2006-2007年下院案件30901号、文書番号no.6。本文書では「基礎資格取得義務を19歳まで伸ばすと最大で1年あたり4800人程度の基礎資格取得者増が期待できるが、その一方で増加一人当たりおよそ24,000ユーロの予算増となる」との記載がある。<https://zoek.officielebekendmakingen.nl/kst-30901-6.pdf>

¹⁴² この法(Wet Investeren in Jongeren)は2009年10月に施行されたが、その後2012年1月1日付で廃止された。その後2012年には基礎資格取得義務対象年齢を23歳までに引き上げることが可能かどうかの調査が教育・文化・科学省によって行なわれたが、成人に義務教育を課すことは憲法に定められた内容に反することになること、また経費がかさむ割にはそれほど効果が得られない、という結果が出たため、対象年齢の引き上げは見送られた。

第3章 オランダ

下院で 1969 年義務教育法改正法の採決が取られる数日前に Trouw 紙に掲載された記事である¹⁴³。この記事に対する政府の見解は特に発表されていないが、2013 年に同様の趣旨のエッセイ¹⁴⁴が「社会開発に関する審議会」から発表された際には下院から見解を求められ、教育大臣が以下のように回答している¹⁴⁵：

基礎資格を持たない若者の失業率は資格を持つ者の 2 倍であり、一時的に仕事を見つけられても、解雇されることなくその仕事を続けられるという保証はない。また、賃金、雇用形態なども資格を持たないの方が低い水準である。

どんなに頑張っても基礎資格を取得することができない若者がいることは事実である。彼らに対しては義務教育の免除などの制度が用意されており、また一時的に基礎資格を取得することができない状態にある若者に対して、別の方法で後日基礎資格を取得できる制度が用意されている。

(6) 学制改正の背景

オランダでは 80 年代より学校をさぼり、また中退するものが増えており、1993 年には約 30,000 人が中等教育を中退していた¹⁴⁶。中退者を減らすために政府は様々な対策をとってきたが、中退者はその後も増え続け、2005 年には約 57,000 人が基礎資格を取得する前に学校を中退し、この大半が 16 歳から 18 歳までであった¹⁴⁷。政府は「学校をきちんと卒業し、基礎資格を得ることは社会的にも望まれることだし、若者による犯罪の減少、若者の就職率の増加、生活保護受給率の低下などの肯定的な影響もある¹⁴⁸」ことから、なるべく多くの若者が学校を卒業するようになる政策の必要性を強く感じていた。16 歳以上 17 歳未満の若者には「部分的義務教育¹⁴⁹」という制度が存在していたが、若者が実際に学校に通っているかどうか確認がしにくいこと、週に 3 日しか働けない若者は雇用者にとっても魅力がなく、仕事を見つけるのが難しいこと、週に 2 日（あるいは 1 日）しか通学しないのでは授業についていくことができず、結局中退することになってしまう、など、制度としてうまく機能していなかった。このため、「部分的義務教育」を廃止し「フルタイム義務教育にすべき」という声が大きくなり、国会からも法整備を求める動議が提出された。

¹⁴³ <http://www.trouw.nl/tr/nl/4324/Nieuws/archief/article/detail/1648082/2007/04/07/Diploma-is-lang-niet-altijd-nodig.dhtml>。
Trouw 紙はプロテスタント系、中道左派の全国紙である。

¹⁴⁴ 社会開発に関する審議会「スタート準備：基礎資格に関する一考察(Klaar voor de start Overwegingen bij de startkwalificatie)」2013 年：

<http://www.adviesorgaan-rmo.nl/dsresource?type=pdf&objectid=default:35014&versionid=&subjectname=>

¹⁴⁵ 2013 年 10 月 23 日教育・文化・科学大臣発下院宛文書「社会開発に関する審議会エッセイに対する見解 (Kamerbrief rom essay startkwalificatie)」：<http://www.rijksoverheid.nl/bestanden/documenten-en-publicaties/kamerstukken/2013/10/23/kamerbrief-rom-essay-startkwalificatie/kamerbrief-rom-essay-startkwalificatie.pdf>

¹⁴⁶ 1992-1993 年下院案件 22900 号、文書番号 no.3、「1969 年義務教育法およびその他の関連法の改正 改正案のあらまし」(Wijziging van de Leerplichtwet 1969 en enkele andere wetten, Memorie van toelichting)による。
http://ressourcessgd.kb.nl/SGD/19921993/PDF/SGD_19921993_0005746.pdf

¹⁴⁷ 2006-2007 年下院案件 30901 号、文書番号 no.3、「基礎資格取得義務導入に伴う 1969 年義務教育法および移民統合法改正 改正案のあらまし」による。

¹⁴⁸ 2006-2007 年下院案件 30901 号、文書番号 no.3、「基礎資格取得義務導入に伴う 1969 年義務教育法および移民統合法改正 改正案のあらまし」による。

¹⁴⁹ 最低週に 2 日通学することが義務付けられていた。つまり毎日通学する必要はなく、通学しない日は働くことができた。

第3章 オランダ

最終的には「義務教育を単純に延長するのは他国の義務教育年齢との関係上望ましくない」「通学することだけを義務付けるより、資格取得を目標とするべきである」との考えから、「義務教育延長」ではなく「基礎資格取得義務の導入」となった。

(7) 学制改正に関する評価

ア 教育規制庁や教育研究者などによる事後評価

基礎資格取得義務が導入されて1年半後の2009年2月に、同制度についての中間評価報告書¹⁵⁰が提出された。それによると、導入初年においては、制度の対象になる若者のうち導入時点(2007年8月1日)で既に満17歳に達していた者は移行措置として対象からはずされたこと、義務が遵守されているかどうか監視する立場にある学校や自治体においてそのための準備がまだ整っていなかったことなどから導入の効果はほとんど見られなかった(これは事前に予想されていた)。

導入2年目に入り制度の対象となる若者が増えたこと、学校や自治体においても監視する体制が整ってきたことから、制度の導入による効果と見られる中退者の減少(2008年10月時点で前年比1.4%~1.9%)が確認された。

基礎資格取得義務制度を導入するだけではなく、同時に中退の原因を取り除く制度(中等教育に進学した後でもコースの変更が容易にできる、進路の選択を誤ったために中退してしまう、ということを防ぐための適切な進路指導、中等教育機関と進路先である職業教育機関との連携の強化、など)を充実させたことにより、前出の中間評価以降も中退者は減少し続け、2006年には52,681人だった中退者数が2012年には36,560人にまで減っている¹⁵¹。そのため基礎資格取得義務の導入は学校や自治体などの関係機関からも評価されている¹⁵²。

しかし、中等教育における中退者については15,219人(2006年)から8,462人(2012年)と半減近くしている一方、中等職業教育における中退者は36,274人(2006年)から27,269人(2012年)と中等教育ほどの減少率は見られない。この原因として中等職業教育の参加者には18歳以上の者が多く、基礎資格取得義務の対象にならないことが挙げられており、基礎資格取得義務を18歳以上に引き上げるべきだ、という声が強くなり始め、ロッテルダム市から「実験として当市で基礎資格取得義務を23歳まで引き上げたい」という要請が上がった。

これを受け、教育・文化・科学省は2012年に基礎資格取得義務を23歳まで引き上げることが可能かどうかについての調査を行ない¹⁵³、その結果¹⁵⁴が2013年に公表されたが、成人に義務教育を課すことは憲法や欧州条約、国際条約に定められた「職業選択の自由」を妨げ

¹⁵⁰ 職業教育・労働市場知識センター「基礎資格取得義務制度導入に関する中間報告」2009年2月(Kenniscentrum Beroepsonderwijs Arbeidsmarkt, Tussenevaluatie invoering kwalificatieplicht, 23 februari 2009) :

<http://www.rijksoverheid.nl/bestanden/documenten-en-publicaties/rapporten/2009/02/26/tussenevaluatie-invoering-kwalificatieplicht/107200b.pdf>

¹⁵¹ 中退者数に関するデータサイト「中退者調査(VSV Verkenner)」のデータによる :

<http://www.vsvverkenner.nl/landelijk>

¹⁵² 教育・文化・科学省の委託によりパンテニア・リサーチ社によって行なわれた調査報告書「2012-2015年中退者減少のための政策の監察・評価2012年報告(Monitoring en evaluatie VSV-beleid 2012-2015 Jaarrapport 2012)」8ページによる。報告書は以下URLより参照可能 :

http://www.aanvalopschooluitval.nl/userfiles/file/2013/Jaarrapport%202012_1.pdf

¹⁵³ オランダ政府ポータルサイト掲載プレスリリース「基礎資格取得義務延長の可能性に関する調査を実施(minister onderzoekt mogelijkheid verlenging kwalificatieplicht)」による :

<http://www.rijksoverheid.nl/nieuws/2012/06/18/minister-onderzoekt-mogelijkheid-verlenging-kwalificatieplicht.html>

¹⁵⁴ 「基礎資格取得義務対象年齢引き上げによる効果とその経費(Kosten en baten verhoging kwalificatieplichtige leeftijd) :

<http://www.rijksoverheid.nl/bestanden/documenten-en-publicaties/rapporten/2013/04/15/kosten-en-baten-verhoging-kwalificatieplichtige-leeftijd/kosten-en-baten-verhoging-kwalificatieplichtige-leeftijd.pdf>

第3章 オランダ

ることになりかねない、また経費がかさむ割にはそれほどの効果が得られない、という結果となったため引き上げは見送られることになった。この結果についてロッテルダム市とアムステルダム市は異議を唱えたが¹⁵⁵、教育大臣は基礎資格取得義務年齢の引き上げの代わりに、現行制度内で18歳、19歳の中退者減少対策が強化できるよう、4大都市（アムステルダム、ロッテルダム、ハーグ、ユトレヒト）¹⁵⁶に200万ユーロの追加予算を出す、という案を2014年1月に発表した¹⁵⁷。

参考

図表3 - 8 : オランダにおける私立・公立学校数及び児童・生徒数（初等・中等教育）

教育段階	学校数	生徒・児童数
初等教育		
公立学校	2,222	464,383
私立学校	4,586	1,053,093
初等教育全体	6,808	1,517,476
中等教育		
公立学校	185	246,851
私立学校	474	702,098
中等教育全体	659	948,949

データは2012年11月現在。

出典：オランダ中央統計局

¹⁵⁵ ロッテルダム市サイト掲載プレスリリース「ロッテルダムとアムステルダムによる基礎資格取得年齢引上のパイロット実施要望について(wethouders willen jongeren langer op school houden)」:

<http://www.rotterdam.nl/wethouderswillenjongerenlangeropschoolhouden>

¹⁵⁶ この4市では18歳～19歳の中退者率が他の市に比べて高く、6.3%～6.9%となっている（全国平均は5.6%）

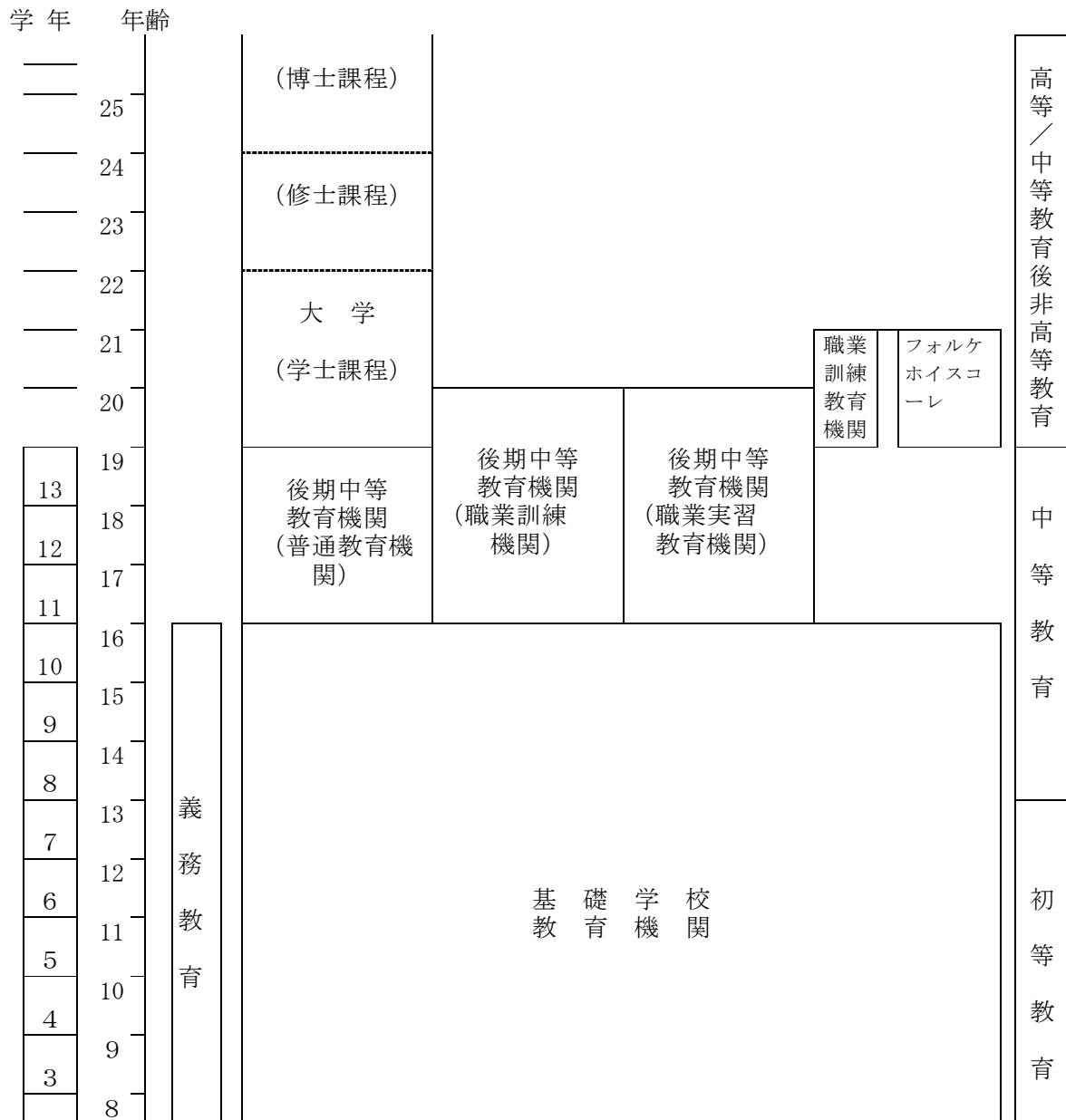
¹⁵⁷ オランダ政府ポータルサイト掲載プレスリリース「4大都市に対し中退者対策の予算を増額(extra geld voor aanpak schooluitval g4)」による：<http://www.rijksoverheid.nl/nieuws/2014/01/16/extra-geld-voor-aanpak-schooluitval-g4.html>

第4章 ノルウェー

1 現在の学制の概要

(1) 初等教育、中等教育、後期中等教育、高等教育の年齢別・グレード別分類

図表4 - 1 : ノルウェーの学校系統図¹⁵⁸



¹⁵⁸ Facts about education in Norway 2014 – key figures 2012 http://www.ssb.no/en/utdanning/artikler-og-publikasjoner/_attachment/162224?_ts=1446e2e4128 (本図は2014年の制度を示しているが、基本的に1(1)項の記載内容(2012/2013年度の制度)と変更はない。)

第4章 ノルウェー



ア 学制区分

ノルウェーの学校制度は、幼児教育、基礎学校教育（初等教育及び前期中等教育）、後期中等教育、高等教育から構成される。後期中等教育段階で普通教育と職業訓練にコース分岐し、それぞれ教育期間も異なり、普通教育コースの場合10（7＋3）＋3制となる。

また、学校制度枠組み外の教育機関フォルケホイスコーレ〔（4）イ（イ）項参照〕も存在し、修了時に学位や他教育機関への進学資格は得られないものの、後期中等教育と高等教育の橋渡しの役割を担っている。

2012/2013年度の学制区分（学校年度開始月：8月）は以下のとおりである¹⁵⁹。

図表4-2：ノルウェーの学制区分

区分	期間	学年	年齢	
幼児教育		—	0歳～5歳	幼稚園での保育。年齢別グループ（0歳～2歳及び3歳～5歳）での保育が行われるが、幼稚園の裁量で年齢によるグループ分けを行わない場合もある。
基礎学校教育 （初等教育及び前期中等教育を統合）	10年間	第1学年～ 第10学年	6歳～16歳	6歳を迎えた年に小学校に入学。生徒数の地方分布や教育施設の収容数など物理的な問題から、初等教育機関（第1学年～第10学年、6歳～12歳）と前期中等教育機関（第8学年～第10学年、13歳～16歳）に分けて運営される場合がある(公式区分で

¹⁵⁹ ノルウェーの学校制度についてはノルウェー教育・研究省の他、EUやユネスコなど複数の国際機関が情報提供を行っているが、そのうち最も直近年度の情報を掲載している欧州委員会教育・視聴覚・文化執行機関 欧州教育情報ネットワーク（The Education, Audiovisual and Culture Executive Agency (EACEA) Eurydice、以後「欧州委員会 EACEA Eurydice」）の The European Encyclopedia on National Education Systems およびノルウェー統計局の年鑑「ノルウェー教育年鑑」（Facts about education in Norway 2013 – key figures 2011, Statistics Norway）を中心に内容を整理し、記載した。

・ 欧州委員会 EACEA Eurydice The European Encyclopedia on National Education Systems, Norway

<https://webgate.ec.europa.eu/fpfis/mwikis/eurydice/index.php/Norway:Redirect>

また後期中等教育におけるコース分岐については次の文献も参照した。

・ 北川邦一「ノルウェーの10年制基礎学校教育の原則と方針－わが国の教育課程改訂方針との比較観点から」 日本教育政策学会年報 第8号 p212、2001/6 <http://ins.jp.org/kitagawa/85norway10nennkisogakkou.pdf>

・ 同「ノルウェーの社会科、宗教、道徳教育及び生活指導に関する比較教育学的調査研究」第2章 ハウゲン学校、教育管理庁、マングルユット高校社会科、宗教、道徳教育及び生活指導に関する2005年・ノルウェー訪問第2報とその関連事項（2003～2005年度科学研究費基盤研究） <http://ins.jp.org/kitagawa/5dai2syou.pdf>

第4章 ノルウェー

				はない)。
後期中等教育	3年間 職業訓練、職業 実習教育 の場合は 4年間	第11学年～ 第13学年	16歳～19歳	コース分岐あり。 ・普通教育 ・職業訓練教育 ・職業実習教育 (apprentice)
中等教育後・ 非高等教育	6か月～ 2年間	—	19歳～(上 限なし)	職業訓練を目的とする。私立校 が過半数を占める。後期中等教 育修了者であれば入学でき、ま た全日制でない場合も多い ¹⁶⁰ 。
高等教育		—	—	大学教育。 学士コース：3年間 修士コース：2年 博士コース：3年 総合大学、単科大学、その他高 等教育機関で教育が行われる。 総合大学の中には職業訓練教育 (通常3年)コースも設置され ている。

イ 規制庁

ノルウェーの教育制度を管轄する規制庁は教育・研究省 (Ministry of Education and Research) ¹⁶¹で、政策策定、法整備、予算策定を所管する。就学前・初等・中等教育に関する直接の政策執行機関は同省附属機関である教育管理庁 (Norwegian Directorate for Education and Training) ¹⁶²が担当し、その管轄下、国の定めた制度、カリキュラムの範囲内で各地方自治体が公立教育機関の運営を行う。高等教育に関しては教育・研究省が直接所管する。

ウ 私立学校

私立学校は存在するが、初等教育・中等教育においては学校数・生徒数共にその割合は比較的低い (初等及び前期中等教育機関における私立学校数は全体の 6.7%、在籍生徒数は同 3.1%である) ¹⁶³。私立学校は国公立校と同様に初等及び中等教育・訓練法 (教育法) [2 (2) 項参照、以下「教育法」とする] の適用を受け、基本カリキュラムや運営に関する差はない。さらに初等・前期中等教育機関が「私立学校法」 [2 (2) 項参照] にもとづき私立学校として国の認可を受けた場合、通常運営経費の 85%程度が助成金として交付¹⁶⁴される。

(2) (1) のうち義務教育段階、義務教育年齢

¹⁶⁰ 中等教育後・非高等教育では、国が教育機関や講座を認可し、修了者に資格を与える制度があり、資格制度の性格も持っている。また、芸術・スポーツ・人文科学系の学問を通じた知識獲得、人格形成を目的とする1年制の教育機関フォルケホイスコーレ (4イ (イ) 項) とは別の機関である。

¹⁶¹ 教育・研究省 <http://www.regjeringen.no/en/dep/kd.html?id=586> なお幼稚園の管轄機関は、2005年に子ども・家族省から教育・研究省へと移管された。

¹⁶² 教育管理庁 <http://www.udir.no/Stottemeny/English/>

¹⁶³ 初等教育・前期中等教育機関に在籍する生徒総数 615,327 名のうち私立学校の生徒数は 19,105 名、また初等・前期中等教育施設の総数 2,907 のうち私立校は 195 である (2012/2013 年度、ノルウェー統計局)

<http://www.ssb.no/en/utgrs/>

¹⁶⁴ 欧州委員会 EACEA Eurydice The European Encyclopedia on National Education Systems, Norway, Organisation of Private Education https://webgate.ec.europa.eu/fpfis/mwikis/eurydice/index.php/Norway:Organisation_of_Private_Education

第4章 ノルウェー

基礎学校教育（1年生～10年生、6歳～16歳）が義務教育の期間である¹⁶⁵。なお、基礎学校教育を修了した者は3年間（又は進学コースが3年以上の場合は、その年限）の後期中等教育を受ける法的権利（義務教育ではなく教育を受ける権利）を得る（「教育法」第3-1条に規定あり）¹⁶⁶。

(3) (1) のうち無償で提供される教育

ア 基礎学校教育

授業料及び教材が無償である。また、遠距離通学を行う生徒のためのバスも無償で運行される¹⁶⁷。

イ 学校外教育の一部

学校外教育を提供するデイケア施設 [1 (4) イ (ア) 参照] において行われる第1学年～第4学年向けの宿題支援は無償である¹⁶⁸。

ウ 後期中等教育

国公立校での後期中等教育は「教育法」第3-1条にもとづき無償となっている。

エ 高等教育

国公立の大学の授業料は無償である¹⁶⁹。

(4) 就学前教育、学校外教育の年齢別・グレード別分類

ア 就学前教育

就学前教育は幼児教育の一環と位置付けられ、義務教育の期間には含まれず、保育料も有料である。通常幼稚園で年齢別グループ（0歳～2歳のグループ及び3歳～5歳のグループ）による教育が行われる。また、幼稚園以外の教育形態として自宅でのグループ保育（幼児教育専門の教師が複数グループを担当）やオープン幼稚園（時間内であればいつでも子どもを預けることができる施設、都市部の移民家庭や育児休暇中の親に利用されている）がある¹⁷⁰。

イ 学校外教育

¹⁶⁵ 欧州委員会 EACEA Eurydice The European Encyclopedia on National Education Systems, Norway, Single Structure Education : [https://webgate.ec.europa.eu/fpfis/mwikis/eurydice/index.php/Norway:Single_Structure_Education_\(Integrated_Primary_and_Lower_Secondary_Education\)](https://webgate.ec.europa.eu/fpfis/mwikis/eurydice/index.php/Norway:Single_Structure_Education_(Integrated_Primary_and_Lower_Secondary_Education))

¹⁶⁶ 初等及び中等教育・訓練法（教育法） 第3条1項 後期中等教育に関する青少年の権利 http://www.regjeringen.no/upload/KD/Vedlegg/Grunnskole/dokumenter/EducationAct_with_amendments_entered2013.pdf

¹⁶⁷ 欧州委員会 EACEA Eurydice The European Encyclopedia on National Education Systems, Norway, Organisation of Single Structure Education https://webgate.ec.europa.eu/fpfis/mwikis/eurydice/index.php/Norway:Organisation_of_Single_Structure_Education

¹⁶⁸ 欧州委員会 EACEA Eurydice The European Encyclopedia on National Education Systems, Norway, Organisation of Single Structure Education https://webgate.ec.europa.eu/fpfis/mwikis/eurydice/index.php/Norway:Organisation_of_Single_Structure_Education

¹⁶⁹ 欧州委員会 EACEA Eurydice The European Encyclopedia on National Education Systems, Norway, Higher Education, Specific Legislative Framework : https://webgate.ec.europa.eu/fpfis/mwikis/eurydice/index.php/Norway:Higher_Education

¹⁷⁰ 欧州委員会 EACEA Eurydice The European Encyclopedia on National Education Systems, Norway, Organisational Variations and Alternative Structures in Early Childhood Education and Care https://webgate.ec.europa.eu/fpfis/mwikis/eurydice/index.php/Norway:Organisational_Variations_and_Alternative_Structures_in_Early_Childhood_Education_and_Care

第4章 ノルウェー

(ア) 基礎学校教育における学校外教育

学校外教育は、基礎学校第1学年～第4学年を対象に行われている。学童デイケア施設 (Skolefritidsordninger, SFO)¹⁷¹の設置が各地方自治体に義務付けられ [2 (2) 項参照、「教育法」第13-7条にもとづく]、通常の授業時間の前後の時間帯に年齢に応じた課外プログラム¹⁷²を提供している。生徒側の参加は任意である。

また2010年学校年度からは無料宿題支援 (第1学年～第4学年) も制度化された (教育法第13-7a条)¹⁷³。

(イ) 通常の学制枠組み外の教育¹⁷⁴

北欧には通常の学校制度 (初等教育、中等教育など) の枠組み外の教育機関「フォルケホイスコーレ」 (Folkehøgskole、英語表記 folk high school) がある。ノルウェーには77校が存在し、フォルケホイスコーレ法¹⁷⁵によって管理されている。

ノルウェーのフォルケホイスコーレは通常1年制で入学資格はなく、授業料は無償である。授業は少人数制クラスで進められ、芸術・スポーツ・人文科学などを通して、知識獲得のみならず人格形成を目的とする。修了時に学位や他の教育機関への進学資格は授与されないが、後期中等教育修了後の入学者が多く、高等教育との間の橋渡しの存在となっている。

(5) 地域による学制の違い、国内における義務教育期間の違い

地域による学制の相違や、国内における義務教育期間の相違はない。

(6) 飛び級制度の導入・撤廃状況、飛び級制度が導入されている教育段階

調査を行ったが、飛び級の存在を示す資料は見当たらなかった。

¹⁷¹ 教育・研究省 Education – from Kindergarten to Adult Education, p11

http://www.udir.no/Upload/Brosjyrer/5/Education_in_Norway.pdf?epslanguage=no

ノルウェー行政情報 (New In Norway) 学校外教育について (Before and after-school programme (SFO))

<http://www.nyinorge.no/en/Ny-i-Norge-velg-sprak/New-in-Norway/Children--Schools/The-school-system/Before-and-after-school-programme-SFO/>

¹⁷² オスロ市が策定した課外プログラム計画によると、自然、芸術、食育、宿題支援などのテーマに沿って各種の遊び、ゲーム、体操、知識習得プログラムなどを実施するという。

オスロ市学童デイケア プログラム計画

[http://www.utdanningsetaten.oslo.kommune.no/getfile.php/utdanningsetaten%20\(UDE\)/Internett%20\(UDE\)%29/PED/Dok/Rplan_Askolen.pdf](http://www.utdanningsetaten.oslo.kommune.no/getfile.php/utdanningsetaten%20(UDE)/Internett%20(UDE)%29/PED/Dok/Rplan_Askolen.pdf)

参考：オスロ市 SFO について：<http://www.utdanningsetaten.oslo.kommune.no/grunnskole/1-4trinn/aktivitetsskolen/>

¹⁷³ 欧州 EACEA Eurydice The European Encyclopedia on National Education Systems, Norway, Organisation of Single Structure Education

https://webgate.ec.europa.eu/fpfis/mwikis/eurydice/index.php/Norway:Organisation_of_Single_Structure_Education

政府行政情報ウェブサイト The day care centre/school system：<http://www.nyinorge.no/en/Ny-i-Norge-velg-sprak/New-in-Norway/Children--Schools/The-school-system/The-day-care-centreschool-system/>

なお以下は教育法の規定によりオスロ市が学童デイケア施設の設置を定めた政令と思われるが、参考のために脚注に記載した。

[http://www.utdanningsetaten.oslo.kommune.no/getfile.php/utdanningsetaten%20\(UDE\)/Internett%20\(UDE\)/Info/Byr%C3%A5dssak%2030_2008.pdf](http://www.utdanningsetaten.oslo.kommune.no/getfile.php/utdanningsetaten%20(UDE)/Internett%20(UDE)/Info/Byr%C3%A5dssak%2030_2008.pdf)

¹⁷⁴ ノルウェーのフォルケホイスコーレ ポータルサイト http://www.folkehogskole.no/index.php?page_id=354

Sylvia S. Bagley and Val D. Rust (2009) Chapter 16 Community-Based Folk High Schools in Norway, Sweden, and Denmark, R.L. Raby, E.J. Valeau (eds.), Community College Models, p286-289

http://www.msme.la.edu/PDFFiles/Education/Folk_High_Schools_Final_Chapter.pdf

¹⁷⁵ フォルケホイスコーレ法 (ノルウェー語) <http://lovdata.no/dokument/NL/lov/2003-06-20-56>

第4章 ノルウェー

(7) 留年制度の導入・撤廃状況、留年制度が導入されている教育段階

義務教育期間は留年制度がない。基礎学校在学中の生徒は学習の到達度に関わらず自動的に進級する¹⁷⁶。高等教育には留年制度が存在する¹⁷⁷。

2 学制の改正状況

(1) 最近20年間に行われた学制の改正の概要

ノルウェーでは教育政策に関し教育機会の均等を原則としてきたが、1990年代に入ると技術、経済、社会の変化に伴う教育改革が政策課題となり¹⁷⁸、それを受けて制度改革が行われた。主な改革は以下のとおりである。

①1994/1995年度 (Reform 94)¹⁷⁹

Reform 94は、後期中等教育への進学促進を目的として1994年に行われた改革である。9年間の義務教育修了後、希望者全員に3年間（障害者は5年間）の高等学校教育を受ける権利を保障。また普通教育と職業訓練教育の間の障壁を取り除き、両者の行き来をしやすくした。

②1997/1998年度 (Reform 97)¹⁸⁰

Reform 97は、1997年に行われた義務教育制度の改革である。この改革において、就学年齢が従前の7歳から6歳に引き下げられ、義務教育期間が10年間に拡大された（前期初等教育4年間（第1学年～第4学年）、後期初等教育3年間（第5学年～第7学年）、前期中等教育3年間（第8学年～第10学年）となった）。この改革によって、1969年以降、長らく9年間と定められていた義務教育期間は約30年ぶりに拡大された。（6歳児の教育機関として幼稚園、学校いずれがふさわしいか長期間議論が行われ、その結論を得る過程で1980年代後半には社会実験も実施された¹⁸¹。）

③初等教育の統合

¹⁷⁶ 欧州委員会 EACEA Eurydice Chapter 3: Grade Retention in Lower Secondary Education, Grade Retention during Compulsory Education in Europe: Regulations and Statistics :

http://eacea.ec.europa.eu/education/eurydice/documents/thematic_reports/126EN.pdf

OECD生徒の学習到達度調査によると、ノルウェーを含む幾つかの国では学習到達度や素行に問題がある生徒に対し転校措置を取ることもあるという。

PISA in Focus, No.6, When students repeat grades or are transferred out of school: What does it mean for education systems? Programme for International Student Assessment (PISA) : <http://www.oecd.org/pisa/pisaproducts/pisainfocus/48363440.pdf>

¹⁷⁷ Dr Elisabeth Hovdhaugen, Nordic Institute for Studies in Innovation, Research and Education (NIFU) Widening Participation in Norwegian Higher Education, 2013, p22 : http://www.nifu.no/files/2013/10/2013_WPeffectivenessNorway.pdf (NIFU : ノルウェーの有力研究機関「ノルウェー研究開発政策研究所」)

¹⁷⁸ United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization International Bureau of Education (UNESCO IBE) World Data on Education 2010/2011, Norway, Principles and general objectives of education 及び The educational process : http://www.ibe.unesco.org/fileadmin/user_upload/Publications/WDE/2010/pdf-versions/Norway.pdf

¹⁷⁹ EQUITY IN EDUCATION THEMATIC REVIEW, NORWAY Country Note, OECD 2004 p14 : <http://www.oecd.org/education/innovation-education/35892523.pdf>

「ノルウェーの10年制基礎学校教育の原則と方針—わが国の教育課程改訂方針との比較観点から」北川邦一 日本教育政策学会年報 第8号 p212、2001/6 : <http://ins.jp.org/kitagawa/85norway10nennkisogakkou.pdf>

¹⁸⁰ 脚注 21 EQUITY IN EDUCATION THEMATIC REVIEW, NORWAY, p14

横山悦生、加藤敬之「2009年ノルウェー教育調査報告」子どもの遊びと手の労働研究会（特集 ノルウェーの教育と文化）No.437, p4 2010/1 <http://ir.nul.nagoya-u.ac.jp/jspui/bitstream/2237/12979/1/p.3-9.pdf>

¹⁸¹ Sidsel Germeten (1998) 1997: The Reform of Compulsory School (Primary and lower secondary) EDUCATIONAL REFORMS IN NORWAY 1994-98 The scope and perspectives of the field, Association for Teacher Education in Europe (欧州教師教育学会、ATEE) conference <https://extranet.education.unimelb.edu.au/LED/tec/pdf/germeten2.pdf>

第4章 ノルウェー

2004年のカリキュラム改革（Knowledge Promotion Reform）に伴い、前期（第1学年～第4学年）、後期（第5学年～第7学年）の2段階に分かれていた初等教育が一本化された¹⁸²。

④ 学士・修士・博士課程の年数統一

2002年に実施された高等教育改革に伴い、学士3年間、修士2年間、博士3年間という教育期間が定められた¹⁸³。（また制度改正ではないが、1994年には大学組織の財政・運営面で合理化を図る目的で小規模な単科大学の統合も行われている。¹⁸⁴）

(2) 現在の学制を規定している法律、その根拠条文

ア 初等及び中等教育・訓練法（教育法）[Lov 1998 - 07 - 17 - 61、Act of 17 July 1998 no. 61 relating to Primary and Secondary Education and Training (the Education Act)] (1998年)¹⁸⁵

① 第2 - 1条

子ども及び青少年は、初等教育及び前期中等教育を受けなければならない、また本法及び本法に付随する法令に従って公立の初等教育機関及び前期中等教育機関に通学する権利を有する。

(中略)

子どもは6歳に達した年に通学を開始すること。(中略)

通学の義務及び権利は、10年生修了時までとする。(以下略)

② 第2 - 12条 私立の初等教育機関及び前期中等教育機関

当局は私立校の設置許可を行う。その際、次に挙げる条項の規定を満たしていること。許可なく私立校を運営した者は罰金刑とする。

私立の教育機関の内容及びその評価に関し、

第1 - 1条（教育、訓練の目的）、

第1 - 3条（個別適切な教育の実施）、

第2 - 3条（初等教育及び前期中等教育における授業内容及びその評価方法）、

第2 - 3a条（宗教信仰等を理由とする授業の免除）、

第2 - 4条（宗教、人生哲学、倫理の教育について）

を満たすものとする。

また私立の初等教育機関及び前期中等教育機関については、

第2 - 2条（授業時間数）、

第2 - 5条第1・第2・第3・第6パラグラフ（授業で用いるノルウェー語の形態（ブックモール又はニーノシュク）の選択）、

¹⁸² United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization International Bureau of Education (UNESCO IBE) World Data on Education 2010/2011, Norway, The educational process, primary and lower secondary education http://www.ibe.unesco.org/fileadmin/user_upload/Publications/WDE/2010/pdf-versions/Norway.pdf

¹⁸³ 欧州 EACEA Eurydice The European Encyclopedia on National Education Systems, Norway, Higher Education : https://webgate.ec.europa.eu/fpfis/mwikis/eurydice/index.php/Norway:Higher_Education

¹⁸⁴ Sidsel Germeten (1998) 1997: The Reform of Compulsory School (Primary and lower secondary) EDUCATIONAL REFORMS IN NORWAY 1994-98 The scope and perspectives of the field, Association for Teacher Education in Europe (欧州教師教育学会、ATEE) conference <https://extranet.education.unimelb.edu.au/LED/tec/pdf/germeten2.pdf>

¹⁸⁵ 初等及び中等教育・訓練法（教育法）（英語）

http://www.regjeringen.no/upload/KD/Vedlegg/Grunnskole/dokumenter/EducationAct_with_amendments_entered2013.pdf

第4章 ノルウェー

<p>第2-9条 (校則の制定)、 第2-10条 (校則違反の際の授業出席禁止措置)、 第2-11条 (義務教育の一時欠席許可)、 第8-2条 (生徒のクラス分け)、 第9-1条 (学校の管理運営)、 第9-2条 (カウンセリング及び学校図書館)、 第9-3条 (教育設備、家具類)、 第9-4条 (教科書、教材における使用言語)、 第9-5条 (学校施設)、 第9-6条 (校内、教科書等における宣伝広告の禁止)、 第9章 a (学校環境の整備)、 第10-1条 (教員資格)、 第10-2条 (授業内容に関する教員の資格)、 第10-6条 (臨時教員)、 第10-6a条 (教員採用特例)、 第10-9条 (教員の警察登録)、 第11-1条 (初等教育及び前期中等教育における協同委員会)、 第11-2条 (初等教育及び前期中等教育における生徒委員会)、 第11-3条 (同条は2003年に撤廃)、 第11-4条 (初等教育及び前期中等教育における父母委員会)、 第11-7条 (各委員会における委員長等役職の選出)、 第11-10条 (各委員会に関する除外特例の承認)、 第13-3b条 (ミュニシパリティ及びカウンティによる生徒向け傷害保険の提供)、 第13-7a条 (ミュニシパリティによる宿題支援)、 第13-10条 (ミュニシパリティ、カウンティ及び私立学校所有者の責任範囲)、第14-1条 (国の管理監督)、 第15-3条 (児童福祉サービスへの情報提供)、 第15-4条 (社会保障サービスへの情報提供) も満たすものとする。(以下略)</p>
<p>③第2-15条 無償の公立初等教育、前期中等教育を受ける権利 生徒は無償で公立初等教育、前期中等教育を受ける権利を有する。(以下略)</p>
<p>④第3-1条 後期中等教育を受ける権利 初等教育及び前期中等教育、又はその同等の教育を修了した若年者は、申請を行うことにより、3年間の全日制後期中等教育を受ける権利を得る。(以下略)</p>
<p>⑤第4-1条 職業実習生 (apprentice) 職業実習生とは、第3-4条に基づき職業実習が必要とされる職分野における専門試験又は職人試験の受験を目的として、職業実習契約を結んだ者をいう。(以下略) (第3-4条では、教育・研究省が後期中等教育における授業内容や評価、専門試験等(職業実習を含む)を勘案した諸規則を定める旨が規定されてい</p>

第4章 ノルウェー

る。)
<p>⑥第4-2条 職業実習生の権利及び義務 職業実習生及び訓練生は、職業実習契約及び訓練契約に基づき教育訓練を受ける権利を有する。 職業実習生及び訓練生は、訓練機関との間で雇用及び配属に関する契約を締結した被雇用者を言う。(以下略)</p>
<p>⑦第7-1条 初等教育及び前期中等教育における通学手段及び住居 その居住地が学校から4キロメートル圏外にある第2学年から10年生の生徒は通学手段無償の権利を有する。また第1学年については2キロメートル圏外に居住する者を無償の対象とする。通学が危険或いは困難な場所に居住する生徒は学校からの距離に関わらず通学手段無償の権利を有する。 (中略) 日中の移動が適切でない場合、ミュニシパリティ(市)は生徒に対し住居の提供を行う。(中略)ミュニシパリティは住居を提供された初等教育及び前期中等教育の生徒の監督を行う。</p>
<p>⑧第7-2条 後期中等教育における通学手段及び住居 その居住地が学校から6キロメートル圏外にある後期中等教育段階の生徒は通学手段無償の権利を得るか、又は通学費の還付を受けることができる。 (中略) 後期中等教育を受ける生徒が遠方に居住し通学が困難な場合、カウンティ(県)は生徒の住居手配に際して支援を行う。またカウンティは必要に応じて寄宿舎の建設を行う。</p>
<p>⑨第13-5条 学校所有者による果物・野菜の無償提供 学校所有者は生徒に対し無償で野菜、果物の提供を行う。</p>
<p>⑩第13-7条 デイケア施設の設置 ミュニシパリティは第1学年から第4学年までの生徒及び特別支援が必要な第1学年から第7学年までの生徒に対し、授業時間の前後にデイケア施設の提供を行う。 デイケア施設は生徒の年齢、機能水準、興味に応じた遊戯や文化的活動等を行う目的で設置される。デイケア施設は児童の保護監督を行う。(以下略)</p>
<p>⑪第13-7a条 ミュニシパリティによる宿題支援 ミュニシパリティは第1学年から第4学年までの生徒に対し、宿題支援を行う。この支援は無償で行われる。生徒は当該宿題支援を受ける権利を有するが、その参加は任意である。</p>

イ 私立学校法 (Lov 2003 - 07 - 04 - 84, Act on Private Schools no 84 of 4 July 2003) (助成金対象私立学校に関する法) ¹⁸⁶

<p>・第2-1条 教育・研究省は私立学校の認可及び認可済み私立学校の運営変更について認</p>

¹⁸⁶ 私立学校法 (ノルウェー語) <http://lovdata.no/dokument/NL/lov/2003-07-04-84>

第4章 ノルウェー

可を行う

ウ 幼稚園法 (Lov 2005 - 06 - 17 - 64、Kindergarten Act - Act no. 64 of June 2005 relating to Kindertartens) (2005年)¹⁸⁷

- ・第6条 認可
以下の条件で義務教育年齢に満たない子どもを預かる場合、幼稚園設置の許可を取得すること。
 - a) 1人以上の子どもの預かりを定期的に行い、その子どもが週20時間以上を当該場所で過ごす場合。
 - b) 3歳以上の子どもを10人以上、又は3歳未満の子どもを5人以上預かる場合。
 - c) 預かりが報酬と引き換えに行われる場合。

上記6-a)項にもとづき預かりを行う場合、その開始に先立って許可を取得すること。

- ・第10条 許可
各自治体 (municipality) は幼稚園設置の許可申請に関し、第1条及び第2条に記載の幼稚園の目的及び内容にもとづいた判断を行う。(以下略)

エ 職業訓練教育法 (2003年)¹⁸⁸

- ・第1条
教育機関への認証を通じ職業訓練教育の質を保証する。職業訓練とは中等教育又はその同等の教育を受けた者に対する職業教育であり、期間は半年間から2年間である。職業教育とは、追加的な訓練なしに労働の場で通用するスキル獲得のための教育を指す。

オ 大学法 (Lov 2005 - 04 - 01 - 15、Act of 1 April 2005 No 15 relating to universities and university colleges) (2005年)¹⁸⁹

- ・第7-1条 授業料
第(1)項 国立大学は、学位取得過程又は専門教育課程に在籍する学生に授業料を請求してはならない。ただし特段の事情により機関が例外的に申請を行った場合、Ministryはこれを許可することができる。(以下略)

- ・第8-3条 国の助成
(中略)
第(3)項 当局は国の助成を受ける大学の監督を行う。当局は会計及び監督に係わる事項の定めを行うことができる。

(3) 学制改正前の法律、その根拠条文

教育法は、従来個別に存在していた初等教育、中等教育に関する法令 [基礎学校法 (1969

¹⁸⁷ 幼稚園法 (英語) :

http://www.regjeringen.no/upload/KD/Vedlegg/Barnehager/engelsk/Act_no_64_of_June_2005_web.pdf

¹⁸⁸ 職業訓練教育法 (ノルウェー語) <http://lovdata.no/dokument/NL/lov/2003-06-20-56>

¹⁸⁹ 大学法 (英語) http://www.regjeringen.no/upload/KD/Vedlegg/UH/UHloven_engelsk.pdf

第4章 ノルウェー

年)¹⁹⁰、後期中等教育法(1974年)¹⁹¹、職業訓練法(1980年)¹⁹²]を統合したものである¹⁹³。

(4) 学校段階別学制の改正状況

ア 初等教育、中等教育、後期中等教育、高等教育の年齢区分の改正

1997/1998年度(Reform 97)の改革に伴い就学年齢(基礎学校への入学年齢)が7歳から6歳へと引き下げられ、それに伴って就学前教育の年齢区分が5歳までに変更された。

イ 義務教育年齢・年数の改正

1997/1998年度(Reform 97)の改革に伴い義務教育年齢・年数の拡大が行われ、義務教育開始年齢は従前の7歳から6歳へ、終了年齢は16歳へと変更された。また義務教育年数も9年間から10年間へと拡大された。

ウ 特定教育段階での無償化導入・変更

調査を行ったが、直近20年間での無償化の導入・変更に関する文献資料を確認することはできなかった。

エ 飛び級制度の導入・撤廃

調査を行ったが、直近20年間での飛び級の導入・撤廃に関する資料は見当たらなかった。

オ 留年制度の導入・撤廃

ノルウェーの義務教育には留年制度が存在しないが、それが制度の撤廃によるものであるかどうかを確認することはできなかった。

(5) 学制改正に関する世論動向

ア 学制改正に関連した世論動向、特に改正当時のメディア報道状況等

政府系研究機関が発表した義務教育改革(Reform 97)の評価報告書では、同改革は結果として大半の教員や保護者からの支持を獲得したが、(改革案公表時に多かった賛同の声に反し)制度導入時には批判も発生した、と指摘している¹⁹⁴。

しかし、基本的には「国民的広がりをもつ合意の上に成立した」[2(5)イ項参照]改正であると捉えることができる。

¹⁹⁰ 基礎学校法では9年間の義務教育年数を定めていた。北川邦一「現代ノルウェー教育制度の国民的背景(2)」大手前大学社会文化学部論集5, 23-42, 2004 p 30:

http://ci.nii.ac.jp/els/110006178736.pdf?id=ART0008150425&type=pdf&lang=jp&host=cinii&order_no=&ppv_type=0&lang_sw=&no=1393898291&cp=

¹⁹¹ 後期中等教育法(1974年)では、後期中等教育が9年間の基礎教育修了者を対象とする教育であり、基礎コース及び上級コースからなり、3年間の教育期間を与えられると定める。また成人が後期中等教育を受ける際も本法に順ずると定められていた。(英文) <http://www.ub.uio.no/ujur/ulovdata/lov-19740621-055-eng.pdf> (オスロ大学図書館ウェブサイト) 脚注34、北川邦一「現代ノルウェー教育制度の国民的背景(2)」も参照。

¹⁹² Vocational education and training in Norway 欧州職業訓練開発センター(European Centre for the Development of Vocational Training, CEDEFOP) 1999 pp45-47 http://www.cedefop.europa.eu/etv/Upload/Information_resources/Bookshop/217/7004EN_2.pdf

¹⁹³ United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization International Bureau of Education (UNESCO IBE) World Data on Education 2010/2011, Norway, Laws and other basic regulations concerning education:

http://www.ibe.unesco.org/fileadmin/user_upload/Publications/WDE/2010/pdf-versions/Norway.pdf

¹⁹⁴ The evaluation of Reform 97: key findings “Evaluating Reform 97” programme ノルウェー総合研究審議会(The Research Council of Norway) pp6-7: http://www.forskingsradet.no/prognett-reform97/Programme_description/1231248838780

第4章 ノルウェー

イ 改正に関する賛成意見

ノルウェーでは 1990 年代から現在までの間、幾度かの政権交代（労働党などを中心とする中道左派、保守党などを中心とする中道右派の間の政権交代）が行われている。しかし、1990 年代に実施された一連の教育制度改革における政策や基本原則は引き継がれており¹⁹⁵、教育制度改革の基本的考え方は「全政党政派の合意とまでは断言できないとしても、その時々々の政権政派を超えた国民的広がりをもつ合意の上に成立している」¹⁹⁶といえる。

ウ 改正に関する反対意見

(ア) 反対意見の概要

2 (5) ア項で記載したように、改正はおおむね賛同を得ている。

ただしすべての児童に対する平等な教育の提供という観点における幾つかの課題（障害児、男女、少数民族の宗教等に対する配慮等）や、宗教・信仰に基づく授業の欠席制度が現場で機能していないという指摘もある¹⁹⁷。

(6) 学制改正の背景

ノルウェー政府は教育機会の均等（障害児を含むすべての子どもに対する均等な教育機会の提供）を原則とし、教育の質の向上を目指してきたが、1990 年代に入ると技術の進歩、経済や社会状況の変化に伴い教育改革が政策課題となり¹⁹⁸、それを受けて 1990 年代後半から 2000 年代にかけて制度面、カリキュラム面での改革が行われた。

(7) 学制改正に関する評価

ア 教育規制庁や教育研究者などによる事後評価

ノルウェーの政府系研究機関が行った義務教育改革（Reform 97）の事後評価報告では、改革で掲げられた措置（義務教育を 10 年間に拡大、少数民族の文化を尊重した教育の実施、第 1 学年における英語教育開始など）はおおむね実施に移され、教員や保護者もその内容を支持しているという。ただしカリキュラムの内容・水準が高く年度内にこなすきれないという教員の不満が発生していることや、自治体（ミュニシパリティやコミュン）による取組に差がある等、課題の指摘もある¹⁹⁹。

¹⁹⁵ United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization International Bureau of Education (UNESCO IBE) The Development of Education 2000 to 2004 – National Report from Norway pp12

http://www.ibe.unesco.org/National_Reports/ICE_2004/norway.pdf

¹⁹⁶ 北川邦一「現代ノルウェー教育制度の国民的背景（2）」大手前大学社会文化学部論集 4, 1-22, 2003 pp1-2 : http://ci.nii.ac.jp/els/110006178723.pdf?id=ART0008150403&type=pdf&lang=jp&host=cinii&order_no=&ppv_type=0&lang_sw=&no=1393899071&cp=

¹⁹⁷ United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization International Bureau of Education (UNESCO IBE) The Development of Education 1991 to 2000 – National Report from Norway pp49-50 :

<http://www.regjeringen.no/en/dep/kd/documents/reports-and-actionplans/Reports/2001/The-Development-of-Education-1991-to-2000.html?id=277457><http://www.ibe.unesco.org/International/ICE/natrap/Norway.pdf>

義務教育改革に伴うカリキュラム改正においてキリスト教・宗教・倫理教育の授業が設けられたが、その導入に関しては国で議論が行われた。その結果、当該授業は各児童の宗教・信仰的背景に配慮することが求められ、また改革実施 3 年後に内容評価を行うことが決定した。これを受けて 2000 年に実施された評価では、初等教育の初期段階では宗教・信仰面での配慮がおおむね定着しているものの、少数民族の宗教的背景への配慮についてはまだ不十分な点もあると指摘している。

¹⁹⁸ United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization International Bureau of Education, UNESCO IBE) World Data on Education 2010/2011, Norway, Principles and general objectives of education 及び The educational process :

http://www.ibe.unesco.org/fileadmin/user_upload/Publications/WDE/2010/pdf-versions/Norway.pdf

¹⁹⁹ The evaluation of Reform 97: Key Findings “Evaluating Reform 97”programme ノルウェー総合研究審議会 (The Research Council of Norway)

第4章 ノルウェー